

尊攘論の時代

高橋秀直

はじめに……………四二

I 幕府と三条勅使―江戸……………五〇

一、開鎖問題と幕府……………五〇

1 勅使到着以前……………五〇

1、三つの路線の登場……………五〇

2、三つの路線の対抗と交差……………五四

2 三条勅使と幕府……………五六

1、勅命遵奉の決定……………五六

2、勅使への奉答……………六二

二、公武合体派の反撃計画―横井構想……………六四

1 越前の反撃策……………六四

2 薩摩の反撃策……………六七

3 横井構想の成立……………七〇

小括……………七八

II 公武合体派の挫折と打払令の発令……………八二

一、京都における尊攘論の再活性化……………八二

1 三条勅使出発後の京都……………八二

2 勅使の帰京と尊攘論の再活性化……………八五

二、公武合体派對尊攘派(上)——二月一日まで……………八七

1 横井構想の挫折……………八七

1、二月九日まで——攘夷期限の言上……………八七

2、有志対策……………九二

2 二月一日……………九六

三、公武合体派對尊攘派(下)——打払令の発令……………一〇〇

1 浪士対策——二月二日～一八日……………一〇〇

2 將軍への大政委任——二月一九日～三月七日……………一〇六

3 打払令の発令——三月八日～一六日……………一一一

4 將軍歸府問題の紛糾——三月一六日～二五日……………一一六

5 攘夷問題と天皇の真意……………一二〇

小括……………一二三

III 攘夷の諸相……………一二七

一、生麦事件償金支払問題……………一二七

1 慶篤・小笠原の使命——京都……………一二七

2	償金支払いの決定と中止—江戸—	一三一
3	攘夷期限令と慶喜の帰東—京都—	一三九
4	償金支払いの断行—江戸—	一四二
二、長州の攘夷	……………	一四六
1	四月二日の藩内布告	一四六
2	無二念打払の藩論化	一四七
3	外国船砲撃の開始	一四九
三、小笠原の率兵上京とその挫折	……………	一五二
1	慶喜の帰府と小笠原上京の決定	一五二
2	小笠原率兵上京とその挫折	一五五
四、在京幕閣と攘夷行動—京都—	……………	一六一
1	家茂帰府の決定	一六一
2	攘夷行動をめぐる朝廷と幕府	一六五
五、家茂帰府後の幕府—江戸—	……………	一七〇
1	開国論の具申	一七〇
2	横浜鎖港論への転換	一七一
小括	……………	一七八
結語	……………	一八四
注	……………	一九〇
文献目録	……………	二〇五

はじめに

本稿は、文久二年（一八六二）一〇月、三条実美が攘夷の勅命をもって江戸に下ってより翌文久三年（一八六三）八月、幕府が横浜鎖港交渉の実行を諸藩に宣言するまでの時期の中央政治過程を明らかにしようとするものである。幕末政治史においてこの時期は尊王攘夷派の全盛時代として知られており、事実その通りである。本稿を「尊攘論の時代」と名付ける所以である。

もともと尊攘派の全盛期といっても彼らの勢力がこの時期、圧倒的であったというわけではない。幕末の他の時期と同じくこの時期においても諸勢力間の激しい葛藤が存在しており、そうした中で優位を彼らがしめていたというのがその実態である。では諸勢力との葛藤とはいかなる勢力との葛藤だろうか。その中心となるのは、いわゆる公武合体派諸侯・幕府である。彼らと尊攘派との葛藤としてこの時期の中央政治過程は構成されることになる。

その葛藤とは何をめぐるものか。それは大きく二つ。第一に開鎖の外交問題、第二にいかなる政治体制をつくるのかという政体問題である。この両問題をめぐりどのような見解が対立し交差していくのかが検討されねばならない。もともと両問題とも、開国か鎖国か、あるいは王政復古か大政委任か、といった単純な分類ですむものではない。それぞれの勢力・人物がとる主張は複雑であり、なんらかの整理をしておかねば混乱することになる。そこで最初にこれについての整理、座標軸を示すことにする。

まず開鎖問題について。これを整理するには、まず最終的な目的の次元と、それにいたるための手段の次元を分けて考える必要がある。これを座標軸で示せば図1（外交論の位相）となる。横軸は目的であり、日本のあるべき対外関係は何かという問題であり、鎖国と開国に分かれる。縦軸は、手段である。開港（開国）と攘夷（条約廃棄）に分かれる。目的開国・

手段開港の第一象限、目的鎖国・手段攘夷の第三象限はわかりやすいが、目的開国・手段攘夷の第四象限はいつけん奇妙に映るかもしれない。しかし、これは当時よくあつた議論なのである。すなわち、目的は開国だが今の国内人心ではただちにここに至るのは困難である、ゆえに一度、攘夷を断行し、これで国内人心の言わばガス抜きをした上で開国の国是を定めるべしという議論や、開国をなすには外国と匹敵する国力の充実をはかる必要があるが、現在の墮落した人心では富国強兵の実現は困難である、ゆえに一度、攘夷を断行し、国家を死地におくことで人心を作興し、それをバネに国内改革を進めるべきだという議論である。別稿「文久二年の政治過程」上・下で分析した文久二年一〇月までの段階でこの座標に諸勢力の外交論を位置づければ、長井雅楽や同年七月までの周布政之助は第一象限、七月以後の周布が第四象限、久坂ら長州尊攘派が第三象限ということになる。鎖国が望ましいが、敗北必死の攘夷戦争は避けたい、したがって開港という現実は当面うけられるという孝明天皇は、目的鎖国、手段開港という第二象限に位置づけられることになる。

図1 外交論の位相

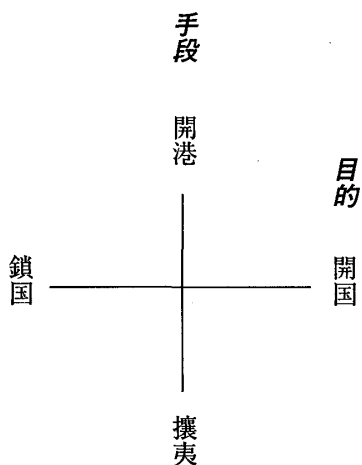
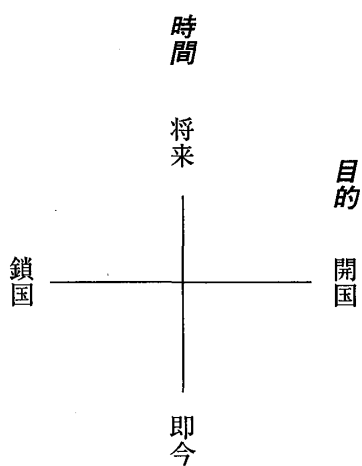


図2 攘夷論の位相



この時期の外交論を検討するさい次に考慮すべきことは、開国論と攘夷論の非対称性である。通商条約の調印により、国内的に正当性はまだ得ていないが、開港は確固とした現実となった。したがって攘夷論者は、とにかくこの現実の否定を行う必要がある。しかし開港論者にはそうしたことは必要がない。国内的な正当性を得るといふ課題は残っているにしろ、現状の变革を阻止するのみでその主張の過半はすくなくとも達成していることになるのである。目的実現の労苦において両者は大きな差があり、この点、両者は非対称的なのである。したがって開国論者がその立場をいつわって攘夷論を主張することができるとなる。鎖国への復帰を主張しつつも、その実行を遠い将来のものとすれば開港という現実⁽¹⁾は当面、維持できるからである。そしてこの時期のように尊攘論が強く直接的な開国論の主張が困難な時期においては、開国論者のなかでそのような戦術をとるものが多くいた。このことを座標軸で示したのが図2〈攘夷論の位相〉である。横軸は攘夷論を唱えている人間の真の目的であり、右が開国、左が鎖国である。縦軸は時間軸であり、攘夷をいつの時期に実行しようとするかを示す。上が遠い将来、下が即今、即時あるいは近い将来である。右にのべたような偽装攘夷論者は第一象限にはいる。もつとも、目的開国、手段攘夷の主張者(図1の第四象限)がすべて図2の第一象限になるわけではなく、後述する文久二年九月の春嶽のようないったん攘夷を行い、そこで不満のガス抜きをして開国に移行しようと望むものは、攘夷の速やかな実行を望んでいる。つまり図2の第四象限である。

また手段としての攘夷論は、その方法においても多様であった。一つの方法は、外交交渉で、日本側が列国に条約の廃棄交渉を行うというものである。そしてその交渉においては、外国側の納得をえるためにねばり強く交渉する方式と、一方的に通告する方式の双方がある。後者の場合は当然、外国は納得せず、怒った列国が軍事力に訴え、戦争となることが予想される。もつとも、それはあくまで外国側からの攻撃であり、日本側から攻撃するというものではない。もう一つの方法は、日本側の先制攻撃論で、かつての無二念打払令のように交渉抜きで一方的に日本側が外国側を攻撃するというものである。

我々が幕末の攘夷行動というときすぐ思い浮かべる長州の下関での外国船打払はこれに属するが、以下、明らかにしていくようにこうした先制攻撃論は、手段としての攘夷論のなかでもけつして一般的な主張ではなかったのである。

本稿では以上の整理をふまえて、各政治主体の外交論を位置づけて行くことにする。

次に政体論。これも様々な整理の仕方があるが、幕府（徳川氏）のあり方についてその権力の大きさを基準に分類していくと四つに分かれる。第一の類型は、幕府が実質上、全権力をにぎり朝廷は形式的な、儀礼的な存在にとどまるといふもの。いわゆる幕府独裁政治であり、近世の本来の政体である。第二の類型は、幕府はもはや国政の最高意志決定機関ではなくなり朝廷がそれに代わるが、その最高意志を中心となって執行するのは幕府とするといふもの。この類型は、朝廷の国政への関与の程度によりその内容に大きな幅がある。一方の極は、朝廷は最高決定機関であるが形式的存在にとどまり、実質的決定は執行権者である幕府を担うといふあり方、他の極は朝廷が最高決定機関として実質化し、様々な問題について決定し、幕府を文字通り手足のように使うとともに自らも執行に若干関与するあり方である。前者を朝廷形式型、後者を朝廷実質型と呼ぶことにする。第三は幕府の中央執行機関としての役割をも否定し、朝廷自らがこれを担うが、徳川氏が関東の大大名として存続するのは認めるといふもの。第四は徳川氏が関東の大大名として存続するのも認めず、その政治的抹殺をはかるといふものである。以上の類型を政体論に関連させて整理すると、第一は大政委任政体、第三と第四は王政復古政体となる。⁽²⁾そして第二類型は、朝廷の支配が形式的な場合は大政委任、実質化したなら王政復古となり、その中間は、灰色の中間領域となる。これをこれを表で示すと以下のようになる。⁽³⁾

表 幕府（徳川氏）の政治的位置

第一類型	幕府独裁政治		大政委任政体
第二類型	中央執行機関としての幕府	A 朝廷の支配形式的	大政委任政体
		B 朝廷の支配実質的	王政復古政体
第三類型	関東の大大名		王政復古政体
第四類型	政治的に抹殺		王政復古政体

幕末史の終幕では、新政府は第四の類型をとり戊辰戦争を戦うことになるが、これは幕末史全体のなかで見れば、きわめて極端な主張で、慶応三年末という特殊な政治状況のなかで有力化したものであり、これにひきつけて幕末史の動きを理解しようとする結果論の罣にはまってしまうことになるのである。

以上の四つの類型をふまえてこの時期の政体論を考えると、焦点となるのは尊攘派の政体論である。これについては、戦前の官製維新史学では、王政復古をめざす討幕論（すなわち、第四類型）と理解されてきた。しかし、これに対して宮地正人「幕末過渡期国家論」は、尊攘派のめざす破約攘夷の実現の前提は、幕府制と大名制であり、奉勅攘夷の方針をもった幕府の存在が求められていたという逆説の存在を指摘した（八三、四頁）。そして、原口清「文久三年八月一八日政変に関する一考察」は真木和泉ら尊攘派の政体論を実証的に検討し、彼らは幕府の存在を否定していたわけではなく、最高決定権は朝廷が握り、その執行は幕府があたるべきというのがその主張であったと論じた。さらに氏は「幕末政局の一考察」でもこれについて論じ、尊攘派にとり征夷大將軍は攘夷決戦のために必要不可欠なものであり、彼らは、「文久二年以来顕著となった朝主幕従傾向を一層推進し、幕府の朝廷に対する忠実な執行機関化」とすることを望んでいたとした（一二、三頁）。

つまり先の類型でいけば、第二類型のうちの朝廷実質型であり、王政復古政体論がその政体論ということになる。

この説は、尊攘派は一貫して討幕をめざしていたという官製維新史学の虚像を否定したという点で重要である。しかしこの尊攘論の時代の尊攘派の政体論の理解としてかならずしも十分であるとは思われない。それは、尊攘派の政体論の変化が的確に捉えられていない点である。

たしかに文久三年三月段階では真木和泉は幕府に期待を持っていただろう。しかし、五月一〇日という朝廷の定めた攘夷の期限を幕府が履行しないことは明白になった後の六月一四日に真木が説いた、「攘夷之権、以来、全く朝廷に帰せしめんこと」（『真木和泉守』、六五一頁）という主張はどうだろうか。「攘夷之権」とは軍事指揮権であり、征夷大將軍のもっとも基本的な権限である。これを朝廷に吸収されてしまつてなお幕府は執行機関と言えるだろうか。もちろんこの段階においても真木は、幕府（徳川氏）の存在を抹殺しようとは考えてはいなかった。しかし、その位置づけは一段大きく引き下げられているのである。つまり、第二類型から第三類型への移行しているのである。一年にも満たない「尊攘論の時代」であるが、その中でも情勢は急激に変化し、政治主体の主張も変化する。こうした情勢の流れをふまえながら各政治主体の政体論を検討していかねばならないのである。

以上、二つの重要な政策問題について整理してみた。つぎに政治集団について述べよう。この時期の中央政界を構成した主要な政治集団は、尊攘派と公武合体派である。公武合体派とは、外交論でいけば目的として開国論をとり、政体論では第二類型朝廷形式型をとる集団で、その構成員は開国派諸侯と幕府である。開国派諸侯とは、系譜的には安政の將軍継嗣問題のときの一橋派につながる諸侯で、その核は徳川慶喜・松平春嶽・松平容保・山内容堂・伊達宗城、それに島津久光である（ただし將軍後見職慶喜と政事総裁職春嶽は幕府の構成員という属性ももつが）。彼らは、文久三年二月、三月、在京し、いかなる方針をとるべきか協議しともに行動しており、越前藩の記録である『続再夢紀事』が「例の方々」と記す集団であつ

た。彼らはすべて有力藩の国主であるが、ある種の排他性があり、当時、在京していた他の有力大名、徳川慶勝・徳川慶篤や池田茂政・池田慶徳はこの中には入っていない。また幕府については、この時期、基本的に先の政策路線をとるが、その内部には第二類型ではなく、幕府独裁の第一類型への復帰をのぞむ強硬派の有司も存在していた。しかし、この時期においては大体、彼らは幕府内の公武合体派に抑えられている。またこの時期の幕府について注意すべきことは、三月五日、江戸から徳川家茂が上京しそのまま六月上旬にいたるまで長期滞京を余儀なくされ、幕府中枢は京都と江戸に分裂していたことである。本稿は、前者を在京幕府、後者を在府幕府と呼ぶことにする。

一方、尊攘派とは、長州の久坂玄瑞や土佐の武市半平太のような藩士、吉村寅太郎のような脱藩浪士、それに三条などの公家改革派などよりなる集団である。公武合体派が国主を中心とする集団であり、しかるがゆえに藩を単位としているのに対し、尊攘派は藩士、さらには脱藩浪士を中核とする集団であり、藩を単位として動くわけではなく、長州のように藩の指導部が尊攘派化したのは例外的であった。⁽⁵⁾

本稿の構成は以下のとおりである。I章では文久二年一〇月から一二月にかけての時期を三条勅使が持参した攘夷勅命への幕府の対応を中心に明らかにする。幕府は勅命を請け近い将来の攘夷の断行を約束したが、それを実行する気はなく、翌年早々の京都での国是評議に逆転を期すのである。II章は文久二年二月から、生麦事件処理のために水戸慶篤と老中格小笠原長行が江戸に派遣される三月二五日までの時期について、京都における公武合体派と朝廷の交渉を中心に論じる。公武合体派の考えていた国是評議構想は実現せず、現実には彼らは尊攘派の圧力に押されることになり、三月一八日には打払令を出すまでになるのである。III章は慶篤らが東下した三月下旬より家茂が離京する六月初旬までの京都と、慶篤が着いてから横浜鎖港交渉開始が宣言される八月一二日までの江戸についてそれぞれの政治的動向を明らかにする。ここでは生麦事件の償金の支払い、小笠原の率兵上京とその挫折、攘夷期限令の発令、家茂帰府の勅許、横浜鎖港交渉の決定などの過程が明らか

かにされる。

なお尊攘論時代の政治過程の全体像を見るには、さらに三月の久光帰国後の薩摩の動き、それに家茂帰府後、八月一八日政変にいたるまでの京都政局について検討する必要があるが、それについては別稿で述べることにする。

〈付記〉 本稿は長大なものとなった。このため論文ながら文献目録をつけた方がいいと思われるので、末尾にそれを載せることにした。ただ、正統の日本史籍協会叢書は書名のあとに〈史〉と記すことでそれを示し、目録に載せないことにした。

史料引用にさいしては、句読点を適宜、付し、旧字体を新字体に、変体仮名・片仮名を原則として平仮名にし、はは「より」、而は「て」、者は「は」とした。またカッコ・傍線・傍点は断らない限りすべて高橋による。

人名については、大久保忠寛を大久保一翁とするなど、この時期の実際の名前ではなく、一般的に知られている名前で記すことにした。

I 幕府と三条勅使—江戸—

一、開鎖問題と幕府

1 勅使到着以前

1、三つの路線の登場

幕府の文久改革が始まったのは、文久二年（一八六二）三月からであった。改革は、最初は松平春嶽の幕政参加など人事面が中心であり、参勤交代の緩和などの制度面にまでは及ばなかった。しかし、久光が上京した八月下旬になると制度面での改革もはじまった。そしてそのなかで開鎖の国是問題が浮上するようになってきた。その直接の契機は、將軍上京の決定である。

將軍上京は、これまで松平春嶽が主張してきたものであったが、幕閣や勘定奉行など幕臣の抵抗で決定にはいたっていなかった。だが閏八月一日、春嶽の政治顧問横井小楠と会談した老中板倉勝静と大目付の浅野氏祐・岡部長常は、將軍上京論に同意、来年の二月一日出発とまで内決し、九月七日には明年二月中に將軍上京との布告を出したのであった（『慶喜公伝』2、八二〜八四頁）。

そしてこの將軍上京は開鎖問題と連動することになる。徳川慶喜は、閏八月二四日に上京供奉の内命を受け、九月一二日にはさらに將軍に先発して上京するよう命じられていた（同書、八三、四頁）が、彼は着京したら開国論を朝廷に言上することを一六日までに考えるにいたっていた。（『続再夢紀事』〈史〉一、八六頁）。この慶喜の開国入説論が契機となり、幕府

内で開鎖問題についての三つの路線が浮かび上がることになる。

第一の路線は春嶽の意見である。九月一六日、慶喜が開国入説を行おうとしているという情報を江戸城中で聞いた春嶽は以下の反対意見を述べた（同書、八六頁）。自分の持論は開国論であるが、現在の条約は一時姑息をもって結んだもので国家永遠の計を立てて締結したものではない、さらに無勅許調印という不正もある、ゆえにこのさい断然、条約を廃棄し、必戦の覚悟を天下に定めしむるべきである。ここまでの議論は完全な攘夷論である。しかし春嶽の意見はここで反転する。条約廃棄を行った上で、天下の諸侯を集め今後の国是を議せしめ、全国一致の決議で我より外国に国交を求めべきである、こうしてこそ真の開国にいたることができる、と。つまり、春嶽の議論は、国内が納得していない現在の条約はいったん廃棄し、その上で必戦の覚悟で国是評議を行い、あらためて国内が納得する形で条約を結ぶ、という議論であった。廃棄↓国是評議↓開国、である。つまり、目的は開国、その手段は攘夷という図1で言えば第四象限の、直ちに攘夷を行おうとしていることより図2で言えば第四象限の議論であった。

春嶽の議論には大きな危険がふくまれていた。条約の一方的な廃棄など行えば当然、列国は反発して攻撃してくるようになるだろう。春嶽が「必戦の覚悟」がいるとする所以である。もちろん廃棄後、国是評議を緊急に行い、それであらためて国交樹立を決定するというのが春嶽の目論見であり、列国の攻撃の前に国交再開の交渉をすることができれば、戦争をさけることも可能かもしれない。しかしそううまくいくだろうか。さらに国是評議を行っても、その結論が開国論で一致するという保証はどこにもないのである。たしかに現在の条約への反発の理由には、開港自体へのものと同時に、その締結の仕方に対するものがあり、いったん条約廃棄を行えば後者からの反発は消えることになるだろう。しかしだからといって開国論で全国一致となるとまでは言えないだろう。囂々たる議論、安政五年の再来となる可能性も極めて高いのである。そしてこのことはかつて春嶽自身が危惧していたことであった。この年の七月、国是諮詢構想の可否が江戸で問題となったが、その

とき春嶽は、それを行えば、安政五年のような国論の烈しい分裂が起き政治的混乱が生じてしまうと反対論を述べていたのである。そしてそのときの春嶽の主張は、開鎖問題はさしあたり凍結し、当面は実務的な富国強兵策を進めようというものであった（以上、高橋「文久二年の政治過程」下、一二―一四頁）。それがこの九月には転換しているのである。

なぜ春嶽は変わったのだろうか。その理由は、京都における攘夷論の高まりがあったと思われる。春嶽の開鎖問題の凍結論とは、表面は攘夷をうたいながらその実行は将来に期すということで実際には開国の現状を容認するものであった（図2の第一象限の議論）。この議論が成り立つためには攘夷の実行が将来の問題であることが必要である。そしてこの前提は、九月以前には満たされていた。すなわち、攘夷はおこなうが、その実行期限は十年以内というのが朝廷・幕府間の公約だったのである。しかし、この時、京都においてはただちに攘夷を行えという即今攘夷論が高まり、閏八月二七日にはそれが朝廷の承認を得ていた（同書、五二、三頁）。もはや十年以内攘夷の約束を前提とする凍結論は不可能であり、春嶽はあえて国是諮問を主張することになるのである。⁽⁷⁾

もつとも緊急に開国の国是を確定しようというのであれば、いったん攘夷⇨条約廃棄を行わず、慶喜が主張するようにただちに開国論を朝廷に言上すればいいような気もする。それにもかかわらず廃棄⇨国是評議という屈曲した手順を春嶽が主張するのはなぜか。それは春嶽の国内情勢への判断にあった。慶喜の開国入説論に対して越前側は、以下のように批判する（『続再夢紀事』〈史〉一、八六、七頁）。現在、少なからずの公家が開鎖の得失論を理解している、そこに古めかしい開国論を慶喜が説いても、儉安忌戦からの開国は望まないとと言われるだけである、と。つまり慶喜が朝廷を説得できるのかを疑うのである。そして注目すべきことに、越前側の批判はこれのみで終わっているわけではなかった。曰く。かりに公家側が開国論を了承しても、物議紛々の今日ゆえいつそう人心を激し、あるいは外国人の暴殺や外国人家屋の放火となるかもしれない、そういうことになっては容易ならざる国難である、と。つまり開国論はたとえ朝廷が決定しても現状では民心が納得しない、

というのである。結局、越前があえて戦争の危険を冒してまで廃棄を通しての開国という迂回戦術をとる理由は、そうしなければ国内人心が納得しないということに帰着するのであった。

次に慶喜の路線を見る。この路線は、目的は開国、手段も開国という航海遠略説と同じく図1の第一象限の議論であり、これを真正面から朝廷に言上しようというものである。この路線の特徴は、春嶽の廃棄論への慶喜の批判により浮かび上がってくる（同書、一〇七、八頁）。批判点の一は、国是評議についてである。慶喜は言う。諸侯会同で国是を評議するといふが、「愚論」（攘夷論）を主張する諸侯が出てきたらどうするのか、と。たしかに春嶽の議論の弱点を突くものである。そして批判は、廃棄論にも及ぶ。条約調印の国内的手続きについて不正があったとしても、それは国内にのみ関わる話であり、外国から見れば政府と政府の間で正式に取り交わした条約であり、なんら不正なものではない、それを国内的理由で一方的に廃棄したら外国側が納得するわけはなかならず戦争となる、このようなことで戦争となれば後世は何と言うか、たとえ戦争に勝っても名誉ではないだろうし、いわんや敗戦となるにいたっては、と。つまり、春嶽が国内的な事情を重視したのに対し、慶喜は国際的な名分、対外関係を重視したのである。そしてもちろん、その背後にあるのは対外戦争敗北への不安であろう。

慶喜の路線に立てば、対外関係は良好である。しかし、内政的に慶喜の路線は可能であるかと言えば、春嶽の慶喜批判で見たようにそれは疑問であろう。この時、対内的配慮と対外的配慮の両立は困難であったのである。そして春嶽が民心の動向に内政を外政より重視したのに対し、慶喜は逆に外政を重視したのである。

第三の路線は閏八月に勘定奉行から町奉行に転じたばかりの小栗忠順の路線である。小栗は春嶽の議論を批判して言う（同書、九二頁）。政権を幕府に委任するのは鎌倉以来の定制である、それなのに最近朝廷や諸大名が様々なことを言うようになっており、これがため既定の政務が変更されることがあるが、それは以ての外のことで政府の失体である、ここで権

威をふるわなければ幕府はついに諸大名に使役されることになるだろう、と。ここで小栗が述べるのは大政委任論である。大政委任論は朝廷による幕府拘束の論理と普通思われているが、そのみではなく、その政治的意味は多様で、委任された以上は責任をもって全権を行使すべきであるという幕府独裁の論理にもなりうるものであることは別稿で明らかにした（「文久二年の政治過程」下、九、一〇頁）。そしてここでの小栗の議論はその典型である。そしてこの論理よりすれば条約を結ぶにあたって朝廷の勅許など不要であり、廃棄論のみではなく、開国言上もする必要はないということになる。慶喜と同じく、目的開国・手段開国の図1の第一象限の議論であるが、慶喜と異なり内政的には幕府独裁論の主張である。

2、三つの路線の対抗と交差

このように文久二年の九、一〇月、幕府において三つの外交路線が存在していた。そしてこの三つの路線は以後、対抗し、交差していく。そして、注意すべきことに、この主張者と議論の関係は固定的なものではなく、時とともにめまぐるしく変化していくのである。この対抗、交差、そして変化の過程をまず勅使到着以前について見ることにする。

九月十九日、幕府の閣議に春嶽は条約廃棄論を提議したが、閣老の反対で決まらなかった。翌日、廃棄論は、有司に諮問されたが、ここで小栗が先に見た強硬な反対論を展開した。これに対し、春嶽は「公共の天理」によらずひたすら幕府の権威のみをふるおうとする私論であると批判したが、諸有司は服さず、結局、廃棄論は決定されなかった（『続再夢紀事』〈史〉一、九二頁）。二五日、慶喜邸に春嶽、横井、それに大目付の岡部長常・山口勘兵衛が集まり協議、ここで一同は越前の議論にほぼ同意したが、条約廃棄はやはり難事との意見が出て決議にいたらず、翌日の閣議にふたたびかけられることになった。二六日の閣議では、慶喜は別に異議は唱えなかったが、板倉と岡部は反対、山口は出仕せず、春嶽の支持者は松平容保のみであった。前日の会談に比し、この日の閣議で廃棄論への批判が高まったのは、長州の動きに原因があった。この日、

長州は閏八月二七日の沙汰書を越前藩邸に持参、それを春嶽は閣議で回覧させたのであるが、これを見た一同は、長州は功名をむさぼるためこうしたことをして幕府を妨害している、と殊のほか不平であった。そしてその不満は、長州と同様に廃棄論を唱えている越前に向かうことになったのである。結局、廃棄論は決定されず、これを不満とし二七日より春嶽は引き籠もることになった。(以上、同書、九八―一〇二頁)。

いっぽう慶喜は春嶽と異なり、その主張を閣議にはかけていないのみではなく、公然とはそれを示していなかった。開国論が世上に流布すれば騒動が起きるとの配慮である。しかし九月三〇日頃、大久保一翁が春嶽の議論を入説するため訪れてきたとき、慶喜は先に紹介した持論を詳細に語ったのである。そして慶喜の議論は、同日、一翁より横井に伝えられたが、横井はこれに賛嘆し、ただちに春嶽に報告した。春嶽もこれに賛成し、引きこもりをやめ翌日、出仕することにした(以上、同書、一〇六―一一〇頁)。越前はその廃棄路線をひきこめ、慶喜を支持することにしたのである。「天地の公道に基き国家百年の計を立つる事は固より此方(越前)の素願」(同書、一一〇頁)とあるように、名分を重視した慶喜の議論の格調の高さに彼らは説得されたのである。

一〇月一日、春嶽は慶喜と会談、開国言上論で進むことを約した。しかし以後、事態は紛糾する。同日、九月二六日付の京都所司代の閣老宛の手紙が届き、別勅使が派遣されることが伝えられたのである(同書、一一四頁)。開国言上論への逆風である。攘夷を命じる別勅使が江戸に来るのに、京都で慶喜が開国論を言上するのは東西分裂であろう。またいくら高尚な開国論を説いても、幕府がこれまでの因循を脱却し、日本を振起するの實を挙げていなくては説得力がないのでは、という慶喜の議論に内在する問題点もあらためて意識せざるをえなくなる。開国説言上は実行困難となったのである(同書、一一七、八頁)。

こうした事態に春嶽は大胆な対策を考える。慶喜の開国説奏上を朝廷が認めないときは、幕府が断然政権を返上するとい

うのである。このねらいは二つ。一つは政権返上の覚悟を言うことで旗本など幕臣の因循の気風を一新すること、もう一つは幕府の覚悟を示すことで開国説奏上の説得力を強めることであった。春嶽は、政権返上論を一〇月八日、慶喜に語る。慶喜は重大問題なので明日、閣老に相談すると答えたが、翌日の春嶽への話は、閣老に相談すれば彼らは賛成と言うだろうか本当に実行するかはあやしい、ゆえにしばらくは公言せず事態が行き詰まって閣老側から言ってくることを待つことにしようというものであった（以上、同書、一二一、二頁）。結局、返上論は閣議にかけられないこととなった。そして、慶喜上京、開国上奏論も以後、議論されなくなるのである。この結果、幕府は開鎖問題について自ら積極的に動くのではなく、東下してくる三条勅使への対応に追われることになるのである。

2 三条勅使と幕府

1、勅命遵奉の決定

三条勅使についてはまずその待遇が問題となった。朝廷側より幕府に対してこれまでの勅使に対する待遇は無礼であり今回あらためるべしとの申し入れがあったのである。一〇月一日これについて営中で議論がなされたが、閣老・有司は先例重視を主張し反発、それを見て春嶽は、幕府がまだ「幕私」を脱却していない現れと判断、一二日より出仕せず、一三日には辞表を提出した（以上、『続再夢紀事』〈史〉一、一三七〜一五四頁）。

ここで事態の收拾に向けて動いたのは、当時在府していた土佐の山内容堂であった。彼の主張は、勅使待遇の改善を行うとともに、攘夷の叡慮を了承しそれへの御請を出すべきであるというものであった。そして一〇月二日までに閣老はその説得にしたがうことにした（同書、一五九・一六八、九頁）。さらに、二三日には、攘夷勅命を請けることも内定した模様である（同書、一七二、三頁）。その結果、春嶽はふたたび出仕したが、今度は慶喜が勅命を請けても攘夷実行の目途が立

たないとし辞意を表明、出仕しなくなった。しかし叡慮をふりかざしての春嶽の説得に応じ、二六日、慶喜も出仕するようになった。(以上、同書、一七三―一八一頁)

容堂の本心は開国論者であった(文久二年(十一?)月頃三条宛容堂書簡、『中山忠能履歴資料』〈史〉四、一二二頁)。それなのになぜ彼は叡慮遵奉論を説いたのか。そして幕閣はなぜ容堂の議論にしたがったのだろうか。

その理由は第一に、内乱への不安である。容堂は幕閣を説得するさいに叡慮にしたがわねば大乱となると述べている(『続再夢紀事』〈史〉一、一五九頁)。また叡慮を請ければ攘夷派有志が横浜の外人に暴行するのでは、という大目付岡部の反論に、容堂は請けねば列藩割拠しかえって暴行となるだろう批判している(文久二年一月二一日付住谷信順宛岡崎則弘書簡、『維新稿本』一〇月二三日、七二一、二二)。関西の反幕府機運の高まりは長州からも情報が入っており、叡慮拒否はたしかに内乱の覚悟がなければなしえないものだったのである。

第二の理由は春嶽らの勅命の解釈であった。別勅使が持参した攘夷の勅命(『孝明紀』四、一九二、三頁)とは以下のようなものであった。

「攘夷之儀先年来之叡慮、到方今更御變動不被為在候…於柳営弥攘夷に決定有之、速諸大名へ布告有之候様被思召候。尤策略之次第は武將之職掌に候間、早速被尽衆議候て、至当之公論に決定有之、醜夷拒絶之期限をも被議、奏聞之様御沙汰候事」

この勅命の意味は何か。これがこのとき幕府で問題になっていた。『松平春嶽未公刊書簡集』には、春嶽の勅使への伺と思われる文章の案文が収録されている(二〇〇頁)。春嶽は言う、勅命の記す「攘夷之字面」について「議論紛興」しているので、それはいかなる意味なのかを教えて欲しい、と。そして春嶽の解釈は以下のようなものであった。現在太平の弊風で儉安におちいり外国の処置も姑息に流れている、このまま因循の成り行きでは属国になってしまいかねないので、断然義

勇を奮発し全国人心を合わせ、必戦の覚悟で攻守の実備を定め、外国の無礼を受けず彼が無道を攘う策を建てよ、というのが勅命の意図ではないか、というのである。つまり、外国に対抗しうる国をめざし富国強兵策を進めるための人心一新が攘夷勅命の真意であるというのである。このように解すれば、人心が作興し富国強兵が実現した上では、攘夷＝鎖国ではなく、開国を行うこともありうることになる。すなわち、攘夷勅命を彼の議論である図1の第四象限の外交論のなかに春嶽は位置づけたのである。

こうした考えは容堂の考えでもあった。一〇月一九日、容堂と春嶽は会談し、開鎖の得失も議論したが、そこでの両者の考えは、「結局、大開国ならされは富強の実は挙げかたし、然るに此節攘夷の 叡旨遵奉云々申さるは、実は一時人心を鎮静せしむる為の策に外ならず」ということになった。⁽⁸⁾つまり、本音は開国論者である春嶽と容堂は、攘夷勅命を人心作興策、すなわち図1の第四象限の議論と位置づけているのである。

もちろん勅命の文面にはこのような解釈を裏付けるものはない。それなのに彼らはなぜそのように解釈するのだろうか。その大きな理由となったと思われるのが、江戸での長州の動向である。京都における攘夷論者の意向はどのようなものであるのか、江戸においてこれを知るたよりとして有力なのは、攘夷論に転向した長州の動向である。そしてこのとき周布ら長州幹部が江戸において説いていたのは、図1の第四象限の外交論であったのである（『続再夢紀事』〈史〉一、九六、七頁）。もともと第四象限の外交論のなかに勅命を位置づけても、これを請ければ長期的にはともかく近い将来に現実に攘夷を行わねばならなくなる。このことは長州が望むところであり、九月には春嶽が論じたところであった。しかし注目すべきことに、この一〇月になると春嶽や幕府側はそう思っていなかったのである。

一〇月二〇日、大久保一翁が春嶽を訪れ語る（同書、一六三―一六五頁）。この節、攘夷の叡慮を奉承すべしとの意見が幕府にあるがまったく不可である、なぜならば、京都より重大な御沙汰があるときはいつも後で如何様ともなるのだから一

応は請けておけとの天皇の内諭がある、しかし表面の御沙汰には書面があつて後日まで消えないが、内諭は口頭のみなので後日となり何の証拠ともならず後で苦勞することは井伊大老・酒井忠義所司代の時代に経験済みである、今度はどこまでも攘夷は国家のため得策ではない旨を仰せさて、それでも朝廷が聞き入れず攘夷断行の旨が仰せ出されたら、そのときは断然、政権を奉還し、徳川家は駿遠参三国の一諸侯の列に下るべきである、と。この一翁の批判より、幕府内の叡慮遵奉論者が、勅命を請けても攘夷を実行するにはいたらぬという期待を持っていたことが明らかとなる。勅命の文面が明白に攘夷を命じているのにかかわらずなぜこのような期待をもてるのだろうか。

それは一翁の批判が述べているように、後でなんとでもなるからこの場はこれを請けておけという天皇の内諭である。ここで一翁は井伊大老時代の例を挙げているが、それは何か今のところわからない⁽⁹⁾。ただこの文久二年、天皇はたしかにそのような行動をとっている。別勅使以前、久光をともなった大原勅使が江戸に下り、勅命を伝えた。その勅命のなかでは攘夷の原則がうたわれていた。しかし、実際には大原勅使はそれに頓着していなかった。また天皇自身も個人的経路で同様の趣旨を伝えてきていた(高橋「文久二年の政治過程」下、十七、八頁)。勅命の文面と天皇の本音の極端な落差である。この経験をつまえると、今回の攘夷勅命もそれが天皇の真意かどうか疑わしくなるのである。こうした疑惑があるとき、人は自分の都合の良いように事態を解釈する。春嶽らにとって望ましいのは、もちろん天皇の真意は攘夷にはないという解釈である。そしてそれに立てばとにかく別勅使の勅命については請けておき急場をしのぎ、その後はその後で対処すればいいという方策が出てくることになるのである。そしてそれを一翁は痛烈に批判し、あくまで正攻法で攘夷不可を言上すべきとするのである。

一翁は孝明天皇の性格を見抜いていたようだ。この時も天皇はここで一翁が述べたとおりの行動をとっており、そのことはこのあとすぐ幕府側に明らかになる。

一〇月二八日、京都から江戸に下つてきていた薩摩の高崎猪太郎が春嶽のもとを訪れた。高崎は京都で関白近衛忠熙や中川宮に会い彼らより天皇の内々の言葉を聞かされていたが、それは以下のようなものであった。「今度 勅使を發して攘夷の命を降せるはいかにも氣の毒なり、しかし是は止を得ざる事情ありてざる事に至れるなれば必心配せざる様申伝へよ」と（『続再夢紀事』〈史〉一、一八四頁）。つまり攘夷の勅命は事情があつて出したもので自分の本意ではないといふのである。まさに一翁が述べたとおりの行動である。さらにこのとき高崎は以下の書面を春嶽に提出した（同書、一八五、六頁）。

「〔江戸から上京した高崎から春嶽・容堂が江戸で尊王攘夷の誠意を貫いていることを聞き疑惑氷解安心〕就ては即今幕政大变革之央、攘夷之 勅諭、遅速緩急之次第、如何と被存候廉も可有之儀とは粗及洞察候得共、忠誠必死之衆論難被黙止、且は不可言之内情も有之、此度 勅使御下向之都合に成立候に付、此上は只管奉行之実被相行、叡意貫徹候様、春嶽殿・容堂殿へ偏に周旋頼 思召候趣、私（高崎）より申上候様、殿下（忠熙）并青門様（中川宮）より御直に御内諭有之候事」

ここで近衛と中川宮は、別勅使の持参する攘夷勅命については、「遅速緩急之次第」について如何と思う点があると述べる。ここでいう「遅速」とは攘夷勅命を出す時期の問題、「緩急」とはその内容の緩急である（高橋「文久二年の政治過程」下、五五頁）。彼らを出す時期が早すぎるのでは、内容が厳しすぎるのではと感じていると伝えたのである。しかしそうした躊躇はあるが攘夷勅命を出したのは、「忠誠必死之衆論難被黙止、且は不可言之内情」があつたからと彼らは弁明する。要するに尊攘派の圧力である。そしてその上で、何とか叡慮が貫徹するよう、つまり幕府に勅命を請けさせるように周旋と春嶽と容堂に依頼している。本意ではないが勅命は勅命なので一応、請けてくれである。

これにより春嶽、そして幕府側は、攘夷の勅命が天皇など朝廷上層部の本意ではないことを知つたのである。この場を凌ぐためまず勅命は請け、それから後はまた後で対応すればいいという、先の考えがこれで裏書きされたと彼らは感じたこと

だろう。高崎より伝言を聞いたすぐ後、一月二日、幕府は勅命を請けることを正式に決定したのである。そしてその決定の趣旨は以下の通りであった（『続再夢紀事』〈史〉一、一八六頁）。

「攘夷と開国とはその目的相反するもの、如くなれど、戦を開らくには彼を知り己を知るか肝要なれば、到底開国ならされは攘夷の実行し得へからざるは勿論なり。故に目下強て開国説を主張せすとも、おのつから其説の行はる、時機あるへし」

つまり、攘夷といっても開国なしにはその実行はできないゆえ、攘夷の叡慮を請けるにしろいつかは「おのつから」開国論が行われることになる、である。この文面に、攘夷実行の決意はとも見ることができないだろう。翌文久三年初、京都で会津藩の秋月悌次郎は越前の中根になぜ攘夷勅命を請けたのか春嶽の意図を聞いたが、それへの中根の返答は以下のようなものであった（『維新階梯雑誌』、『維新稿本』二月九日、二二二）。「先達て御内話申上候節は、政府（幕府）之御懐合、右等之都合（三港閉鎖論）に御座候へ共、此を御治定と被遊候訳にも無御座、主人義（春嶽）は何れ出京之上、右辺之処、君侯様（容保）へ御示談被申度と申位之義」。つまり、攘夷勅命の御請を真剣な変更不能なものとは越前側は考えてはおらず、これについて上京したうえでなお協議するつもりだったというのである。すなわち、御請はするが、実際に条約廃棄（三港閉鎖）はしない、しなくとも済むと春嶽は攘夷勅命について考えていたのである。

翌年幕府が、五月一〇日に攘夷を断行せよとの勅命の実行を幕府が躊躇したとき、板倉老中の腹心の大儒山田方谷は、前年、攘夷の勅命を請けておいていまさらこれをためらうのは笑止と厳しく批判した（五月一四日付板倉宛山田意見書、『魚水実録』一、二二六～二三八頁）。たしかに客観的にはその通りなのであったが、この時の幕府にはそのような自覚はなく、希望的観測にもとづくいわば緊急避難として勅命を請けることを決めたのである。しかしこれは先の一翁が予言するように幕府をさらなる窮地に追い込むものであった。

2、勅使への奉答

次に勅使の動きを見よう。幕府への勅命を決定するにあたっては、ただちに打払を命じよという強硬論と当面は攘夷を諸大名に布告するのみでいいとする穏健論の対立があり、結局、後者の線で勅命が出されたことは別稿で述べた（『文久二年の政治過程』下、五五―五七頁）。勅使と副使の両使のうち三条は後者で姊小路は前者の立場であったと思われる¹⁰。

一〇月二八日、勅使一行は江戸に着いた。家茂は麻疹にかかっているため登城は先のこととなった。しかしこの時すでに三条一行へ、幕閣が叡慮遵奉を決意したという情報が極密に伝えられていた。このため三条は、このたびの御沙汰も速やかに行われ至極都合よし、と京都へ書き送ったのである。¹¹一月一日、容堂と春嶽は勅使の旅館を訪ねた。そこで春嶽は、攘夷に一決の上は横浜などの外人を追い払うことになるが、これは困難で事によれば大騒動となるゆえ、その覚悟が必要と言ったが、それに対する勅使の返答は、攘夷に一決しても直ちに拒絶の必要はなく、その方略をつくした上のこととすればよい、というものであった。これを聞いた春嶽は、勅使は過激論者という風聞であったがそうではなかったと安心した（『続再夢紀事』〈史〉一、二二〇頁）。

この勅使の返答は勅命の趣旨通りのものであった。先に見た勅命は、幕府に、A、国是が攘夷に決定したことの列藩への布告、B、攘夷の策略や実行の期限を衆議の上で公論にしたがい決定しその言上の二つを求めていた。Aで攘夷が宣言されることになっているが、それは一般論である。その攘夷をいかに実行するのかその時期や策略については、朝廷側はこれを幕府に命じるのではなく空白にし、幕府を中心とする武家側の衆議に任ずとしているのである。そしてそれについての返事も勅使に対し即答する必要はなく、明年二月に予定されていた家茂上京のさいに言上すればよいと勅使出発段階で決まっていたのである（『孝明紀』四、一九三頁）。

そして攘夷の原則を承認することはすでに幕府が内決していたことであった。幕府と勅使の間には攘夷問題について、そ

の含意はともかく表面では対立点はなくなっていたのである。

もつともこのあと慶喜が勅命遵奉反対論を唱え、またも出仕しなくなるという波瀾が発生する。家茂の病気で勅使登城は延ばしているが、いつまでも放置するわけにはいかず春嶽や幕閣は焦り必死に慶喜を説得する。最後は家茂も乗り出し、一月二六日、慶喜は出仕、翌二七日、勅使は登城し正式に勅命を伝えた。一二月五日、三条・姉小路は登城、幕府は彼らに以下の奉答書（『続再夢紀事』〈史〉一、二七五頁）を提出した。

「勅詔之趣奉畏候、策略等之儀は御委任被成下候条、尽衆議、〔將軍〕上京之上、委細可奉申上候」

つまり、攘夷の勅命はお請けした。その実行の策略・時期については幕府に委任することであるが、これについては諸侯の議論を聞いた上で、来春の將軍上京のさい委細言上する、である。勅命御請↓江戸での諸藩への下問↓返答集約のうえ時期・策略を幕府決定↓二月に將軍上京し言上、このような政治日程で勅使と幕府は合意したのである。

また、もう一つの勅命である親兵設置については、設置せよとの勅詔ながら御所警備も幕府の任務、その方略については將軍上京のさい奏聞すると奉答した。攘夷勅命はそのまま請けたのに対し、親兵設置については微妙な言い回しながら保留したと言えよう。

奉答を得て一二月七日、勅使は江戸出立、上京の途についた。一三日、幕府は諸侯に布達を出し、攘夷勅旨を告げるとともに、攘夷の策略を来春二月の將軍上京まで申し出るよう、また武備を嚴重になすよう述べた（同書、二八八頁）。幕府は近い将来に火種を抱えながらも、当面は問題の先送りに成功したことになる。

一方、尊攘派にとってはどうだったろうか。すでに述べたように長州尊攘派も一枚岩ではなく、周布のように第四象限の外交論をとるものと久坂のように第三象限のものがいた。前者にとって勅使の使命は、幕府に列藩への布告をさせるまでであり、期限・策略は二月の家茂上京時に言上すればいいという考えであった¹³。したがって幕府の対応は、翌年二月の家茂上

京のときに幕府が誠実に近い将来の攘夷の実行を言上するという期待をもてる以上は、けっして不満なものではなかったろう（もつとも実際には、幕府側の内心はこれをなす気はなかったのだが）。しかし後者の急進派にはこれでは不満であった。彼ら急進派が、勅命決定の段階において即時打払という強硬論を主張していたことはすでに述べた。彼らの主張はいれられず、勅命は、期限・策略の言上を幕府に求めるものとなった。しかし、これは強硬論の否定を意味するわけではない。攘夷の時期・策略は空白であり、強硬派の即時攘夷Ⅱ打払の即時実行が決定される余地もあるからである。そして彼ら急進派はその空白を自らの色に染めるべく動く。その第一弾が、一月一三日の横浜襲撃計画であった。幕府が勅命を請ける意向であるという確度の高い情報が一月九日、三条より長州側に伝えられていた（「世子奉勅東下記」、一七二頁）、襲撃計画はそれを知った上でなおたてられたものであった。計画は、長州世子の定広がかけつけて説得したことでこのときは未遂に終わった。しかし勅使への返答がすみ三条らが帰途についた後の一月二日にはついに御殿山のイギリス公使館を彼らは焼き討ちした。このような尊攘派内での急進派の突出は以後ますます進んでいくことになる。⁽¹⁴⁾

二、公武合体派の反撃計画―横井構想―

1 越前の反撃策

春嶽や容堂、そして幕閣は、攘夷の叡慮を請けることで当面の三条勅使の東下は乗り切った。しかしその解決はあくまで一時的なものであり、その後には大きな難題が控えていた。来年二月には攘夷の期限と策略を言上しなければいけないが、勅命を請けた以上、十年以内攘夷といった遠い将来を返答するわけにはいかず、近い将来に条約廃棄の実行を約束しなければ

ばならないのである。

勅命自体は期限については武家の評議にまかせるとしており直接指示は述べていなかった。幕府はかつて万延元年（一八六〇）に十年以内の攘夷の実行を朝廷に約束しており、このことはこの文久二年四月、朝廷により公にされていた。しかし一八七〇年は遠い。また、それを目途とする軍備強化も進んでいない。そして国内では速やかな攘夷を求める尊攘派の動きが活発化している。攘夷の勅命を幕府が請けただけで、尊攘派有志が横浜の外人に暴行することを危惧しなければいけないような状況のなかで（『続再夢紀事』〈史〉一、一五九頁）、かつてと同じような遠い将来を期限として約束するのでは、とても尊攘派はおさまらないだろう。幕府が言上する期限は、十年先といったものではなく、即時に実行というわけではないし、近い将来でなければならぬだろう。このような意味で攘夷勅命は、即今攘夷の勅命なのである。

もちろんそれは公武合体派の望むものではない。いかにしてこれを避け、さらにはできれば開国論への国是転換を実現するのか。これが彼らの課題となる。一月二日の営中における叡慮遵奉の決定にさいしては、「おのつから其説（開国論）の行はる、時機あるへし」と希望的観測を述べていたが、もちろん「おのつから」開国論となるわけはなくならんらかの策を建てる必要がある。

そしてその策を案出したのは春嶽の政治顧問であった横井小楠であった。「島津殿御父子に上京を促し、関東よりも公及び容堂殿会同せられ、京師に於て大に天下の大計を議し、然る上 公武一致の国是を定めらる、か今日の要務なり」（同書、二四〇頁）というのが横井の考えであった。つまり、来年二月に予定されている將軍上京に先立ち⁽¹⁵⁾、公武合体派諸侯（久光・春嶽・容堂）が上京し、朝廷で国是評議を行い、公武一致の国是を決定するというのである。ここで決定しようという国是を春嶽は久光宛の書簡で、「官武之御合体之基本も皇国万安之大計」と述べているが（『玉里』一、七二六頁）、後者の「皇国万安之大計」とは開鎖問題であろう。そして、ここに挙げられている諸侯の本音は何れも開国論であり、これは開国

論への国是転換を意図したものと見えよう。⁽¹⁶⁾もつとも攘夷の勅命を請けてしまったすぐ後で、開国論への転換などとても考えられないようにも見えるが、それについて越前側がこの御請を変更不可能な、真剣なものと考えていなかったことはすでに述べたとおりである。こうした構想が十一月一四日まで越前の藩論となっていたのである。⁽¹⁷⁾

開鎖問題について国是評議を行いそこで決定するという国是評議構想は文久元年以来、たびたび唱えられてきた構想であり（高橋「文久二年の政治過程」上・下、参照）、この時の横井の構想はその延長と位置づけられるものであった。ただこの横井の構想の特徴はそれが諸侯全体の評議ではなく、公武合体派諸侯のみの評議を考えていることである。開鎖の国是評議については、うかつにそれをやっては安政五年のように囂々たる議論となり收拾のつかない混乱となる危険性があるといふのがその難点であることはすでに述べた。この横井の構想は、評議の対象を武家について、何れも内心では開国論者である薩摩・土佐・越前に限定することでその難点を避けようとしているのである。このことは、一二月一三日に幕府が行った諸侯への攘夷策略下問を横井がその構想になんら組み込んでいないことから確認できよう。朝廷に国是転換を迫るなら本来ならこれは大いに利用すべきものであろう。それにもかかわらずこれを組み込んでいないことは、答申が不都合なものとなることを恐れたからであろう。限られた開国論の雄藩で国政を決定しようというこうした構想は、文久三年の八月一八日政変後の参与会議の構想につながるものと言えよう。

この構想では評議の場は京都となっている。尊攘派の勢力の強い京都であえて国是評議をやるということは、評議の前に尊攘派が反対の動きをするのを押さえこんでおくことが必要となる。そしてそれは場合によっては武力行使をなさねばならない荒療治となるかもしれない。この横井の構想はここまでの覚悟がある構想だったのである。そしてそうした政治力を行使を期待できる強力な藩といえ、まず薩摩であった。さらに、この構想の実現には天皇以下、朝廷上層部の協力が不可欠であった。そしてこれについても朝廷への太いパイプをもつ薩摩の存在が重要となるのである。⁽¹⁸⁾横井が茂久・久光の上京

を求める所以である。

2 薩摩の反撃策

この時期の薩摩の動きはどのようなものであつたらうか。文久二年の閏八月、薩摩は、京都において尊攘派と政局の主導権争いを行い、敗北し、久光が不満を抱いて帰国したことはすでに別稿で述べたところである（「文久二年の政治過程」下、Ⅲ章四節②）。そして薩摩の外交論について言えば、久光の本音は、目的開国の開国論であつた（同書、六、七頁）。しかし、外部においては、それを明らかにせず、開鎖問題についての対応は曖昧にしていた。この年の率兵上京のさい久光が朝廷に差し出した意見書（『孝明紀』三、八三九、四〇頁）では、開鎖問題については、「外夷御処置天下之公論を以、永世不朽之明制被為定、皇威海外に被為振候様相成度」と将来の公論で決定するという開鎖両様に余地を残す曖昧な意見を述べるのみであつた。そして大原勅使とともに江戸に乗り込んだときは、国是は攘夷に決まっているとしたが、その意図は、十年以内攘夷の公約があるので攘夷の実行を当面は迫られることはない、その間、タテマエとしての攘夷を言うことでこの問題を凍結し、いつぼうで富国強兵のための実務的改革を進めようということであつた（「文久二年の政治過程」下、六、七頁）。しかし江戸から帰京し、そこで尊攘派により十年以内攘夷を否定する即今攘夷論が唱えられているのを見て、久光は対応を変え、朝廷に対し、開鎖問題についての国是諮問を開くよう求めるとともに、攘夷戦争となれば勝ち目はないとこれまでになく率直な攘夷論批判を語った。もっともそうだからといって直接、開国論を述べたわけではなく、攘夷戦争の代わりに軍備充実に努めるべきとのみ述べるに留めているが、これはすでに述べたように事実上の開国論であつた（同書、四九〜五二頁）。

こうした薩摩は、別勅使派遣にどのように対応しただろうか。薩摩京都藩邸では一〇月初、国許より家老小松帯刀が到着

していた。このとき別勅使の派遣はすでに正式に決まっていた。しかし、持参する勅命は決まらず、長土が即時打払を命じるべきと主張、三条・姉小路がこれに賛同し、近衛が心配している状況であった（同書、五五頁）。近衛より勅命についての意見を問われた小松は答える。まず、攘夷の思召を述べ、これについての幕府の決定のところを聞かねば安心できないこと、また現在の世態になつてゐる根本は外夷ゆえということを述べ、その上で以上を諸大名へ達するよう幕府に求めるべし、と（以上、一〇月四日付大久保利通宛小松帯刀書簡、『玉里』一、五九一―五九四頁）。これは、幕府に攘夷を命じ、いかにそれをなすか決定するよう求め、その方針を諸侯に布告せよと命じるものであり、即時打払を主張する長土の強硬論に対しては穩健論の立場に立つものであった。そして、実際に勅使に渡された勅命はこれと似ており、朝廷の決定において小松の意見は大きな役割をはたしてゐたのではないかと思われる。⁽¹⁹⁾

もつともそうではあつてもこれは攘夷の沙汰書であり、先に見たような、薩摩の本来の立場とは異なるものであつた。なぜそのような返答をしたのか。それは、「既に近日 勅使御下向御取究にも相成たる事御座候得は」と小松が大久保宛書簡（同書）で述べるように、攘夷を命じる別勅使派遣が既定事実となつてしまつていたからであつた。そうである以上、その枠内でよりましな対応を考えて、小松はあのような返答をしたのである。

もつともよりましな対応といつても攘夷方針を幕府が宣言してしまつては事態がその方向に一気に進んでいく危険性がある。それを防ぐには早急な対策が必要となる。これについて小松の考えはどうであつたらうか。

別勅使派遣決定直後、天皇や近衛閑白、それに議奏の中山・正親町三条など朝廷の最高幹部が久光の再上京を強く求めていた。この召命に対し小松は、国元で改革の最中なのですぐ上京するわけにはいかないと返答した。しかし、小松は中央政界進出の意欲は強く持つており、この召命は歓迎すべきものであり、「実に機会は参り候付、早目に御 上京に相成、御尽力被遊度」と国許に進言してゐた（同書）。では小松は、この機会をどのように利用しようと言うのだろうか。

一〇月初、久光への召命を持たせて藤井を至急、帰国させた小松は、四日、国元の中山・大久保に手紙（同書）を送ったが、これに彼の戦略を見ることが出来る。小松は言う。慶喜上京は、家茂上京の「都合向」（伺か）のためとのことだが、それだけなら別人ですむはなしであり、春嶽上京が延期になったので慶喜が上京することである以上、早めに上京するよう命じ何かご沙汰すべきであると自分（小松）は近衛に申し入れている、と。慶喜は閏八月二四日に上京の命を幕府より受けていたが、そのことはこの時には京都に伝わっていた。この慶喜上京に重要な役割を担わせようと小松は望んでいるのである。ではどのような役割か、さらに小松は言う。来春一月、久光は慶喜とともに上京し、彼と「何歟御談判御座候ても可然」、そして二月に予定されている家茂上京はその後の三月に延期すべきである、と。つまり、一月に久光・慶喜の上京↓何事か京都で談判↓三月に家茂上京、という政治日程である。では小松は何を京都で談判させようというのか。すでに公表されている將軍の上京期限を遅らせてまで実現しようという以上、それはきわめて重大な政治問題ということになるが、そうなることやほり開鎖問題の評議と見るべきだろう。このことは、三月に実際に上京した久光の朝廷への建白（『玉里』二二、二二三頁）の第一項目は即今攘夷への反対であったところからも推定することができよう。將軍上京以前に東西から公武合体派の大名が上京し開鎖の国是を評議するというのが小松の構想であると思われる。そして、それはすでに見た越前の構想と同一のものであると言えよう。この構想を朝廷に入説するには国許の承認がいる。小松は一〇月四日付大久保・中山宛書簡でこの構想を国許に送り、自らはもう一つの使命である薩摩江戸藩邸の整理のためすぐ京を發ち江戸に向かったのである。右の一〇月四日付小松書簡は遅くとも二九日までには鹿児島に着いていた。大久保は一〇月二九日付で小松への書簡を書いている（『大久保利通文書』〈史〉一、一一二―一一八頁）。この書簡で大久保は、慶喜上京の日程決定の知らせを期にして久光が出發することが内決され、正月には発駕のつもり、との国許の意向を記すとともに、將軍上京を三月に延期するよう周旋するよう小松に求めていた。京都での久光・慶喜の会談、その上での家茂上京という小松の構想を薩摩国許は受け入

れたのである。

3 横井構想の成立

越前側の構想では薩摩の協力が不可欠だった。当然、越前側が最初に構想をもちかけたのは薩摩であった。十一月一四日までに、横井はこれを薩摩江戸藩邸幹部の岩下方平・吉井友実に話したのである。彼らはこれに全面賛成した。すでに見たように薩摩の構想が横井のそれと基本的に一致しており、当然の反応であろう。久光父子に上京を促すため吉井が国元に行くことになり、⁽²⁰⁾一五日、吉井は江戸を出立した（『続再夢紀事』〈史〉一、二〇九・二四〇・三三〇頁）。そして途中、京都によった吉井は一月二〇日、中川宮を訪れ、関東情勢を報告、さらに横井構想を宮に対し提議している。すなわち、「有越公与正義六七侯上京、親奉叡慮、而統御天下之意也、以是冀以朝命徹有志之徒」（『隈山春秋』、三五六頁）。傍点部は意味をとりにくいのが、「徹」を「撤」の誤記とすれば、有志の退京を朝廷が命じることが吉井は求めたことになる。吉井は大胆な行動をとったことになるが、その背景には、小松の東西上京構想を承認した一〇月二四日付の小松宛大久保書簡が京都藩邸に届いていたことがあるかもしれない。越前と薩摩の二つの構想は連動しはじめたのである。

もつとも両構想は、偶然とするには、あまりに似すぎているようにも思える。両者の関係はさらに考えてみる必要があるだろう。

越前が薩摩にこの構想をもちかけたのが十一月一四日以前。こうした政局がらみの構想はいつまでも言わずに暖めておくというものではないので、その案出はそう遡ることはなく、一月上旬位に横井が構想し、春嶽が承認したのではないだろうか。この構想を藩論とするには、これが実現可能性があると思えることが必要となる。久光がこれに賛同する、朝廷がこの構想に協力してくれるという予想がある程度たたねばならない。ではいかにしてこの予想はたったのだろうか。

その可能性として考えられるのが、小松の着府、高崎猪太郎の着府である。小松は一〇月五日に京都を出立しており、『小松帯刀伝』一一頁)、同月中旬には江戸に着いていただろう。『続再夢紀事』(史)一(一八四頁)によれば、江戸で小松が春嶽に初めて会ったのは一〇月二八日である。同書では国是評議構想の話が出たとは記されていないが、この日、あるいはこれ以前、越前側と小松と政治問題でふみこんだ会談が行われ、越前側が小松の構想を知ったということも考えられるのではないだろうか。そして一〇月二六日には、先に見た朝廷上層部の意向を携えて高崎が着府している(『続再夢紀事』(史)一、一八四頁)。薩摩の有力者小松の構想、高崎が伝える朝廷上層部の本音、これを知って横井は国是評議構想を考案したのではないだろうか。⁽²¹⁾

薩摩側の賛同を得た後、春嶽・横井はさらに同志を求め。一一月二六日、横井は容堂に構想を説明、その合意を得た(同、二四〇頁)。

いっぽう慶喜は別の構想を持っていた。一一月一七日までに慶喜は攘夷勅命遵奉にはやはり反対であるとしてふたたび引きこもり出仕しないようになった(『枢密備忘』、『維新稿本』一一月二六日、九五一―九五三)。周囲の説得で二六日出仕したが、その後の慶喜の行動は、火の如き勢いとなった。⁽²²⁾それは二万率兵登坂構想であった。すなわち、フランス軍艦が大坂に来るとの情報があるので、これに備えるため自ら二万の兵を率いて大坂に登り、内は京師を保護し外は海岸を防御するというのである(『続再夢紀事』(史)一、二四六頁)。しかしこれは外国艦隊への防衛策のみではなく、軍事的威圧による上方の尊攘派抑制という意味を持っていたと思われる。そしてそれを通して国是の開国論への転換という冒険的な政策を慶喜は考えていたものと思われる。⁽²³⁾

この派兵構想を一一月二八日、慶喜は春嶽に語った。しかしすでに国是評議構想を持っていた春嶽はこれに反対であったが、ここでは明言せず、なお熟考のうえ返答することであった(同書、二四六頁)。二九日、江戸城内で春嶽と板倉は、

水野忠精・小笠原長行に久光父子に上京を促し公武一致で国是を定める構想を説明、そこに慶喜もいたが慶喜をふくめ一同はこれに賛成した⁽²⁴⁾(同書、二四九頁)。二万もの大兵は久光を警戒させるはずで、慶喜の構想は、横井構想と矛盾するものであったが、慶喜は一応、これに賛成したのである。しかし同じ二九日、慶喜は、清水邸に三条と姉小路を招待していたが(春嶽も同席)、ここで慶喜は摂海守衛のため近く登坂するつもりだが御意見は、と勅使に問うたのである。閣老や春嶽・容堂の合意を得ていないのかかわらず、慶喜は登坂構想を勅使に持ち出したわけであり、勅使の合意を得ることで既成事実をつくろうとしたのかもしれない。しかし、両卿の答えは、篤と考案のうえ何分ご挨拶するというものであった(同書、二四八、九頁)。勅使は曖昧な対応で慶喜をいなしたと言えよう。朝廷側の合意抜きで二万もの大兵を上方に送り込むことは、安政の大獄の記憶のさめやらぬこの時期無理であり、慶喜の構想の実現は難しくなったと言えよう。ここで慶喜は横井構想に賛同することにしたと思われる。一二月四日、慶喜に対して「大坂表警衛向御見置として同地に赴き、時宜により上京すべし」との台命が下り、一五日、江戸を発した。慶喜は一橋家の家臣とともに実家水戸家の家臣数人を借りて上方に向かったが、大兵は伴っていないかった(以上、『慶喜公伝』2、一二九〜一三二頁)。

一二月三〇日、容堂・板倉・水野・小笠原が春嶽を訪問し、横井構想を協議、その段取りを決定した。すなわち、在府の薩摩藩士高崎猪太郎が急ぎ帰国し、一月二〇日頃に上京するよう久光に求める、容堂と春嶽は一月一〇日頃に着京、である(『続再夢紀事』〈史〉一、二四九、五〇頁)。一二月一日、高崎は江戸を立ち鹿兒島に向かう(『玉里』一、五七五頁)。

一方、薩摩国元では、先に江戸を立てていた吉井が一二月三日に鹿兒島に着いていた(『続再夢紀事』〈史〉一、三三〇頁)。吉井は、越前側より幕府が一二月二日に攘夷勅許を請ける決定をしたことを当然聞かされていたはずであり、このことと越前の国是評議構想を久光に報告しただろう。すでに小松の同様の構想に賛成していた薩摩国許は、越前の構想に積極的に応じることにする。一二月九日、久光は、吉井と側近の大久保を京都・江戸に向けて出発させたのである。彼らはこのとき朝

延宛の久光意見書（同書、三三六―三四二頁）を持参していた。意見書は、度々の召命に対してすぐには出立できないが、一月には発つとの決意を述べたが、いっぽう二月に予定されている將軍上京については見合わせ論を述べていた。すなわち、攘夷の勅命を出した以上は幕府は当然、奉行するはずだが、その場合、將軍上京はなすべきではない、第一に攘夷の期限をかりに三五年と定めてもその準備には今より必死になさねばならず上洛している余裕はない、第二に現在幕府は改革の時期で人心紊乱、そのとき江戸を離れるのは不可、第三にせつかく参勤交代を緩和したのに將軍上京すれば大藩も上京することになる、第四に近年物価高騰、上京となれば民衆に負担がふえる、第五に各藩上京して銘々建言すれば衆言囂々収拾がつかないことになる、第六に小人が上洛の虚に應じ夷賊と不軌をはかる恐れあり、である。そして久光は、朝廷は、將軍上京猶予を命じた上で名代として春嶽・慶喜上京の命をだすべきと論じた。

この意見書で久光は攘夷勅命についてはそれを幕府が奉行するのは当然としている。先の小松の書簡について見たような既成事実の承認である。しかし、そうではあつても勅命が含意する即今攘夷を承認しているわけではなかった。そのことは、「攘夷之儀仮令三五年之期限を定候ても…尋常之手当にては中々六つ敷」云々述べていることに明らかである。三五年先というのは、これまでの十年以内攘夷に比べればはるかに短いが、近い将来といえるかは微妙であろう。ここで久光は、攘夷勅命を前提に最大限に期限を延ばしたと言えよう。そしてさらに、このような期限を設定しても攘夷の実行は容易ではなく將軍上京の余裕はないと久光は言うのである。つまり久光は攘夷方針自体は批判していないが、それを近い将来に行うのはまず難しいと暗に述べていることになる。これは、内心開国論ながら直接それを持ち出さず、軍備充実の課題を言うことでその先延ばしをはかる薩摩のこれまでの対応の延長を言えよう。

一二月二〇日、大久保と吉井は着京し、ただちに家茂上京延期勅命実現のため奔走する。近衛閑白や中川宮はこれに賛成、二三日、近衛・宮それに議奏の正親町三条・中山が会談、決議後、大久保・藤井を呼んだ。近衛らの言うことは、久光の趣旨

はもつともだが、將軍上京は長州が熱心なものであり延期するなら長州を慰める必要があるとの難問がある、というはつきりしないものであった。これに対する大久保の意見は、長州が問題なら自分が議論し屈服させるが、そのようなことをしていたら日数がかかりその間に容堂・春嶽が発出してしまつてはまずい、どちらにしる彼らの出立は延期する必要があるので、まず彼らの意向を聞くため自分が江戸に行き、將軍出發延期に賛成とのことなら至急お返し上京するので、その上で延期の勅命を出してはというものであった。近衛らはこれに賛成し、二五日、大久保は京都を發つたのである（以上、一二月二五日付中山宛大久保書簡、『玉里』二、三八〜四〇頁）。なお在京中、大久保は上京延期勅命を出すさい同時に滞京中の大名に対し自國警衛専用ゆえ早々歸國すべしと達するよう建白し、宮らの承認を得ていた（同書簡、四三頁）。

翌文久三年一月二日、大久保・吉井は着江戸。すぐ春嶽や容堂と協議、彼らも上京延期に賛成、六日その段取りを決めた。すなわち大久保は越前の中根と上京し容堂・春嶽上京前に延期勅命を出すよう求める。もし万一兩公上京後でなければ出せないというなら幕府側がそれとなく將軍出立を遅れさせる、である（『統再夢紀事』〈史〉一、三四三、四頁）。しかし八日、一月二日付の大久保宛藤井書簡が到着、長土の暴論が盛んという最新の京都情勢が判明、これで上京延引ということになれば物議沸騰するし、その背後に薩摩がいたことがわかればさらに六つ敷事態となるという判断になり、家茂上京はやはり延ばすが、それはごくわずかとし三月初旬には上京するということで大久保と春嶽・容堂は合意した。そしてそれ以前の二月二〇日頃に久光は着京し、春嶽らと「国是一定の朝議を促す」ことも決定した。この合意をふまえて九日、大久保は江戸を發ち京都に向かつた。⁽²⁵⁾

以上、大久保の行動で注目すべきことは、薩摩側の將軍上京見合わせへのこだわりである。公武合体とともにそこにおける公の優位を表現する最高のデモンストレーションとなりうる將軍上京をなぜ薩摩は見合わせようとするのだろうか。その理由は、諸侯上京の阻止、在京中の大名の退去にあった。將軍が上京すれば諸侯も当然、集まってくる。それを防ごうとし

たのである。藤井書簡が到着前の春嶽や容堂と大久保の合意事項では、將軍上京見合わせが決まれば、以下を朝廷に求めることになっていた。すなわち朝廷は滞京中の大名を召し、將軍上京延期を告げた上で、現在の急務は武備磨励であり、そのため早々帰国するよとの勅命を出す、さらに現在、上京していない大名に対しては、早々武備を充実せよとの理由で上京を差し止め命令を出す、である（一月九日付中山宛大久保書簡別紙〔大久保利通文書〕〈史〉一、一五二―一五六頁）。そして、前者はともかく後者の上京不可命令は將軍上京を三月上旬と決めた段階でも彼らは朝廷に出させるつもりであった（同月同日付中山宛大久保書簡、『忠義史料』二、二八七頁）。薩摩は諸大名を京都から遠ざけようとしており、そのために將軍上京を見合わせようとしたのである。薩摩も春嶽らと等しく、京都での国是評議を限定した公武合体派諸侯のみであることを望んでいたのである。そして薩摩がもつとも遠ざけたがっていた大名とは言うまでもなく尊攘派の支柱である長州であった⁽²⁶⁾（当時、藩主敬親、世子定広がともに在京）。長州が退去すれば尊攘派の勢いは収まる。將軍上京見合わせは尊攘派對策であったと言えよう。

三月の將軍上京に先んじて東西から公武合体派諸侯が上京し国是評議を行う。国是評議構想は文久二年、三年、たびたび提起され実現がはかられた構想である。この時のそれを区別するため以下これを案出者の名をとり横井構想と呼ぶことにする。横井構想の実現にむけ薩摩と越前の提携が成立し、それに向けての動きが始まったのである。

横井構想は開鎖問題での国是評議構想である。しかし、京都の尊攘熱をかりにいったん沈静化できたとして、攘夷の勅命を請けてしまった直後に開国論への転換など評議することが出来るのだろうか。彼らは具体的にどのような策を持ち出そうとしていたのだろうか。この疑問については、原口氏が最新の論文「幕末政局の一考察」で示した見解が参考になる。氏は勅命御請後の春嶽の「策略」は、『続再夢紀事』〈史〉一の一二月二日条に載せられている横井の意見三策（二六七―二七〇頁）の第二策、攘夷交渉のための遣外使節派遣論であったとするのである。氏は横井構想との関連はふれていないが、これ

を春嶽の「策略」とするのは妥当と思われる。

意見三策とは、幕府がなすべき政策を論じたもので、第一策は条約調印にかかわった幕府関係者の処罰であり、第三策はまったく不十分な摂海防衛体制の整備であるが、その中心は第二策の使節派遣論であった。すなわち、攘夷にあたって外国側に手荒な処置はよくなく、公使らを江戸城によび勅使とともに以下のように申し入れるべきある。現在の条約は勅許を得ていないという国内的不備があり、ために人心不和を生じている、ゆえにいったん退去してほしい、そしてなおこの件について、遣外使節を派遣する、である。打払や一方的退去通告といった強引な手段ではなく、あくまで交渉、説得によって攘夷を実現しようというのである。もつともこれで退去してくれば簡単であるが、もちろんそうはいかないだろう。そこで横井は説得の材料を用意していた。遣外使節は、先の公使への説明と同様の話をすると同時に、「追て開港之儀は後日使節を以相達し候儀も可有之候間、一端引払可申」、と話すべしとしていた。つまり、いったんは退去させても後日、再開港を行うというのである。このように言えば、彼も道理を唱えている国であり聞き入れるだろう、しかしなお聞き入れず兵端を開くときは曲は彼にあり名義も立つので皇国の全力をふるい決戦すべし、と横井はした。つまり、将来の再開港をふくみに一時的に退去してくれるよう、外国を説得しようというのが横井のこの議論であった。⁽²⁷⁾

この方策は二面的なものであった。一面ではこれは攘夷の実現をめざしているが、それはあくまで経過であり、最終的には開国が目標となっていた。図1の第四象限、目的開国、手段攘夷の外交論である。すでに見たように九月、春嶽は条約廃棄論を唱えていたが、その廃棄論も説得による廃棄であり、これはその延長であった。もつとも、九月の議論とは相違もあつた。それは第一に、九月の議論では開国の如何は条約廃棄後の国是諮問で決めることになっているのが、ここではすでに廃棄交渉段階で予定されていること。第二に遣外使節の派遣である。遣外使節の派遣には、決定権は出先の公使にではなく、本国にあると見、そこと交渉しようとしたことと、往復数ヶ月もかかるゆえその間、時間をかせげるといふ意味があつたと

思われる（その間、国内尊攘熱の沈静化が期待できるし、また不十分な摂海防衛体制を構築する余裕もうまれるだろう）。これが加わることで日本側の主張の説得性、外国側の受諾の可能性がますます横井は考えたのだろう。また九月の議論は交渉といっても一方的通告に近いものを考えているようであり、開戦不可避をおそらく覚悟していたものように思われるが、これは説得に主眼があり、戦争を極力避けるし、避けうる可能性もあると考えているものであると思われる。この時の横井の議論は、外人退去という意味での攘夷を行いつつも、攘夷戦争を極力さげ、その上で開国論へ転換していこうという開国論への国是転換のための綱渡り策だったのである。

この議論を実現するには何が必要か。予定される京都の国是評議で何を決めるべきか。それは、まず攘夷を遣外使節をふくむ交渉で行うことの決定であったろう。そして将来の開国という約束は、公にせず内々に参加者間で合意し、使節の往復で時間をかせぐ間にそれへの転換をめざしていけばいいだろう。これは、越前の目には、実現の期待がもつことができる議論であったように思われる。⁽³⁰⁾

この横井構想において注意すべきは長州の扱いである。その一方の主役の薩摩は右に見たように長州をすでに敵視していた⁽³¹⁾。では越前はどうだろうか。文久四年の江戸において越前は長州と協動的に行動していた（三谷博『明治維新とナシヨナリズム』、一一四頁）。長州の周布の外交論は図1で言えば第四象限の外交論であり、越前と同一であったからである。しかし横井構想においては越前に長州に参加を求めはしなかった⁽³²⁾。これまで協動的であった長州になぜ距離をおくのか。その理由は、越前側の変化にある。横井構想以前の越前は、いったんは条約廃棄を行い開戦覚悟で開国論へ転換することを考えていた。つまり図2の第四象限の攘夷論である。しかし横井構想では開戦は極力さげることになっていた。こうなると久坂らのみならず周布とさえ協調は困難となるのである。

横井構想で春嶽・久光、幕府と薩摩は一致した。しかしその一致のいっぽう対抗関係も存在していた。このときの薩摩の

構想には、尊攘派への対抗という側面の他に自己の権力、政治的地位の拡大をめざすというもうひとつの側面があったのである。それが、このとき薩摩が、上京構想以外で考えていたもうひとつの方策、久光の京都守護職就任構想であった。一〇月初め孝明天皇は久光の上京を求めるが、そのとき守護職への就任も求めていたらしい。そして薩摩側はこれに積極的に応じる。このとき容保の任命はすでに内定しており、久光はもう一人の守護職となることになる。⁽³³⁾すでに朝廷に大きな影響力をもっている久光は守護職という正規の特別の地位を得ることでさらにその政治力を強化することになるはずである。

一月一日、薩摩の高崎猪太郎は春嶽を訪れ意見書（『続再夢紀事』〈史〉一、二〇〇〜二〇四頁）を提出しているが、そこで述べられていた幕府への薩摩の要望は、一、賢侯を幕府の廟堂に登庸し、そのなかに久光を加えること、二、久光は朝廷の寵遇を蒙っているので、公武一和の周旋を久光に依頼することであった。この要望が実現すれば、久光は現在、容堂がそうになっているように幕閣の事実上の構成員となるとともに、朝廷と幕府の間の調整者となることになる。薩摩のこの希望は、薩摩のこれまでの幕府改造論の延長であるとともに、自らがその幕府と朝廷の調整役の地位をもしめようとするものであり、その政治的地位を一段と高めようというものであったと言えよう。こうした薩摩の権力志向には当然、幕府は反発するし、他の公武合体派雄藩も反発する。協調しつつも不協和の種もまた存在していたのである。

小括

文久二年閏八月、幕府は將軍上京を決定、慶喜が先発として上京することも決まった。これが契機となって幕府内で三つの路線が浮かび上がる。第一は、攘夷断行論で、現在の条約をいったん破棄し、その上で諸侯を集めて国是を評議し全国一

致で開国を決定すべしというもの。はじめに述べた座標で言えば、図1の第四象限、図2の第四象限の議論であり、このときのこれの主唱者は春嶽であった。第二は開国言上論で、条約は国内的にはともかく対外的には正当なもので日本が一方的に破るのは不義である。また、国是評議を行っても開国論で一致する保証はなく、攘夷の「愚論」を説くものがあらわれる恐れがある。ゆえに開国に国論を定めるには直接、朝廷にこれを言上すべきとする。図1では第一象限の議論であり、この時の主張者は慶喜であった。第三は、第二と同じく、図1の第一象限の議論だが、幕府は大政委任をうけている以上、外交問題を専断する権限があり、国是評議や朝廷の勅許など不要という考えで、小栗忠順の主張である。(一節1項1)

幕府内の評議ではまず春嶽がその主張を唱えるが、第三の立場からの反発が強く、賛同を得ることができない。そこに慶喜がその主張を述べると、春嶽はそれを支持することにした。しかし一〇月一日、京都より攘夷の勅命をもって三条勅使が東下するという情報が入ると、開国説の上京言上は困難となる。ここで春嶽は、言上にさいし朝廷が応じないなら幕府は政権を返上するという大胆な提案を行うべしと慶喜に主張するが、慶喜は応じず、結局、幕府は外交論をめぐって主体的に動くことはなく、三条の到着をまつのみとなった。(一節1項2)

攘夷の勅命を請けるべきか幕府内で議論があったが、このとき請けいれ論を主張し、幕府を動かしていったのは、外様ながらこのとき幕議に参画していた土佐の山内容堂であり、それに春嶽が協力した。その結果、十一月二日、幕府は勅命を請けるという方針を決定した。本心は開国論者である容堂が攘夷勅命御請を説いたのは、第一にこれを請けねば尊攘派が暴発するという内乱への不安である。第二は彼らの勅命への解釈である。容堂や春嶽は、攘夷勅命を富国強兵実現のための人心作興策として考え、最終的目的として鎖国を目指すものとは理解していなかった。勅命を、図1の第四象限に属するものと位置づけたのである。また勅命は、条約廃棄といった攘夷行動の近い将来における実行を含意するものであったが、これについても彼らは天皇の真意はそうではないと理解していた。図2の第一象限にこれをおいたのである。容堂らがこのように

理解するのは、天皇の行動に要因があった。すでにこれ以前の大原勅使東下のさい天皇は公の勅命では攘夷を語りつつ、私的経路でそれは本意ではないと弁明していたが、今回も天皇は同じ行動をとったのである。こうしたものである以上、幕府の攘夷勅命御請はその場しのぎのものであり、実際に近い将来に攘夷行動をとる決意をしたわけではなかった。(一節2項¹⁾)

攘夷勅命が幕府に求めていたのは、攘夷方針をとりそのことを諸藩に布告することと攘夷の策略・期限を衆議のうえ決定しそれを奏聞することであった。このうちただちに為さねばならないのは前者で後者は来春二月に予定されていた家茂上京のときに奏聞すればいいことになっていた。攘夷の一般論はともかく、その具体策については先延ばしができるのであり、それが右のような幕府の対応を可能にしたのである。

いっぽう尊攘派のうち急進派は勅命決定の段階で、即時打払命令とすることを主張していたほどで実際の勅命にかならずしも満足していなかった。そこで彼らは幕府に決定が任されている攘夷の期限・策略を自分たちの意向にそったものにするべく、御殿山のイギリス公使館焼き討ちを行うなど、過激な行動を行うのである。(一節2項2)

幕府は三条勅使東下という当面の問題は処理したが、すぐ後に攘夷の策略・期限の奏聞という難問が控えていた。勅命は近い将来の攘夷を含意しており、これを請けた以上、十年以内攘夷といった遠い将来の約束でお茶をにごすわけにはいかない。いかにして近い将来の攘夷行動をさけ、さらには国是の開国論への転換を行うか、これが彼らの課題となった。春嶽の政治顧問横井小楠は、將軍上京前に西から久光、東から春嶽・容堂が上京し外交問題についての国是評議を行い、攘夷の凍結、開国論への転換をめざすという構想を考えた。いっぽう薩摩の家老小松帯刀も一〇月初、攘夷を命じる三条勅使の派遣が決定されたことを知り、攘夷行動を阻止するための方策を考案した。それは、明年二月に予定されていた家茂上京を三月に遅らせ、その前の一月に久光と慶喜が上京し京都で談判を行うというものであった。そしてその談判とは外交問題の評議

であり、そこで攘夷行動の阻止、開国論への転換をはかろうとしたものと思われる。(二節1・2)

横井と小松の構想は、東西より公武合体派諸侯が上京、開鎖問題の国是評議という点で共通していた。当然、両構想は連携する。以下、越前・薩摩が連携して進めようとしたこの構想を横井構想と呼ぶ。十一月、越前側から説明を受けた薩摩江戸藩邸の吉井は構想への久光の賛同を得るべく鹿兒島に向かう。一二月三日、吉井は鹿兒島に着く。すでに小松からの書簡で公武合体派上京構想を具申されそれを採用することを決めていた薩摩国許は、当然、横井構想に応じ、その根回しのため腹心の大久保を京都、江戸に派遣する。

大久保の使命は、家茂上京見合わせの勅命を出させることにあつた。京都での国是評議の最大の難関は、京都を支配している尊攘派有志の存在であつた。久光は、上京見合わせを名目にいま滞京している諸侯(長州の敬親など)を帰国させ、それとともに尊攘派有志を退京させようと望んだのである。朝廷上層部は内々これに合意し、大久保はこれの段取りをつけるためさらに江戸に下つたのである。(以上、二節3)

II 公武合体派の挫折と打払令の発令

一、京都における尊攘論の再活性化

1 三条勅使出発後の京都

三条勅使出発後の京都政界はどのようなようになっていたのか。これについては、尊攘派の勢いがいったん収まり、公武合体派の勢力が盛り返したことがすでに指摘されている（家近良樹『幕末政治と倒幕運動』、二一九六頁）。

このことを尊攘派のテロ事件について確認しよう。文久二年九月から翌年一月にいたる主要なテロ事件を挙げると以下のようになる。

- | | | |
|------|--------|----------------------------|
| 文久二年 | 九月一日 | 中座手先文吉絞殺（京都） |
| | 九月二日 | 岩倉らに脅迫の投げ文（京都） |
| | 九月二三日 | 町奉行与力ら四人を近江で襲撃、三人の首を晒す（京都） |
| | 一〇月一〇日 | 平野屋寿三郎らを縛して二条河原に曝す（京都） |
| | 一〇月二二日 | 三条勅使出立、武市ら随行 |
| | 一〇月二〇日 | 万里小路家士小西直記暗殺（京都） |
| | 一〇月二六日 | 久坂京都出立 |
| | 十一月二日 | 久坂着府 |

- 一月二三日 横浜襲撃未遂事件（江戸）
 - 一月二五日 村山可寿江を縛して三条大橋に曝す（京都）
 - 一月二二日 御殿山焼き討ち事件（江戸）
 - 一月一九日 横井襲撃（江戸）
 - 一月二〇日 久坂江戸出立
 - 一月二一日 塙次郎暗殺（江戸）
 - 一月二三日 三条・姊小路・武市帰京
 - 一月九日 久坂着京
- 文久三年
- 一月一〇日 宗城批判の貼り紙（京都）
 - 一月一三日 高槻藩士宇野八郎（東桜）暗殺（江戸）
 - 一月一四日 中座林助暗殺（京都）
 - 一月二二日 池内大学暗殺（大坂）
 - 一月二四日 池内の耳と脅迫状、中山・正親町三条邸へ（京都）

つまり、文久二年一〇月まではテロ事件は京都で猖獗を極めるが、一月になるとその場は江戸に移り、一月よりまた京都で頻発するようになるのである。なぜこうなるのか。『伊達宗城在京日記』〈史〉は「諸国浪人共大半京地引払候哉、春夏之頃に比候得は静に有之由之事」（一二二頁）と指摘している。つまり、長州・土佐の尊攘派有志が三条勅使とともに江戸にいったので京都は治まり、逆に江戸でテロが増えたのである。そして彼らが京にもどる一月よりまた上方でテロは活発化するのである。

そしてこのことは逆に見るならば、尊攘論が高揚しているといっても、実際にテロ活動まで行っているのは、そう多くはなく、長土尊攘派という有力な政治勢力自身とそれとかかわっている部分であるということを示唆していよう。三月一五日に津山藩士が朝廷に出した答議で、浪士は多数に見えるが実際は誠に少人数で、「各藩有志之者」が隠然と彼らの尻押をしているので多数に見えるだけであると述べている（三月一五日津山藩士答議、『孝明紀』四、四三七頁）が、正確な判断であらう。

さらに朝廷の行動も変化する。朝廷上層部、孝明天皇や近衛閑白、議奏の正親町三条・中山は、内心では尊攘派に批判的であったが、尊攘派の圧力のもと三条勅使の派遣を決定したことはすでに別稿で見た（『文久二年の政治過程』下Ⅲ章四節二）。そして勅使出発後、京都の政治的雰囲気は変化すると、彼らの行動も変わってくる。それはまず薩摩への政治的傾斜となって現れる。別勅使派遣を決定した直後の一〇月初、朝廷上層部は久光に手紙を送りその上京を求めた。そしてこの時、内密に、久光の京都守護職就任をも求めたらしい（原口「参与考」、九〇―一〇一頁）。親藩の会津のみではなく外様の薩摩を加えることでバランスをとるとというのが、任命の意図であると朝廷は後に説明しているが、やはりそのみではないだろう。京都守護職は治安維持能力を事実上失った京都所司代に代わり、京都の治安維持にあたる役職である。そして久光は以前より浪人の取締を主張しており、尊攘派浪士の抑制策であることは明らかだろう。そしてすでに朝廷に大きな影響力をもっている久光に守護職という特別の地位を与えることは、薩摩の政治力を大きく強化するものであり、薩摩への肩入れと云わざるを得ないだろう。

この内意に対し薩摩は積極的で国元から帰京した藤井は一月五日、近衛を訪れ久光がこれを請ける意向であることを語った。この結果、一二日、幕府に対して久光を守護職に任命することを述べた沙汰書を朝廷は下した（『孝明紀』四、二三〇頁）。ここに久光の守護職任命が公然たるものとなるが、在京の長州や土佐人はこれに反発する。一月一七日、土佐の

平井、長州の前田・木戸は会合し、守護職を辞退するよう薩摩に勧めることを決定した。このため木戸が江戸におもむくとともに、在京長土尊攘派が朝廷にむけ工作を行った（「隈山春秋」、十一月一七日、三五四頁）。しかしその効果はなく、任命の変更はなかった。

久光の任命は、朝廷指導部、中でも天皇個人の強い意向に基づくものであった。⁽³⁴⁾ これまで天皇は、尊攘派の圧力にすぐ腰砕けになってきた。それなのに今回違うのは、天誅の圧力が低下し、京都の政治的雰囲気が変化したので強気になったからではないかと思われる。久光と尊攘派、両者の間で朝廷は対応をめまぐるしく変えるのである。

そしてこうした雰囲気のなか一二月九日、反もしくは非尊攘派が優位をしめる国事御用掛が朝廷に設置されたのである（家近著書補論第一節）。

2 勅使の帰京と尊攘論の再活性化

文久二年一二月一五日、慶喜一行は江戸を出立、海路、京に向かい、一月五日着京した。彼らが見た京都は尊攘論が荒れ狂う世界であった。大目付岡部長常は、一月一六日、越前の中根雪江に、「此地の情況は上京已前関東にて聞及ひし所に相違なし、過激の攘夷論のみにて何とも申へき様なし」（『続再夢紀事』〈史〉一、三五二頁）と語った。慶喜自身も、「此地の形状は以の外險難なる事」なので、將軍上京を延期せよという薩摩の議論にしたがってはいよいよ人心が折合わないこととなる、と述べていた（同書、三五二頁）。尊攘論が沈静化していた京都がわずかの間にその姿を変えたのである。

その理由は三条勅使の帰京であった。一二月七日、江戸を立った勅使は、二三日、着京した。そして長州、土佐の有志もその前後、江戸を立ち上方にもどった。そしてその直後より上方でのテロ事件が復活するのである。さらに帰京した三条・姊小路も急進論をとるようになった。彼らは江戸においては春嶽や容堂に協調的な態度をとっていた。しかし京にもど

ると彼らは春嶽を因循と批判するようになったのである。⁽³⁵⁾

なぜ彼らは態度を変えたのか。その出発点は、久光の守護職任命への反発であったと思われる。すでに述べたように三条勅使は一〇月二八日に江戸に着いたが、將軍の病氣のためいっこうに登城は行われなかった。この状況に三条らは焦燥し、一月二三日には翌日もしくは翌々日に將軍と面談したい、都合が悪ければ代理でもよいとまで言って幕府に督促した〔世子奉勅東下記〕、一八一頁。このとき長州の中村九郎が三条を訪れていたが、なぜ三条が急ぐのか、中村の観察は以下の通りであった。

「条卿意、独り攘夷決極の遅緩を憂るにあらず、頃ろ島津守護職の議あり、芸侯、久留米侯参朝にて、有志の輩不満の色あるを以て、朝廷基本の確固せざる事あらん、一日も早く帰京を促さるるの故ならんや、其口氣に見る所なり」
 (同書、一八一頁)。

つまり、久光の守護職任命や芸州侯・久留米侯の上京で朝廷の基本が動揺していると有志は判断し、三条に早く帰京するよう促しているというのである。⁽³⁶⁾ 勅使派遣にいたる三条ら尊攘派と久光の対抗関係を考えれば、尊攘派有志の反応は自然なものであると言えよう。そしてこうした声に促されて、三条は登城を督促し、一二月七日には急ぎ江戸を立ったのである。そうした反発心をもって京都にもどった三条らの発言が公武合体派への対抗上、厳しくなるのは自然なことと言えよう。⁽³⁷⁾

勅使帰京で尊攘派は京都において再活性化する。そして尊攘派のなかでも主導権を握ったのは急進派であった。彼らは、条約廃棄の速やかな実行を望み、幕府が御請を反古にするのではないかと疑いつつ將軍の上京を待っていた。一方、公武合体派は、これに対抗する横井構想の実現を期していた。両者の対立は必至であったのである。

二、公武合体派對尊攘派（上）——二月二一日まで——

1 横井構想の挫折

1、二月九日まで——攘夷期限の言上——

横井構想では文久三年の一月中に東西より慶喜と久光が上京し、京都で国是評議を行うことになっていた。もっとも久光が一月中に上京するのは困難であり、江戸において、春嶽・容堂それに薩摩の大久保が協議し、久光は二月二〇日頃着京ということにしたのはすでに述べたとおりである。

しかしこの時の京都の情勢はこうした国是評議構想を困難にするものとなっていた。江戸での協議をふまえ大久保は一月五日に着京したが、そこでの状況を見て、江戸での申し合わせは無理と考えるようになった。すなわち、一七日、先に京都に滞在していた越前の中根と会談の席で、大久保は、「目下の景況しか一変」した以上は、この上は春嶽上京しても御困難のみでどうしようもない、將軍も同様ゆえ別段の幕議で春嶽・家茂の上京を一時延期することはできないか、と語ったのである（『続再夢紀事』〈史〉一、三五三頁）。国是評議さらには將軍上京中止論である。大久保が言う「目下の景況しか一変」とは何か。それは、朝廷上層部の動向であった。大久保は上京後ただちに忠熙や中川宮に江戸での申し合わせを伝えたが、彼らは原則論ではそれに賛成しながらも、三条ら尊攘派公家の勢いにおされ現実にはそれに協力するとは言わなかったのである（同書、三五二、三頁）。さらに二二日までに、近衛・鷹司閔白・中川宮は相談の上、將軍上京延期命令は出さないということを決めるにいたった（同書、三五五、六頁）。朝廷指導部の協力なしでは、朝廷での国是評議という横井構想は実行困難であり、強気である大久保も横井構想の放棄を考えるにいたったのである。この結果、在京薩摩幹部は朝廷に久光上京見合わせを申し入れた。しかし朝廷側はやはり久光上京を求め近衛よりも直書が出されたのでやむなく大久保はこれを

携え鹿兒島に下ることとなり（同書、三五六頁）、一月二三日、大坂を出港、鹿兒島に向かった。

動揺したのは大久保だけではなかった。すでに一月五日に着京していた慶喜も一六日には家茂上京の延期などできないと考えるようになっていた（同書、三五二頁）。そして一三日に慶喜は朝廷に上表を提出、そのさい、攘夷と決定した以上、武将として身命をなげうつ決意だが、そのときに及んで公卿達が萎縮することのないようとの申し入れを行っていた（『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四〇五、六頁）。一見、攘夷論の主張のように見えるが、実際のねらいは、開戦不可避という現実を突きつけることで攘夷の困難さを公卿側に気づかせることにあつたと思われる（申し入れのさい、戦争の覚悟を決めている藩はないと慶喜が付言したことがその証左となろう、同書、四〇七頁）。しかしそうではあつても、こうした修辭を使わなければならないことは慶喜にとっては苦しいことであつたろう。着京後の慶喜は、その持論を論弁しても貫徹せず、無二無三に鎖港をせよと迫られる状況だったのである（『続再夢紀事』〈史〉一、三五二頁）。

慶喜、そして一月二五日に着京した容堂、二月四日の春嶽らは尊攘派の強烈な圧力にさらされことになる。その圧力とは、具体的には攘夷実行の期限を速やかに言上せよとの要求であつた。家茂上京時の言上を勅使が認めたのにかかわらず、こうした要求を彼らがなすのは、一つには尊攘派中の急進派の発言力の強化を示すものである。彼らは前年一〇月の勅命決定の段階で、即時打払を主張していたことはすでに述べた。速やかな言上要求はこの流れの延長にあつた。また一つには原口「文久二、三年の朝廷改革」が指摘しているように、薩摩が進めていた將軍上京延期策動の情報が彼らの耳に入り、それへの反発からということがあつたろう（三〇頁）。実際には一月二一日に延期策動は終わっているのだが、そこまでは尊攘派には伝わらなかつたのだらう。皮肉な話ではある。

一月二七日に東山の翠紅館で尊攘派の有志の集會が行われたことは有名である（『慶喜公伝』2、一五三頁）。そしてこうした浪士の突き上げの結果か、二月五日には三条は速やかに期限を言上すべきとの意向を因州の池田慶徳に語つた（文久三

年二月七日付慶喜宛池田慶徳書簡、『慶喜公伝』史料編〈史〉一、四三九、四〇頁。三条は議奏であり、これは朝廷の正式な意向と彼はうけとったろう。慶徳からこのことを知らされた慶喜は、五日ただちに鷹司関白邸におもむく。そこで慶喜は、期限の言上について以下の手順を述べその了承をえた。すなわち、一二月一三日に幕府がおこなった諸侯への下問の答申が集まった段階で、それを天皇に見せて叡慮を伺い、その叡慮を將軍に伝え、上京前に期限をほぼ治定する、である（文久三年二月七日付慶徳宛慶喜書簡、同書、四四〇頁）。家茂上京のさいの言上という当初の予定よりは早まったが、まだ期限の即答は避けられていたのである。

しかしその直後、圧力はさらに高まる。二月八日、姊小路や正親町実徳など十三人の尊攘派の公家が攘夷についての上書を鷹司関白に提出した（『孝明紀』四、三六六、七頁）。この春、將軍が上京、攘夷の策略について言上することになっているが、もしそれが因循説でそれに朝廷が雷同するようなことになれば、「諸藩輻輳勤王之志一定致し候者共」が暴激の事を輩穀の下で起こすかも知れない、そこで今の内に「朝廷攘夷緩急之御基本は勿論、庶政確乎と明瞭之御処置」を定める必要がある、である。例によって尊攘派の暴発の危険を圧力とした恫喝であるが、その趣旨は、將軍上京前に朝廷の側で攘夷の方策を確定してしまっておくべしということである。ここで言う因循説とは、攘夷断行は国力充実のうえでのいった、攘夷の実行を遠い将来に延ばすような議論をさしているといえよう。そうした議論の余地がないような、近い将来の期限の設定を今のうちになすべきと尊攘派は主張しているのである。

そしてこうした圧力に朝廷当局は動かされる。五日には答申が集まった上でという慶喜の主張を関白が了解していたが、七日には近衛が宗城に「攘夷期限之義、越土申合候様」話すようになった（『伊達宗城在京日記』〈史〉、一〇二頁）、速やかな言上を求めたものと解せよう。そして、八日もしくは九日、朝廷上層部は、いまだ家茂は上京せず、諸有志に疑念を生じ、人心紛擾、叡慮を悩ましているので、將軍上京前だが期限を内々言上せよ、と命じる慶喜・春嶽ら宛の正式な沙汰書を作成

した。この沙汰書は一〇日に学習院で一越に渡されるはずであった。⁽³⁸⁾

こうした朝廷当局者の意向の変化を知って公武合体派諸侯は覚悟を決める。二月八日、慶喜のもとで容堂・岡部・沢勘七郎（外国奉行）・武田耕雲斎（水戸藩士ながら慶喜付として上京）が会合した。この会合について翌日の伊達宗城宛書簡で容堂は以下のように記した（『伊達宗城在京日記』〈史〉、一〇四頁）。

「〔慶喜の許に行く〕 岡部・沢・武田も列座、天下の大議粗決定、黄門（慶喜）も別て憤励、因循論之口氣毫も無之、可賀々々、今日は春嶽方へ参向、又決議之心得に御坐候」

「天下之大議」とは攘夷期限問題であろう。これについての方針がこのときほぼ決まったのである。彼らがこの決断をしたのは、一〇日に学習院で言上を命じる沙汰書が下されるのを知ったからであった。⁽³⁹⁾

翌九日、右のメンバーに容保・町奉行の永井尚志らも加わり春嶽邸で会議が行われた（『続再夢紀事』〈史〉一、三六七頁）。この会議の内容を宗城に容堂は以下のように記す（『伊達宗城在京日記』〈史〉、一〇四頁）。

「政事総裁方一橋始大会、拒絶一条其他決議御坐候、夜に入、鷹司殿へ一同々伴、委曲可申上候」

昨日の決定が改めて確認されたと言えよう。さらに注意すべきことにこの会議においては、「彼の暴行者を制すへき方案」も議せられている（『続再夢紀事』〈史〉一、三六七頁）。尊攘派浪士の取締は公武合体派にとって攘夷期限とともに緊急の問題だったのである。

春嶽邸会談のあと慶喜・春嶽は鷹司関白邸を訪れ、以下の言上を行った（『孝明紀』四、三六二頁）。

「攘夷拒絶之儀は、大樹公上洛相済、江戸表へ帰著後、速に可及応接事

先頃申上置候有志之者共御所置之儀、早々被仰出候様、此度猶又相願候事

二月九日

慶喜

この言上により横井構想は挫折することになった。それは第一に期限言上という行為自体にある。將軍上京するまで期限言上を延ばすことができるというのが横井構想の前提であり、だからこそ將軍上洛前に公武合体派諸侯が開鎖の国是を議する余地がうまれるのである。それをここで期限を言上してしまつては、構想は成り立たなくなつてしまふのである。第二は言上の内容である。ここで一越は、將軍の上京が終わり江戸にもどつた上で速やかに外国との応接を行うと、言上した。速やかにとだけ述べ具体的な時期を言っていない点では曖昧であるが、そう何ヶ月も延ばせるわけではなく、ほとんど即時とすべき期限を慶喜・春嶽は江戸の幕閣に相談なく設定してしまつたことになる。この期限設定は、即今攘夷の阻止を目指す横井構想を完全に否定するものであつた。

前年の別勅使への返答では、攘夷期限は將軍上京後に返答すれば良いはずであつた。さらに、前年一二月一三日には幕府は諸侯へ攘夷を布告するとともにそれへの方略を諮問しており、その答申が集まつてから返答するのが筋であろう。それにもかかわらず、期限の言上を行わねばならなくなつたのは、右に見たように、尊攘派の運動が朝廷を動かし、朝廷がただちに言上を求めようとしたからであつた。

もつともそうではあつても、なぜ彼らはここまで短い期限を言上してしまつたのだろうか。攘夷勅命は、期限については幕府にまかせていた。しかしすでに述べたように、十年以内攘夷といった遠い将来の期限は、この時の情勢において答えられるものではなかつた。期限を言上する以上は、近い将来とならざるをえないのである。しかし、穩健な尊攘派である因州の池田慶徳のこれについての意見が、一年もしくは一年半先の攘夷実行であつたこと（文久三年一月一五日付幕府宛慶徳答申、『池田伝』二一、二七三～二七五頁）を考えると、慶喜らの將軍帰府後、速やかにという言上はあまりに短い期限の設定のように思われる。それほど当時の京都において尊攘派の圧力が厳しかったということなのだろう。

このように期限を言上してしまったことで攘夷Ⅱ条約廃棄はさらに現実的な問題となった。そしてこうなると、在京の公武合体派の間の攘夷問題についての考えが分化するようになった。一方は会津である。文久二年九月段階の会津の主張は、「三港（横浜・長崎・箱館）は被差置、其他（兵庫開港など条約の未実施部分）拒絶、尤改約之上、制度嚴重相立候」、という三港開港論であった。⁽⁴⁰⁾しかし、その後、攘夷叡慮御請という新たな事態となった。ここでいかに対応すべきかについて会津京都藩邸内では激しい議論が行われる。一方は三港開港論、他は拒絶論であった。「内勢を以申せは全拒絶して可然、外勢論候へは三港位設置候方可然、各両説何れも不義之筋には」御座なきため議論は紛糾する。結局、「極論徹夜に及」び、まったく拒絶の議に一決した。⁽⁴¹⁾そしてこの議は、翌九日、容保に言上、彼もこれを承認、「一港（横浜）は御奏請之上、（閉鎖の）応接為勤候様之義に」決定した（『維新階梯雑誌』、『維新稿本』二月九日、二二五）。つまり横浜鎖港論である。こうした会津の立場よりすれば九日の条約廃棄言上は額面通りのものであった。会津は、開国のためには一度は条約廃棄をせざるをえないという図1で言えば第四象限の外交論、条約廃棄はすみやかにやるということ図2で言えば第四象限の立場に立ったと言えよう。

いっぽう春嶽は、これ以後もなお条約廃棄に反対であった（『続再夢紀事』〈史〉一、四二二頁）。したがって別勅使への御請と等しくこの九日の言上も彼にとつてはその場しのぎであったろう。

2、有志対策

しかし、二月九日の言上は公武合体派の敗北のあらわれのみであるわけではなかった。逆に攻勢という側面も持っていたのである。それは言上の後半の部分で、ここで彼らは朝廷に浪士Ⅱ尊攘派有志処分のための沙汰を出すように求めているのである。

この浪士処分論は、文久三年の京都の尊攘熱の亢進に接した公武合体派が喫緊の政治課題とした問題であった。本来の彼らの構想である横井構想では、京都での国是評議が考えられていたが、それをなすにはまず異常な現在の尊攘熱を沈静化させねばならない。それには京都に集まっている有志を離京させる必要がある、そのため將軍上京を延期し、それを名目に朝廷が、滞京している諸侯に帰国を命じるとともに、諸大名の上京を止める沙汰を出すことを彼らが考えていたことはすでに述べたところである。しかし將軍上京延期命令は出されず、諸侯、そして長土藩士など尊攘派はなお在京し、その活動はますます活発になっていった。尊攘派、特にその中核となつてゐる有志対策が緊急の課題として公武合体派の前に浮かび上がつてきたのである。そしてこれへの決断をこの言上で慶喜・春嶽は関白に求めた。朝廷が浪士対策にふみきり、攘夷熱を沈静化することができるなら先の期限の言質も何とでも始末がつくとあるいは春嶽などは考えたのかもしれない。二月九日の春嶽邸会談で攘夷期限の問題と同時に浪士処分問題が議せられた所以であろう。さらに翌一〇日、春嶽は書簡を鷹司関白に送り、浪士処分のための朝議開催を強く求めたのである（『続再夢紀事』〈史〉一、三六七、八頁）。

ここで公武合体派は尊攘派有志の処分を求めた。しかし、注意すべきことに、それは後の八月一八日クーデター以後のようにならぬに彼らを弾圧しようというものではなかつた。

先の言上が「先頃申上置候有志之者共御所置之儀」とするようになり、公武合体派がこの問題を朝廷に言上したのはこの時が初めてではなかつた。公武合体派諸侯で有志対策を最初に持ち出したのは慶喜であつたと思われる。一月二一日、慶喜の使者、武田耕雲斎は宗城を訪れ慶喜の意見を語る（『伊達宗城在京日記』〈史〉、六七、八頁）。すなわち、將軍上京前に浪士処分をしておきたい、具体的には、朝廷より諸藩に浪士を引き取れとの沙汰を下し、藩の籍がない浪士については幕府がそれを召し抱えることにしたい、ただし、頭取のうちこれまで不届きな所業が顕著な両三人は嚴重な所置を申し付ける、である。この慶喜の意見は、アメと鞭の両面的なものであつた。勅命により脱藩浪士は藩に復歸することになるし、無籍の者も幕府

が生計の場を与えることになる。これがアメ。しかし、同時に鞭として、これまで天誅を行ってきた幹部は処罰されることになっていった。

この浪士対策の問題点は朝廷の合意を得ることができぬかにあった。反幕氣運が強い浪士に対してこれを幕命として出すわけにはいかずどうしても朝廷の命として出さねばならないが、朝廷がこれに応じるだろうか。この問題点はただちに宗城によって指摘されている。浪士対策は必要だが、幕府を疑い、浪士を信じているような両役はこれを承知せず、評議にかかるべきというだろう、評議にかければ浪士に漏れ暴発の危険があるし、その危険を恐れて評議が反対することもありうるだろう、である（同書、六八、九頁）。そして二四日までに慶喜は先の意見を近衛に言上していたが、両役に異論があり容易に決まらなかった（同書、一月二四日、七七頁）、宗城が予想した通りの展開である。

しかし浪士対策は公武合体派にとりなさねばならない課題であった。浪士の活動はますます激しくなり、一月二四日には、中川宮・近衛・鷹司邸に議奏中山・正親町三条を非難する書が投じられ、中山・正親町三条邸には殺害された儒者池内大学の耳を添えて引退を求める脅迫状が投げ込まれるという衝撃的な事件が起きていたのである。このため両人は辞表を提出、二七日、これが裁可された。一月二五日に着京した容堂はただちに東本願寺を宿舍とする慶喜を訪れるが、二人はここで浪士対策を密話した（同、七九頁）。この結果か、容堂は藩内の尊攘派の取締を決意した⁽⁴³⁾。また朝廷上層部でも中川宮は学習院に諸藩を呼び無頼不法の徒の吟味を命じる勅を下すべきと考え、これを薩摩の藤井に密話するにいたった（同、八二頁）。そして二月一日、朝廷は学習院に諸藩を召し、最近の天誅張紙投書は決して採用しないので無用たるべきとの関白の命を伝えた（『孝明紀』四、三五六頁）が、この日の夜、慶喜宿所に千種家家臣の賀川肇の生首が送りつけられ、公家の千種・岩倉邸には切断された手が投げ込まれており、効果はなかった。

こうした事態に京都守護職の会津も動き出す。二月四日、容保は慶喜と相談の上、以下の建白を近衛忠熙に行った（『七

年史』〈史〉一、一八一、二二頁）。脅迫や暗殺などのテロ活動は言語道断、天下の為ならず、しかし彼らがそうした行動に出るのは、言路が壅蔽し下情が上に貫通していないからである、ゆえに言路を開くため、今後は内外大小となく善悪ともいささかも忌憚なくその筋々へ申し出るよう、との触を朝廷が出すべきである、である。尊攘派有志への融和的な姿勢であると見えよう。

容保の有志対策はこれのみではなかった。二月五日、容保は春嶽にその意見書（『続再夢紀事』〈史〉一、三六三頁）を見た。そこで容保は、有志の攘夷の希望をかなえさせるために、彼らを水戸の武田耕雲斎付属の一隊に編成し、京都守護職指揮のもと攘夷の先鋒とすべきとしていた。京都に集まっている有志について藩士はその藩にもどし、そうでないものは攘夷を標榜する一隊に編成するというのである。先の慶喜意見と同じく浪士部隊編成論であり、あるいは慶喜と相談があったのかもしれない。ただ慶喜意見ではこれまでの不届きの責任者は厳罰としていたが、これではそうした部分はなく、アメと鞭の両面のうち、後者が消えアメのみの案であると言えよう。おそらくこの案も朝廷に建言されていたのではないだろうか。二月九日言上で、一越は「先頃申上置候有志之者共御所置之儀、早々被仰出候様、此度猶又相願候事」と述べたが、その背後にはこうした流れがあったのである。さらに翌一〇日も春嶽が鷹司に意見書を送る。その趣旨は、基本的に容保と同一であり、「有志」の「勤 王忠勇之至情」を尽くさせるような処置をとるべしというものであった（同書、三六七～三六九頁）。この書簡は、慶喜をはじめ在京の幕府有司と相談のうえ作成されたものであり（同書、三六七頁）、これが当時の在京公武合体派の多数派の見解であったといえよう。（ただし後述するように春嶽自身はこれに異論があったが）。

いっぽう朝廷では一〇日、鷹司閔白は中川宮に以下のように書き送っていた（『維新稿本』二月一五日、五一九）。「脱藩有志之御所置、一橋え仰被付候義、必当なから、左候ては外藩有志之面々彼是可申出歟、此義寄人え品々評議被掛候ては如何と存候事」。朝廷上層部は自ら決断するのを避け、寄人の評議にかけることにしたのである。宗城が予想したとおりの行

動である。そして浪士対策がなされないまま二月一日、異常な事態が発生するのである。

2 二月一日

二月九日の言上を受けた鷹司閔白は、翌一〇日、慶喜と春嶽に書簡を送り、九日の言上では曖昧であり、三月下旬とか四月とか具体的な月日を入れて返答するよう求めた（『孝明紀』四、三六二頁）。尊攘派有志、尊攘派公家の突き上げをうけている天皇や閔白としては曖昧な返答では彼らの納得を得られないと考えたのだろう。

そして慶喜は二月一〇日、具体的な日付をいれるべきと考え、その旨を春嶽に伝えるが、春嶽は重大な問題であり即答できないと消極的な姿勢を示した（『安達清風日記』〈史〉、三六〇、一頁）。このためか日付についての検討はこの日、行われなかった。そして翌一日、一越は尾張の慶勝とともに学習院に出頭するつもりで、朝、その準備をしていたが、翌二日に延ばすとの沙汰が午前中、朝廷よりあった（『続再夢紀事』〈史〉、三六九、七〇頁）。そしてこの時、朝廷では大騒動が起きていたのである。

この一日の朝、閔白邸に三人の尊攘派有志、肥後の轟武兵衛・長州の久坂・寺島忠三郎が攘夷期限決定を求める建白をもっておしかけ、今日中にこれを決定するよう求め、採用されるまで立ち退かないと宣言した。一方、尊攘派公家はこの日の午後、同志の公家の東園基敬邸に集合した上で、久坂らの建白の写しをもって閔白邸に参上し、至急処置すべきと閔白に言上した。閔白は、「明日参内して処置する」と返答したが、尊攘派公家は、ただちに参内し裁断するよう強く求め、結局、閔白は参内することになり、尊攘派公家も続いて参内した。この結果、学問所で廟議が行われたが、これには閔白・両役・国事御用掛のみではなく、「同志」（尊攘派公家）も参列した。そして、攘夷期限について慶喜・春嶽に詰問することが評決され、両役と尊攘派公家若干が慶喜のもとにおもむくことになった。彼らが慶喜の宿舎である東本願寺に着いたのは午後

一〇時頃であった。その後、午前一時すぎには春嶽や容堂・容保が駆けつけ、攘夷期限を即時返答するよう求める公家側との間で烈しい議論となったが、結局、將軍滯京を十日間と仮定し、帰府後、二十日にあたる日を攘夷の期限とするとの返答を武家側が出すことになった。(以上、『孝明紀』四、三六七〜三六九頁・『続再夢紀事』〈史〉一、三七〇〜三七二頁・『伊達宗城在京日記』〈史〉一〇七〜一一〇頁)

この二月二一日の事件は、異例で異常なものであった。まず、慶喜らへの詰問を行うという朝議の決定が、尊攘派有志や尊攘派公家の直接的な圧力のもとでなされたこと、次に深夜に慶喜の許におしかけ重大問題について即答を強いたことである。

前者について見れば、これはかつて安政五年に行われた列参運動の再現であり、それに続く第二の朝廷内下克上と位置づけられるものであった。前回の列参運動がその参加者が公家に限られていたのに対し、今回は公家のみではなく、武家が加わっていたことが大きな特徴となる。久坂・寺島・轟は要求が聞き入れられない時は関白邸を退かないと述べており、まさに恫喝を加えていたことになる。⁽⁴⁴⁾そしてまたこの日、関白邸に長州と阿波の世子、定広と茂韶が押しかけた(しかも一騎馳せという異例な形での参上)ことも注目すべきだろう。⁽⁴⁵⁾朝廷内の意志決定という本来は公家のみであるはずの世界に、武家がしだいに踏み込むようになってきているのである。

また安政五年の列参運動は、背後に天皇の意向があった可能性があるものであり(大久保利謙『岩倉具視』、三九、四〇頁)、少なくともそれは関白九条尚忠の親幕的な政策を崩す意味において天皇の希望にそうものであった。しかし今回のそれは天皇の意向によるものではなかったと思われる。慶喜への詰問決定と天皇との関係について原口「文久二、三年の朝廷改革」は、天皇は、家茂上京を待ちきれず急進尊攘派に同調したと解している(三二、二頁)。しかし、天皇は家茂の言上をまちきれず期限の未定に焦っていたとはとても思われぬ。もしかりに天皇が期限の速やかな決定を望んでいたとしても

(攘夷戦争を恐れる天皇がそのようなことを望んでいたとは思われないが)、すでに述べたように、二月九日言上で近い将来の攘夷断行という日程は決まっていた。この言上では具体的な日程は述べられていなかったが、それについても一〇日にはそれを言上するよう関白が慶喜に命じたところである。そして天皇は、この時期も一越に対しては疑念がなく彼らを頼みにしていた⁽⁴⁶⁾。一一日の夜に異例な勅使を派遣しなくとも、具体的な日程が近く一越より言上されるはずだったのである。勅使の派遣には天皇は合意しているが、これは彼自身の意向というよりも異様な周囲の雰囲気にもまれた行動とすべきだろう⁽⁴⁷⁾。この夜の廟議はたしかに異様であり、関白・両役、国事御用掛といった当局者以外にも、列参した尊攘派公家も出席していた。しかも両役で出席したのは議奏三条・阿野公誠、伝奏野宮の三人であったが、三条・阿野は尊攘派であった⁽⁴⁸⁾。この日の廟議では、天皇・関白は尊攘派公家に取りまかれていたことになる。日和見の鷹司関白や動揺しがちな天皇が、彼らの意向に押されて慶喜らへの詰問を承認したのは自然なことと言えよう⁽⁴⁹⁾。

深夜、三条らに訪れられた公武合体派諸侯は、結局、先の返答を行った。彼らはなぜこのような返答を行ったのだろうか。一つはこうした返答にいたる経過はともかく、返答の内容自体について言えば、それはこれまでの政局の流れのなかでは自然なものであったことがある。攘夷期限についてはすでに九日の言上で慶喜らは、將軍帰府後、速やかに言う返答してしまっていた。この言上には具体的な数字はなかったが、一〇日には鷹司関白よりそれを示すようとの指示が慶喜・春嶽にあり、その日の内に慶喜は検討を始めようとしていた。もつともこの検討は春嶽の消極的姿勢により進んではいなかったが、慶喜は日数入りの返答をなしてもいいと考えていたわけである。そしてこの一一日に出された、帰府後、二十日という日数だが、九日の言上で、速やかにと述べた以上、いつまでも延ばせる訳ではなく、二十日とは常識的な数字だろう。帰府後二十日という返答はその内容自体について言えば、これまでの在京幕府の返答をふまえて見れば、常識的なものであったのである。

しかし内容はともかく、急に訪れ叡慮をかざして重大問題の即答を迫るといふ三条らの行動は異例であり、諸侯の側ではこれについての反発があったのは当然であり、返答の猶予を求めてしかるべきであったと言えよう。しかし、それにもかかわらず、最後まで反発しつづけたのは春嶽のみで、慶喜・容堂・容保の三人は次第に譲歩論に変わりその日のうちに先の返答を行ったのである。

なぜ彼らは譲歩したのか。それはやはり天皇を尊攘派にぎられていたことだろう。期限を即答せよとの叡慮であるところとき三条らは諸侯に語った。しかし、叡慮は大きな権威ではあったが絶対的なものではない。容堂はこの時、勅命といつても諫奏できないものではない、ましてや皇国の安危に関わると思われるものは諫言することこそ臣下の本分であると反論したといふ（『伊達宗城在京日記』〈史〉、一〇八頁）。さらに、この叡慮なるものは本当に天皇の真意なのかとまで容堂は三条らに述べたといふ（同）。それでも彼らが妥協したのは、「此上弁論しても其甲斐あら」ず。「今日の場合上答せすて止を得へきにあらされは」（『続再夢紀事』〈史〉一、三七二頁）といふ、このうえ弁論してもしかたがないといふあきらめがあったからである。ここで彼らが内裏におもむき天皇に反論の直奏ができればいいがそれはまず不可能だろう。そうになると、あくまで即答を拒もうとするなら、内裏をにぎる尊攘派と全面対立（場合によっては武力衝突さえ考えなければいけないだろう）となるが、現在、そこまでやる気力も準備も彼らにはなかったのである。そして返答の内容自体、これまでの彼らの返答を前提とすれば常識的なものであったこともこうした譲歩につながったと言えよう。

関白邸への参上から公武合体派諸侯への詰問にいたるこの二月一日の事件は、約半年後の八月一八日クーデターの原型とも言いうるものであった。すなわち、一、異例な形で内裏へ参入し、天皇の周囲を自派で固める、二、その上での対立する勢力への勅命の降下、である。一種のクーデターにより尊攘派は近い将来の攘夷の断行という自己の方針の実現に大きく近づくことに成功したのである。いっぽう、ここで一敗地にまみれた公武合体派は、逆にここで示された尊攘派の行動を以

後の戦術を考える上での模範とすることになるが、これについては次に述べよう。

三、公武合体派對尊攘派（下）——打払令の発令——

1 浪士対策——二月二日～一八日——

二月一日、屈辱を受けた公武合体派諸侯であったが、このまま引き下がる気はなく、逆転策を考えていた。一日の敗北の要因は、尊攘派が天皇を握り叡慮を得ていたことであつた。したがつてこれに反撃するには、逆に彼らが叡慮を引き出せばいいことになる。ではどのように叡慮を引き出すのか。政治面で天皇を補佐するのは、関白と両役（武家伝奏と議奏）である。公武合体派諸侯が天皇に工作しようとするなら、両役を通して言上するのが本来のありかただろう。しかしこの時はそうした、いわば正規の経路での工作は困難であつた。なぜなら朝廷当局者の尊攘派化が急速に進行していたからである。⁽⁵⁰⁾

文久二年の七月より四姦二嬪排斥運動が始まり、九条関白や岩倉・千種ら親幕派とみなされた廷臣は次々と失脚していった。そして尊攘派公家の当局への進出が始まる。一〇月には三条、十一月には阿野公誠が議奏に就任したのである。両役のうち議奏が天皇の側近として重要な役割を果たすようになるが、その重要な議奏五人中、二人を尊攘派がしめたのである。もつとも議奏にはほかに正親町三条と中山がおり、老練で天皇の親任の厚い彼らの存在感は大きかった。しかし、文久三年一月より彼らへの尊攘派の攻撃が強まり、彼らは辞表を提出、二七日これは受理された。そして二月一日の翌日、一二日に広幡忠礼と長谷信篤が議奏に任命されたが、このうち長谷は尊攘派公家であつた。

さらに二月一三日、朝廷に新たに国事参政・国事寄人がもうけられたが、その人員一四名中は一三名は一日に参内した

尊攘派公家であった（『孝明紀』四、三七五、六頁、もう一人も東久世通禧であり尊攘派公家）。前年一二月の国事御用掛に続いて新たな国事機関が朝廷に出来たことになるが、その成立の論理は両者で異なっている。国事御用掛は、建前においては、国事諮問のための機関がまず設置され、結果としてその構成員の多くを公武合体派がしめたものであった。しかし国事参政・国事寄人の設置にあたっては、一日に列参を行った尊攘派公家に地位を与えることがその理由として述べられているのである。⁽⁵²⁾そして同じく一三日、四姦二嬪それに九条元関白に対して処分の言い渡しが行われた（『孝明紀』四、三七七頁）。朝廷内における尊攘派の地位は一段と強化されたのである。

両役―関白という普通の経路において意向を通すことが困難となった公武合体派諸侯が期待をかけたのが、近衛忠熙と中川宮であった。忠熙は前関白ながらなお内覧であったし、中川宮も天皇に謁見できる地位にいた。そして近衛と中川宮も一日の事態について強い危機感を持っていた（『伊達宗城在京日記』〈史〉、一一二、一一五頁）。彼らを通して自分たちの主張を天皇に奏上し、その裁可を得るとというのが以後の公武合体派がとうとうとした基本戦術となるのである。

彼らが緊急の課題としたのは浪士対策であった。朝廷が浪士処分の沙汰を出すことを二月一日以前より公武合体派がめざしていたことはすでにふれた。そして一日の事態は、それをさらに切迫したものとしたのである。一二日、宗城は薩摩の高崎佐太郎を通して中川宮に、このような非常事態となった以上は、宮が参内し、天皇に委曲、直奏するほかないと進言した（同書、一一一頁）。そしてこの日、中川宮は参内し、天皇への密奏を行ったが、そこで宮が得た感触は、天皇の意向は変わったわけではなく（つまり、尊攘派に同調しているわけではなく）、一越には疑念をもっておらず彼らを頼みに思っているというものであった（同書、一一五頁）。これをふまえ一三日、宮はその意向を高崎佐太郎を通し宗城に伝えたが、それは、これまでは久光上京の上で処置すべきと考えてきたが、一日の様子ではもはややむを得ない、一越土会四侯が申し合わせて関白のもとにおもむき沙汰を出すよう求めるべきである、その沙汰とは、学習院に慶喜始め諸侯を召して浪士の

処置を評議決定せよというものである（同書、一一五頁）。学習院は内裏の外であり朝廷の廟議が開催される場ではなく、そこでの評議とは武家の間での評議を意味する。尊攘派の影響力下にある朝廷の廟議ではなく、公武合体派が中心となる武家の評議により浪士処分の方法を決定しようというのがこの手順の意図であった。この手順実現の鍵は関白である。彼から浪士処分の断行にむけた沙汰を出させることが出来るか否かが問題である。この日の午後、中川宮はさらに宗城に伝言を行い、一越土会それに因（池田慶徳）がただちに関白邸に行き、今夜中に浪士処分の決定を求めるようにすべしと述べた（同書、一一七頁）。一種の示威行動であり、一二日に尊攘派の行った行動の公武合体派版と言えよう。しかしこの夜、越前藩邸で行われた、大小目付も加えての公武合体派の協議では、この日の関白邸参上は容堂が反対したため行われず、慶喜が主張した、彼らが天皇に直奏するという方策が決定された（同書、一一七、八頁）。

天皇への直奏の段取りを付けるため、慶喜と春嶽は二月一四日、関白邸を訪問した。以前述べた暴行者処分問題についていまだになんの返答もない、この上は明日にも参内し天皇に意見を直奏し、叡慮を伺いたい。このように彼らは関白に迫るつもりだった。しかし、このとき関白は参内しており不在だった。鷹司の家臣が参内中の関白に一越の来邸を伝えたが、それを聞いた天皇は、ちょうどいいので両役を関白邸に派遣し先頃より自分が話していることを一越に伝えるようにすると語った。このことを聞いた一越は、両役が来ては自分たちの趣意が漏洩してしまうので浪士処分問題についてはふれず、攘夷期限のみについて言上しようということに決めた。その後、関白は帰邸したが、先の話と違い両役は来なかった。しかし一越は、浪士問題にふれず、期限は四月中旬とするということのみ言上した。結果として彼らは、浪士処分を迫るところか、四月中旬という期限を言上してしまったのである。⁽⁵³⁾

もちろんこれで彼らはあきらめるわけではない。翌二月一五日、慶喜・春嶽・宗城・容保は会合し、一越が参内し浪士問題を内奏、そのさい両役は外し同席者は鷹司・忠熙・中川宮のみとするという段取りを考え、これへの周旋を中川宮に求め

ることにした。頼みがたい関白ではなく、中川宮によろうというのである。(以上、『伊達宗城在京日記』〈史〉、一一九、二〇頁・『続再夢紀事』〈史〉一、三七六、七頁)。

中川宮の返答はその日のうちに来たが、それは彼らを失望させるものであった。朝廷では自分への嫌疑がはなはだしく自分の言うことは通らない状況である、現在、議奏の三条がもつぱら叡慮の取り持ちをしているので彼を説得するのが肝要、ゆえに三条の縁家である容堂が必死の覚悟で三条の説得を行うべきである、それでも三条が聞かないなら、建武の失敗の再来となるは必然ゆえ、自分は山林に潜居のつもりである、と宮は述べたのである(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一二二頁・『続再夢紀事』〈史〉一、三七七頁)。自ら局にあたることを体よく中川宮は逃げたと言えよう。公武合体派より期待される宮と近衛であったが、彼らは尊攘派抑制には賛成でありつつも自らその矢面に立とうとはしなかったのである。⁽⁵⁴⁾

しかし翌一六日、春嶽のもとに朗報が届く。鷹司関白より浪士処分問題についての書簡が来たのである。曰く、先日申し越しの脱藩有志について朝議をなすべきとの旨承知、中川宮や忠熙と衆議したところ、彼らを賞賛するとともに、彼らを厚く用いるよう出身藩に沙汰するということ(つまり帰藩命令を出すこと)は宜しいことではあるが、浪士には自由な活動を望むものがいるので、それではかえって彼らの忠魂を挫くくらみと誤解される恐れがあり、朝廷より仰せ出すことはできない、そこで厚い思召のところをもって慶喜と春嶽が「取計」をなすということは出来ないだろうか、それで良いのなら、正式に伝奏より達を出すよう申しつけることにするので返答を、である(『続再夢紀事』〈史〉一、三七八、九頁)。いささか意味をとりにくい書簡であるが、要は、朝廷は、浪士に帰藩を自ら命じることにはしないが、慶喜・春嶽に浪士の「取計」を任すとの達なら出してもよいということである。ここでいう「取計」とは何かが問題となるが、帰藩命令と無籍の浪士の部隊への編成というこれまで慶喜らが言上してきたことだろう。

公武合体派諸侯の有志問題についての言上を受けた関白が国事寄人に諮問したことはすでに述べた。国事参政寄人は一四日に答申を出したが、それは、有志への帰藩命令は、たとえ賞賛の上であつても彼らの気合いに關わりよろしくなく、沙汰書はだすべきではないというものであつた（『孝明紀』四、四三八頁）。これより先の春嶽宛関白書簡を見るなら、朝廷より直接、帰藩を命じる沙汰書は出さないということで、尊攘派の主張をくみながら、同時に、一越に委任するという達を出すことで公武合体派の意向を認めており、両者の意向を折衷した玉虫色のものと言えよう。しかし間接的であれ、有志処分への朝廷の承認は得られる訳であり、公武合体派に不満はあるわけではなく、一七日、集会した一越士会宇尾諸侯は衆議の上、右の内談にしたがうので慶喜に達を下されたいとの関白への返答を行った（『続再夢紀事』〈史〉一、三七九頁）。浪士処分はいよいよ行われようとしていた。

しかしこれは幻想に終わる。二月十九日、慶喜のもとに議奏の野宮より、脱藩士処置はもつともであるが、御沙汰には及びがたい、との書簡が来、諸侯一同、驚嘆することになったのである（『伊達宗城在京日記』〈史〉、一三四、五頁）。関白の腰砕けである。なぜ急転したのか。それは何よりも尊攘派公家の反発であつた。「脱藩士処置為御任可相成手筈十八日迄決居候処、御国事懸やかましく終に不致承伏候故、十九日被 仰出候由」と『伊達宗城在京日記』〈史〉が記す通りである（二月二一日、一三八、九頁⁵⁵）。しかしまた同時に公武合体派内の足並みの乱れも要因としてあつたと思われる。

二月一四日の公武合体派の集会での浪士問題についての議論の模様を会津側の史料（『維新階梯雜誌』、『維新稿本』二月一五日、八八）はこう記している。

「浪士処置之義御談判被為在候処、一橋様御始御四方（慶喜・春嶽・宗城・容堂）、殿敷御取締被成度御趣意にて、御家（会津）御存寄は、全く御寛待被遊度御論議、御確執にて、中条様（容保）強て御論談被遊、銘々其主家へ戻候様、主家無之者は公辺にて御世話被遊候丈けに漸御決議相成」

すなわち寛大論と強硬論の対抗があったというのである。有志の乱行への危機感は両者一緒であったが、会津はその解決策は言路洞開にあると見、彼らの意見を聞くようにすれば乱行は治まると考え、融和方針により治安を回復しようというのである。いっぽう強硬論は慶喜・春嶽・宗城・容堂であったが、このうち慶喜は、浪士帰藩、無籍浪士は幕府が世話するという構想を早くから主張しておりそれほどではなく、最強硬なのは春嶽であった。彼は浪士隊編成自体についてさえ反対だったのである。浪士隊をつくれれば統制はたしかにしやすくなる。しかし彼らは攘夷集団であり、結果として攘夷への圧力になりかねない。春嶽はこれを憂えるのである。二月七日、彼は鷹司への書簡案（『統再夢紀事』〈史〉一、三六四頁）で、浪士隊編成は、浪士を制するために外国と開戦するものであり、国家の長計ではないと批判していた。⁵⁶ 攘夷断行やむなしと覚悟した会津とあくまでそれに反対する春嶽の差がここに現れているとも言えよう。

二月一六日、伝奏より容保に達があり、乱暴の所行は今もってやまず早々吟味しようとしたことがないよう嚴重に取り締まるべし（「屹度可被取計」）、もし会津一藩の手に余るなら何れの藩にも仰せ付ける、と述べてきた（『会津藩庁記録』〈史〉一、二二四頁）。会津側はこの達に反発する。藩邸で協議の結果、嚴重取締論は不可であくまで寛大方針をとるべきと決定、それをもって容保はただちに関白の許を訪れ抗議した。このため、嚴重取締の対象は「奸淫」者に対してであると訂正する達（同書、二二五、六頁）が翌一七日に出されることになった。そして、一八日、朝廷は、学習院で諸藩に以下の書付を下す。攘夷拒絶のためには人民戮力必要、「先年来有志之輩、以誠忠報国之純忠、致周旋候義、叡感不斜候」、よって言路洞開のため草奔微賤の言も叡聞に達するようにしたいとの思召である、各々が学習院へ言上することを認めるので、今後は「乱雑之儀」（天誅などの乱行）はないように、である（同書、二二七頁）。尊攘派有志にとっては申し分のない沙汰であるが、これは会津から見ても自藩の主張通りのものであったのである。⁵⁷

会津は浪士処分問題をめぐる公武合体派の評議に参加していたが、その考えは別であり、こうした独自行動をとっていた

のである。⁽⁵⁸⁾ こうした不一致は関白の変心の一つの要因となっていたのではないだろうか。

2 將軍への大政委任——二月十九日～三月七日——

二月一七日、朝廷は公卿以下廷臣を参集させ、議奏広幡より、四月中旬を攘夷期限とした一越の奉答書を内示した。翌一八日、朝廷は在京諸侯に参内を命じ、小御所において関白より、攘夷の期限を仰せ出されたので各叡思を奉じ速やかに掃攘の功を建てよとの叡慮が述べられた（『孝明紀』四、三八六、七頁）。近い将来の攘夷実行にむかつて事態は着々と進んでおり、それを望まないなら速やかになんらかの対策が必要な情勢となっていた。

一九日の公武合体派諸侯の会合で春嶽は、新たに政体論を問題として提起した。幕府は、攘夷が急にはできないことを知りながらも、朝廷の命ゆえこれを争うことができない、浪士の暴行の鎮圧はたやすいことだが朝廷が暗に庇護するためそれをなすことができない、これらは、朝廷と幕府で政令が二途に分かれていることより生じているものであり、このさい幕府が大政を奉還するか、朝廷があらためて大政を幕府に委任するか何れかに決めるべきである、と（『続再夢紀事』〈史〉一、三八〇頁）。つまり、開鎖問題の処理をふくめて完全に幕府に政治を任せるか、自らが政治を行うか、二者択一の選択を朝廷に迫れというのである。攘夷問題の切迫に春嶽はこの根元的問題を提起したのである。

この日の会合では他の諸侯も春嶽の議論に賛成、そこで夜八時頃、一越は中川宮を訪問した。宮もこれに賛成し、明朝、一越会士四侯は関白に推参すべし、自分も忠熙とともにその席に加わり十分、手強く仰せたてることにする、その上で両役その他国事掛を呼び寄せ現前確乎と議論すべし、と述べた（同書、三八一頁・『伊達宗城在京日記』〈史〉、一三四頁）。つまり、まず両役・国事掛を排除しておいて諸侯と忠熙・中川宮で関白を説得し、そのうえで両役以下に臨もうというのである。

四侯は二〇日朝、関白邸を訪れたが、これより参内、いつ帰宅するかわからない、ただ相談は望むところであり、明日午後近衛邸で会おうとの返答を得たのみで空しく退散した（『続再夢紀事』〈史〉一、三八一、二頁）。そして翌二一日、近衛邸で一越会土四侯と関白・忠熙・中川宮の会談となった。まず慶喜より、大政奉還か完全な大政委任か何れかを選ぶべきとの議論があった。しかし、鷹司も近衛もこれに納得しつつも、朝廷における自らの無力を嘆くのみで、一向に決定にいたらない。そこで春嶽は、只今より四侯をふくめて一同で参内し、天皇の前で大議論をすべきではと主張したが、鷹司の答えは、参内はたやすいが両役ぬきで朝議を行えば他日紛議となるだろうから、両役をとくと説得のうえとりはからいたい、という拒絶であった。鷹司関白は、あくまで正規の手続きにこだわったのである。政体問題について朝廷上層部に確固とした立場を求め、それで両役以下を指導させるという公武合体派のねらいは実現しなかった。もっとも関白は、大政委任はもちろんのことなので將軍上京のうえあらためて仰出すように取りはからうとは付言してはいたが、これはしよせん不完全な委任という現在の曖昧な状況の継続を意味するにすぎなかった（以上、同書、三八三〜三八五頁）。

二月二三日、公武合体派にとってまた新たな難題がふってきた。この日、江戸よりの飛脚が到着し、生麦事件についてのイギリス側要求（とこの時、理解されていたもの）を伝えたのである。その要求は、久光の首か償金五十万両でこれについて十五日以内に返答せよ、決答なければ軍艦を鹿児島に派遣する、というのがその内容であった。この日、公武合体派諸侯と大小目付が協議した結論は、將軍が帰府のうえ返答するのでそれまで待つよう外国に申し入れるべきということであった（同書、三八六頁）。攘夷をこれから行おうとときに償金を支払えば尊攘派の猛烈な批判を招くし、久光の首など問題外である。日本側が条約廃棄を執行する前に戦争となる危険性が高まってきたのである。

二月二六日、江戸より新報が到着、イギリスが期限を二十日間に延ばしたことを伝えてきた。またこの日、慶喜と春嶽は関白・忠熙・中川宮のもとに参上し以下を言上した。償金を支払わねば開戦必至だが、必勝の見込みなし、故に皇国が赤土

となり全滅の覚悟が必要である、ついでには天皇にその覚悟を求めたいが、このためこの件について至急、直奏したい、またこうなった以上は在京諸侯に速やかに休暇を出されたい、である（同書、三八九、九〇頁）。償金支払いか玉砕か、天皇に決断を迫ろうというのである。もちろん彼らの希望は前者であろう。そして、直奏を求めたのは、これまでの流れより廟議を避けようとしたと見ていいだろう。公武合体派諸侯は尊攘派と正面から対決する賭に出ようとしたのである。

そして一越の言上を請けた関白はこれを奏上、天皇より明日、参内させるべしとの返答を得て、それを深夜、慶喜らに書き送った（同右）。二七日、慶喜・春嶽、それに尾張慶勝は勇躍して参内したが、その結果は期待はずれであった。彼らが望んだ直奏は許されず、両役や国事掛にその議論を述べるにとどまったが、彼らは馬耳東風であり、慶喜・春嶽は空しく退去するしかなかった（同書、三九一、二頁・『伊達宗城在京日記』〈史〉、二月二八日、一四九頁）。なぜ直奏できなかったのか、これについて二九日、関白や中川宮は弁明したが、それによれば、天皇も直奏を希望し、その上で慶喜らの議論に賛成するつもりであったが、「例の輩」（尊攘派公家）がしきりに遮ったのであるようなことになった、というものであった（『続再夢紀事』〈史〉一、三九四頁）。もっとも天皇に武家が直奏するというのは異例なことであり、関白なり宮が強く取り持たなければ困難なことである。そしてこの時、彼らにはそこまでする意欲はなく、こうした結果となるのは当然であったと言えよう。公武合体派諸侯の賭は失敗したのである。二月二八日、在京諸侯に対して朝廷は、イギリス要求は受け入れられず、近く開戦となるゆえ速やかに帰国せよとの沙汰が出された（同書、三九二頁）。ここにイギリス側要求の拒否がはっきりと宣言されてしまったのであり、開戦は不可避となったように見えた。

公武合体派に尊攘派は追い打ちをかける。三月二日、長州藩などの有志が朝廷に、二月二六日に会津藩が逮捕した足利木像事件の犯人の大赦を求める建白を行った（『孝明紀』四、四四二、三頁）。これを受け朝廷は、三日、先月の会津の召捕については人心が帰服するや疑問であり、犯人の処罰は見合わせるべしとの沙汰を慶喜に下し、さらに翌日は召し捕られた者

は正義の聞こえあるので速やかに釈放すべしと春嶽に命じたのである（『続再夢紀事』〈史〉一、四〇二頁）。

しかし公武合体派は再度の賭に出る。三月四日、家茂が着京したが、この夜、閣老は関白に、家茂より言上したいことがあるが、若年であり將軍参内の前に慶喜を召し彼より聞いて欲しいと申し入れ（『孝明紀』四、四五八頁）、この希望は受け入れられた。將軍が上京した以上は参内、謁見は当然であり、これを利用して慶喜はようやく天皇に直奏する機会を得たのである。

三月五日夜、慶喜は参内し、小御所で天皇と対面した。関白・忠熙・中川宮のみならず議奏も同席していた。慶喜は言う。昨冬攘夷の仰出あり、攘夷は人心一致でなくてはできないが、井伊の不正以来、諸人疑惑し号令定まらない状態である、ついでには是までもすべて將軍に御委任されていたことであるが、なおまた御委任下されば、天下に号令し外夷を掃除するつもりである。二七日に挫折した政体問題をあらためて持ち出したのである。これに対し天皇は口頭で、「庶政は従来の如く関東へ委任する存慮なり、攘夷の挙は尚出精すべし」と返答した。謁見後、慶喜は返答を文書とすることを関白に求めた。しかし関白が与えた書付は口頭と異なり、庶政委任はなく、攘夷委任の文字のみであった。国事参政・国事寄人の意向を憚ったのである。慶喜はこれに抗議、やりとりの末、「征夷將軍の儀、総べてこれまでの通り御委任」云々というものとなった（以上、『慶喜公伝』2、一七三、四頁）。庶政委任が征夷將軍の儀委任になってしまった。しかし、幕府はこれまで征夷大將軍として庶政をとってきたわけであり、この差違は曖昧である。結局、「大意は無相違」として慶喜はこれを受け取った。⁵⁹ いささか玉虫色の文言ながら一応、希望通りの書付を得たと慶喜は判断したのである。ここまですべていけたのは、天皇に直奏し、庶政委任の口頭の返答を先に引き出していたからであったと言えよう。

しかしこの勝利も一時のものであった。三月七日、家茂が参内、天皇に対面するが、ここで家茂に下された勅書は、五日の書付のあとに、国事の儀については事柄により直ちに諸藩へ沙汰する、との付言があったのである。公武合体派の意図は、

大政委任か奉還か二者択一を迫ることで、政令の一元化を図ることであったが、この付言によりそれは失敗したのである。尊攘派公家の巻き返しといえよう。五日の慶喜のように勅命を押し返しその修正を求めるようなことは一七歳の家茂にはできなかったのである。九日、慶喜はこの勅書について関白に書簡を送り〔続再夢紀事〕〈史〉一、四〇九頁）、諸藩への沙汰とは外国船が摂海に渡来する緊急事態のことであり、それ以外の場合は沙汰は、守護職・所司代に出すものと理解する旨を述べ、朝廷と諸藩の直接的結合を極力制限しようとしたのである。しかしこのように書き送ったからといって朝廷にこれを強制することはできない。さらに、摂海防衛について限定したとしても、朝廷が直接、諸藩に命令を出すことは、諸侯指揮権の半ばを形骸化する重大な問題であった。政令一元化の意図は実現しなかったのである。

以上の政令一元化問題の展開のなかで公武合体派の開鎖問題への違いを見ることが出来る。すでに述べたように二月上旬の段階で、会津のように攘夷実行を覚悟するものと、越前のようにあくまでそれに反対するものとに公武合体派の志向は分かっていた。そうした春嶽にとって二月二十八日に朝廷が償金支払い不可を宣言してしまったことは絶望的事態であり、三日、越前京都藩邸は、今日の情勢では到底事をなすことはできない、家茂上京の上、速やかに総裁職を辞任するという方針を決定した⁽⁶⁰⁾（同書、三九四、五頁）。彼らとしては当然な反応と言えよう。⁽⁶¹⁾春嶽にとり攘夷阻止は幕府の存続より重く、戦争不可避となった三月、春嶽は五日に着京した家茂に対し、自分の辞意を述べるとともに、他に宸襟を安んじる見込みがあればともかくそれがなければ速やかに將軍を辞任するよう勧めているのである（同書、四〇二、三頁）。

いっぽう慶喜はそこまで攘夷阻止にこだわる気はなかった。二月二十六日、二十七日に慶喜が春嶽とともに関白らに説いた議論は、政体問題とともに攘夷の危険を説くものであった。しかし、三月五日、慶喜単独で直奏した議論は、攘夷のため人心一和が必要という論理から大政委任要請であり、攘夷実行は前提となっていたし、委任か奉還かの択一を迫るものでもなかった。慶喜は、幕府の存続を開鎖問題よりも優先したのであり、そのためにはいったんは攘夷を実行せざるをえないと決意

していたのである。三月一〇日、慶喜は宗城に書簡を送り、將軍が直に攘夷を請けた以上は別紙の通達を出すべきであると述べた。通達とは以下の通りである。

「攘夷之詔御奉戴に付、早々拒絶之応接に及び、外夷承服不致節は、速に打払候様被仰出候間、一同厚相心得、御国辱不相成様可被抽忠勤候」(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四七二頁)

打払の可能性をもふくむ文字通りの攘夷令であり、この後、三月一八日に幕府が諸藩に出す打払令の原型であった。三月になつて慶喜は会津と同じく攘夷断行論に移行したのである。

顧みれば、前年の九月、一〇月の江戸において、春嶽はいったん攘夷しそのうえで開国の国是を定めるべしと論じ、慶喜が攘夷不可、あくまで開国論を朝廷に言上すべきと主張していたが、数ヶ月後、両者の主張は逆転したのである。

3 打払令の発令—三月八日—三月一六日—

最初、將軍の滞京は十日間の予定であり、三月五日、その旨を大目付が回達していた(『伊達宗城在京日記』〈史〉、六二頁)。しかし一〇日までに、慶喜は関白に書簡を送り、滞京延長を申し入れた(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四七一、二頁)。滞京十日、帰府後二十日で条約廃棄交渉開始という予定では、事、遅々に及ぶ、しかもいま生麦事件につきイギリスがいつ戦闘を始めるかわからない、ゆえに水戸慶篤を至急江戸に派遣し、防御あるいは交渉にあたらせたい、また、開戦となった場合は、摂海まで外国船渡来の可能性がある、將軍はその守衛の手配をしたうえで帰府することにした、である。將軍滞京延長は尊攘派の計画ではなく、まず幕府側の慶喜の主張として登場したのである。

慶喜が滞京を望む理由は、右にあるように、生麦事件について英要求という緊急事態の発生に対応することにあつた。すでに述べたようにイギリスの要求は久光の首をも求めるきわめて強硬なものとき慶喜らには理解されていた。この書

簡は、慶篤がイギリスと交渉の場合についても言及しているが、実際にはそうした交渉を行う気はなかった。幕府はイギリス側に薩摩に行くよう応接するので、薩摩が交渉するようにと慶喜らは薩摩の小松帯刀に語っているのである（三月一六日付大久保宛小松書簡、『大久保利通関係文書』三、一七八頁）。久光の首といった途方もない要求が出ている以上、幕府としては対応しようがなく、身から出たさびであり、交渉は薩摩に任せると考えたのであろう。もちろん、薩摩に行っても交渉はまとまる訳はない。その先は戦争と慶喜は判断していた（三月八日付鷹司宛慶喜呈書、『孝明紀』四、四六五頁）。この段階の情報では、イギリス側の返答期限は三月八日であり、たしかに事態は切迫していた。開戦にそなえ家茂は滞京し摂海を防衛、慶篤は至急帰府し江戸を防衛すると慶喜は主張したのである（二月二六日付慶勝・慶喜・春嶽奏聞、同書、四二〇頁）。

しかし、そうではあっても、慶篤ではなく家茂が滞京十日という予定を繰り上げ至急帰府し、慶篤が残るという選択もあったのではないだろうか。七日には謁見という最大の行事を家茂はすませており、どうしても都にとどまっていなければならぬわけではないだろう。しかし在京幕府の選択は、家茂ではなく慶篤の帰府であった。なぜ残るのが家茂でなければならなかったのだろうか。

当時、摂海防体制は弱体であり、なんらかの強化が実際に必要であった。そのためには、將軍というリーダーが滞京していることが大いに望ましいということがあつたらう。そしてそれは政体という点からも望ましいことであつた。三月七日の家茂宛勅書で朝廷は諸藩に直接、沙汰を出すこともあると述べていたが、これについて、慶喜がその内容を限定するために、それは外国船が摂海に進入する緊急事態のさいのことだろう、と朝廷に書き送ったことは先に述べた。しかし、この論理では実際に英艦が摂海に進入したときは、幕府も朝廷が諸藩を指揮するのを認めねばならなくなる。こうなれば、対外関係の処理、軍事指揮という征夷大將軍の本来の職責を果たせなくなり、幕府にとり由々しき事態となる。こうした危機をさけるには、外国船摂海渡来にそなえ將軍が在京することが必要となのである。⁽⁶²⁾

慶喜の申し入れを受けた朝廷は三月一日、慶喜に沙汰を下し、英艦が渡来し急に戦争となる可能性があるので慶喜か春嶽の何れかが至急帰府し、防御の指揮にあたり、家茂は、「公武御一和、人心帰嚮之処置」をしたうえで帰府するようにと命じた。⁽⁶³⁾ 朝廷は家茂の代役として慶篤ではなく、慶喜か春嶽を帰府させよとしたのである。しかし在京幕府は一越を帰府させる気はなく、慶篤と老中を東帰させると一三日、返答した（三月一三日付伝奏宛慶喜呈書、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四七七頁）。そして同日、老中格の小笠原長行を対英交渉のために海路帰府させることを決定したのである（『維新稿本』三月二五日、一六一）。

このような中、待たれていた久光が三月一四日、着京した。上京途上、京都の情勢が伝わってくるが、久光一行はそれに強い不満を持つ。それは何よりも尊攘派の朝憲を蔑ろにする活動に向けられていた。そして攘夷の決定については実に残念としていた（三月一日付大久保宛中山中左衛門書簡、『大久保利通関係文書』四、二五五、六頁）。そして着京の上は、直ちに近衛邸で中川宮・一越と会談するつもりであった（『玉里』二、二〇九、一〇頁）。また久光は將軍滞京を望み、その帰府を止めるように家臣に指示していた（三月一二日付小松宛本田書簡、同書、二〇九頁。もつとも、これは先に見た事情でその必要はなかったが）。久光の構想は、公武両勢力の最高幹部が京都で会合し、攘夷方針を転換する決断を決然と下し、尊攘派に対抗しようというものであったと言えよう。かつての横井構想の延長であった。

着京当日の一四日、久光は近衛邸におもむき、そこで関白・中川宮に慶喜・容堂を加えた会合が行われた。久光の主張は、一、軽率な攘夷は現在、行うべきではないという攘夷反対論、二、尊攘派公家は退役させ、国事掛は廃止し、浪士は幕府が処分するという尊攘派排除論であった。そして、自らが当事者である生麦事件については、英艦が薩摩に来たら応接の上、時宜により償金を払うと述べた。⁽⁶⁴⁾ 久光の議論に一同は感服したが、肝心の両内覧、関白と近衛は因循不断で、これを天皇に建白する決断は下さなかった。翌日も久光は関白と近衛に働きかけるがこれも暖簾に腕おしであった。京都での周旋の展望

をなくした久光は、生麦事件処理それに攘夷が実行された場合の国元の備えをなすためただちに帰国を決意し（三月一六日付大久保宛小松書簡、『大久保利通関係文書』三、一七七、八頁）、一八日、京都を發ち、大坂に下った。

この久光の提議は、攘夷方針の公然たる見直しまでふくむ尊攘派との全面対決論であり、よほどの決意がなければ実行できるものではない。久光の側近中山中左衛門は、上京途上、尊攘派の横行を聞いて、今回の上京は大人しくする考えだったが、これでは暴力を行使しなければすまないだろう（「素より之暴ならては相済問敷御座候」と国元の大久保に書き送った（三月一二日付大久保宛中山書簡、『大久保利通関係文書』四、二五六頁）。前回の文久二年の上京との対比で今回の「暴」が語られている以上、寺田屋事件のような直接的な武力行使をこの時、中山は考えていたと言えよう。公武最高幹部が対決を決断し、それを内覧より天皇に上奏、その裁可を得た上で、武力行使をも覚悟して一気に尊攘派を押さえ込む、というのが久光が考えていた筋書きであつたらう。この筋書きの要は叡慮の獲得であり、それには尊攘派が握っている議奏をへずに上奏することが必要となる。久光はこれを鷹司・近衛の両内覧に期待するが、彼らはこれをなそうとせず、久光の計画は実行不可能となった。二月一日以後の公武合体派の計画にしる、久光のこの時の計画にしる反尊攘派クーデターの鍵は、朝廷上層部の決断であつたが、彼らは一向に決断しようとしなかつたのである。

前年末より期待されていた久光上京は竜頭蛇尾に終わった。その最大の要因は言うまでもなく朝廷上層部の不決断である。もつともそうであっても公武合体派諸侯の動きが鈍かつたのも注目すべきである。三月一四日の会談においては慶喜も容堂も同席し、久光を支持したが、関白らの優柔不断に何の対応もしようとせず、薩摩側に不満を残した。⁶⁵朝廷上層部の優柔不断はここに始まつたことではなく、慶喜らがすでに愛想を尽かしていたことも当然、原因としてあるだろう。しかし同時に久光の主張が彼らの目から別の意味で過激に見えたのではないだろうか。この時の久光の主張は、即今攘夷論批判であり、前年の攘夷勅諭の段階から転換しようというものであつた。⁶⁶それは前年の横井構想の段階では公武合体派諸侯全体の考えで

あつたらう。しかしその後、京都では事態が進み慶喜などは四月中旬という攘夷期限の奉答さえ行ってしまうていた。一日、久光は、攘夷拒絶などできるわけがないのを知りながらなぜ簡単に御請をなしたのか、と慶喜を難詰したが、慶喜の答えはなかったという（『続再夢紀事』〈史〉一、四一九頁）。おそらく答えようがなかったのだろう。そうした彼らにとり、今さらすべてを蒸し返すのは、やりにくいことではなかったらうか。

三月十五日、辞表を提出し引きこもり中の春嶽は板倉老中の来邸を求め、持論の將軍辞任論をまたも主張した。そのなかで久光についてふれ、久光により難局を排除することができたとしたら、今後の政柄は久光に帰し、將軍は虚器を擁するのみとなろうが、久光が尽力する気なら尽力させるべきであり、皇国を安んずるために政柄を失っても祖先に恥じることはない、これを告げたくて来邸を求めたと述べた。板倉は、久光に一任しては幕府はあれどもなきに等しくなるが、この際は將軍を辞任してもやむを得ないことなので慶喜と相談し、何分の取り計らいをする、と返答した（同書、四二二、二頁）。つまり攘夷の阻止を第一義とする春嶽は、政権を失う覚悟で久光を支持せよと論じ、上京したばかりの板倉もこれに応じたのである。しかし幕府側から久光にそのような働きかけがあった形跡はない。結局、板倉の相談に慶喜が応じなかったのだろう。慶喜は二月以後の京都での事態の流れにそって進むつもりだったものと思われる。

事実、慶喜、そして在京幕府はまだ久光が離京前の一六日、攘夷に向けた重大な一歩をさらに踏み出す。三月一四日、伝奏は在京幕閣に以下の達を下していた（『孝明紀』四、五〇一頁）。攘夷期限は、四月中旬と決定しているが、対英交渉の模様によっては直ちに戦争となるかもしれないので、至急、天下に布告をなすべし、である。これを受けて一六日、慶喜は伝奏に布告文案を送る（同、五〇一、二頁）が、それはすでに一〇日に慶喜が用意していた文案（本論、七三頁）であった。そして一八日、大坂城においてこの攘夷令が水野閣老より諸藩に公布されている（『防長回天史』三下、一七頁）。朝廷、幕府は即今攘夷に向けていよいよ具体的に動き出したのである。

4 将軍帰府問題の紛糾―三月一六日―二五日―

三月一六日には、慶喜は伝奏に攘夷令を送り、家茂滞京のまま攘夷戦争に向けて事態は進んでいくはずであった。しかしこの後、家茂滞京をめぐる一連の紛糾がおきるのである。一六日、慶喜は伝奏に書簡を送り、江戸情勢が切迫しており家茂は至急、帰府し指図する必要があるとして朝廷の許可を求めた（『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四八〇、一頁）。直前の一〇日には家茂滞京を主張していたのがわかの変論である。なぜ彼は変わったのか。その理由について『慶喜公伝』2は以下のように説明する（二〇四頁）。一五日、外国奉行の柴田剛中らが着京し、イギリスは十五日間の回答延期は承認したが、フランスなど他国もイギリスに同情しており、要求に応じないときは列国は同盟する様子である、列国は滞京十日というのを疑っており、速やかに帰府する必要がある、と述べた。そこで慶喜らは協議し、二一日に出京し、海路をとり二四日に着江戸と決定し、一六日の伝奏への書簡となった、である。

柴田外国奉行の着京が契機となったという点は首肯できる。しかし、幕府・朝廷は、生麦事件についてのイギリス側要求をのまないことをすでに決定し、その方針のもとで家茂滞京を慶喜は求めていたはずであったことを考えると、イギリスがどう思おうと幕府にとつてはいまさらどうでもいいことではなかっただろうか。それなのになぜ方針を変えたのだろうか。

その最大の理由は、イギリス側要求の正確な内容が判明したことである。最初報告されたそれは、久光の首を求めるといふとても飲みようがないものであった。しかしこの内容は誤訳にもとづくものであり、⁽⁶⁷⁾実際のイギリスの要求は幕府に対しては、暴行への陳謝と償金十万ポンド、薩摩に対しては久光ではなく犯人の処刑と償金二千五百ポンドであった。柴田により三月一六日、この正確な情報が在京幕府に伝わった。こうなれば幕府にとつても交渉の余地があるわけである。これ以前は英艦を薩摩に行かせるつもりであった在京幕府であったが、この時は交渉を自ら引き受ける気になったのである。⁽⁶⁸⁾そしてこれには幕府の面子や薩摩への対抗心も存在していたと思われ⁽⁶⁹⁾。そして交渉が行われる以上、最高責任者がそれを指示で

きる場所、関東、にいたることが望ましくなるのである。

このとき家茂に陪従した幕臣たちは帰心矢の如しであったという。しかしこの帰府要請にはそうした私情のみではなく、右のように十分、根拠のあるものだったのである。しかしこの幕府の家茂帰府要請への朝廷の返答は拒否であった。関白は三月一七日の深夜に慶喜に沙汰書を出した。畿内防衛は家茂自ら指揮すべきであり、かつ彼が帰府すれば君臣情意不通の恐れがあるので、帰府すべきではない、対英交渉については英艦を大坂に回航させそこで拒絶談判をおこなうべし、とそれは述べていた（『慶喜八公伝』史料篇〈史〉一、四八三、四頁）。極めてはっきりした帰府不可の命令である。しかしそれにもかかわらず、在京幕閣はこれを拒んだ。翌一八日午後三時頃、慶喜は参内し、先の御沙汰は請け難しと言上したのである（『孝明紀』四、五一七頁）。これまでのひたすら鄭重であった幕府の対朝廷姿勢とはうってかわった対応である。幕府側の帰府の決意は固かったと言えよう。

この拒絶を受けた関白・両役は、参内している慶喜と用談し、彼が退出したのは翌一九日の午前五時頃であった（同、五一九頁）。この会談のなかで、朝廷側は家茂の参内を求めたと思われ、同日、午後二時頃、家茂は参内し、天皇に謁見した。そしてこの謁見は異例なものとなった。この時期、宮中における武家の謁見の場は小御所であった。そして場合によりその後で学問所での謁見が行われる。天皇の日常の場は常御殿で、学問所は小御所より一段とこれに近い。そして学問所での謁見は飲食を伴う場合が多く、小御所よりうち解けたものとなるのが通例であった。しかし、武家が入れるのはそこまでであり、常御殿までは行けない。しかしこの一九日の家茂の参内においては、その常御殿で直ちに謁見が行われている。そして側に控えたのは関白のみであり、天皇は一間の近さで家茂と会い、自ら茶菓を与え久しく四方山話も行い、さらに会見後は家茂を長橋局など女官や桂宮に引き合わせているのである。異例の厚遇であり、家茂への親密さの表現である。

そしてこの会談でまず天皇より帰府せず京都にとどまり諸大名を指揮してほしいとの依頼があったと思われる。家茂はこ

のたつての求めに応じ滞京するとの御請を行った（『孝明紀』四、五一八頁）。義兄でもある三十二才の天皇に直々にここま
で懇願されると一七才の家茂としては請けるしかなかったのだろう。

三月一九日、家茂は滞京を請けた。そして翌二〇日には、関東防御については仙台的伊達慶邦に委任することをいったん
決定していた（三月二〇日付伝奏宛慶喜書簡、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四八五頁）。しかしこれ以後、在京幕府の方針
はまた転換する。二一日、慶喜と閣老は関白を訪問、やはり将軍が帰府しなくては関東の指揮は困難であるとしてその許可
を求めたのである（『孝明紀』四、五二二頁）。幕府側がなぜ態度を翻したのか、それについて宗城への閣老の説明は以下の
通りであった。

「罰金は不被渡、戦争之外無之、叡慮は云々御内々被 仰出候得とも、今日致方無之。早々御暇御願之大意也」（『伊達
宗城在京日記』〈史〉、一八六頁）

傍線部は後述する一九日の天皇の内意への返答で、償金を支払えとの叡慮に応じられない旨を述べている。そうならばイ
ギリスとの戦闘は不可避で、それはまず関東で始まることになる、ゆえに早々に家茂が帰府する必要があるとの論理である。
たしかに実際に関東で戦争となったとき仙台藩がその指揮にあたるというのは無理な話であり、将軍帰府を求めるのはやむ
なしと言えよう。三月一〇日の関白への要請で慶喜が将軍滞京を必要とする理由は、英艦の摂海侵入であった。しかし意味
のある交渉が横浜で行われ、戦端もまずそこで開く可能性が高い以上、将軍は江戸にいるべきであり、京都に留めるのは筋
の通らないことなのである。この論理を破るには、対英交渉の場を関東から浪華に移すことが必要となろう。一七日の慶喜
宛の沙汰書ではこのことが命じられていたことはすでに述べた。この沙汰書を幕府側は請けなかったが、朝廷よりさらに摂
海での交渉を命じる沙汰は出されず、このことは立ち消えとなっていた⁽⁷¹⁾。そうである以上、将軍は江戸にいるべきことにな
る。そしてこのことは関白も認めるところであり、この時、関白は内々ながら幕府の帰府要請を認めていたのである（『伊

達宗城在京日記』〈史〉、一八七頁)。関白が内々帰府を認めたので、二二日、在京幕府は諸侯に達を出し、二三日、家茂は出京すると告げたのである(『肥後国事史料』三、六七二、三頁)。

しかし朝廷の対応はこの二二日のうちに急変する。この日の夜、関白は在京中の土佐・仙台・米沢・肥後・紀州・備前諸侯を呼び、將軍滞京のための周旋を求めたのである(『伊達宗城在京日記』〈史〉一八六頁・『肥後国事史料』三、六八三頁)。関白の反覆は、將軍帰府の情報が流れた後で国事掛などが批判し「物議紛紜」となったからであった(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一八七頁)。二二日、朝廷は急遽、家茂を召し、彼の参内となった。そして結局、さらに滞京し摂海守備にあたるべしとの勅語を家茂は請け、帰府は中止となったのである。

なぜ、在京幕閣はまたも帰府を中止したのだろうか。それは第一に帰府反対運動の激しさである。尊攘派、特に長州の動きは烈しく、高杉はあくまで將軍が出京しようとするなら暗殺する決意だったようである(梅溪昇『高杉晋作』、一三七、八頁)。また、会津でも新選組が老中に建白するとともに、藩士は実力阻止を図ろうとする有様であった。

尊攘派はなぜ家茂帰府を阻止しようとしたのだろうか。『慶喜公伝』²は維新後の慶喜の回想を根拠に、滞京させ種々の難題を課し幕府を激せしめ、もって討幕の口実を得ようとしていたとし(二〇七頁)、これが有力な見解となっている。しかしこれはその後の両者の対立をこの時に遡及した見解で妥当とは思われない。「はじめに」でふれたように、この時は尊攘派も討幕は考えていないことはすでに明らかにされている。では、なぜ彼らは家茂を京都に留めようとするのか。その理由は、何よりも攘夷戦争にそなえた畿内防衛のためであったろう。三月二二日、將軍帰府の情報に長州は学習院に帰府反対の建白(『周布伝』下、四〇四、五頁)を行ったが、その論理は、帰府すれば京都は空虚となり防備はできず、神州の安危存亡にかかわる、御三家を滞京させてもその命令が將軍同様というわけにはいかない、というものであった。この建白は同時に京都防衛計画を論じているが、それは、近江・美濃など内陸国の兵士は残らず大坂出張、八幡・山崎に要塞建築などで

あった。こうした大事業はたしかに將軍の命がなければ実行できないだろう。このとき長州は本気で攘夷戦争を考えていたが、畿内防衛体制はまったく不十分であった。將軍在京は政略的意味を外しても尊攘派には必要なものであったのである。⁽⁷⁴⁾

第二は天皇の説得である。二二日、家茂・慶喜・閣老が参内したが、通常の小御所ではなくまず学問所で家茂との謁見があり、中川宮と関白が列席した（『伊達宗城在京日記』〈史〉、一八九頁）、ついで小御所に場所を移して慶喜・閣老をふくめ謁見、その後、鷲の間代で家茂以下と関白・中川宮・両役衆との面談となった（『孝明紀』四、五二二頁）。以上の過程は、一九日の常御殿の謁見ほどではないが、異例な対応であり、天皇の強い希望を示している。関白はともかく天皇は、家茂の在京を一貫して望んでいたのである。その希望は、畿内防衛を將軍に頼ろうとしたことともに、歸府が朝幕の分裂につながることへの不安であったろう。そして天皇の必死の説得に、家茂、そして慶喜以下が滞京に応じるようになったものと思われる。

將軍が歸府できない以上、將軍の代役として責任のもてる人物が歸府しなければならない。それはもはや仙台などでは不十分である。そこで派遣されたのが、水戸慶篤と老中格の小笠原長行であった。慶篤には三月二三日に、東下の勅命と幕令が下り、二五日に出京し、江戸に着いたのは四月一日であった。小笠原は二五日に歸府を命じられ、即日出発、四月六日に江戸に着くことになる。

5 攘夷問題と天皇の真意

三月一九日の常御殿での家茂への謁見において天皇は、將軍滞京依頼以外に外交問題についても重大な、そしてきわめて異例な意向表明を家茂に行っていた。すなわち、天皇は攘夷戦争について、「殊之外心配いたす、戦争杯は決て不好」と語り、側に侍していた関白も「今般英の御取扱は無事に為済度、是も表向勅諭にては何分国事懸り寄人之類色々申立候ゆへ難

仰出、償金被遣今度の所は為御濟可然」と述べたのである。⁽⁷⁵⁾つまり、攘夷戦争は望まないし、生麦事件交渉は平和解決したい、国事寄人などがいるので公然とは言えないが償金は支払ってほしい、である。

表向きには即今攘夷、償金支払い拒否を強硬に命じている天皇が、実際にはそれと正反対の意向であることをここで述べたのである。天皇が文久元年段階で開国論やむなしという考えに転じていたことは、別稿「文久二年の政治過程」上・下ですでに述べているが、この発言はそれを改めて確認するものと言えよう。そして日頃語れない本心をこのとき天皇が話したのは、侍するものは関白のみで両役などがおらず内々の話ができる条件があったからであった。⁽⁷⁶⁾

そしてこのことは逆に言えば、彼らがいる正式な場においてはこうした発言をしようとはせず、逆に強硬な攘夷論に合わせているというのが天皇の行動パターンであることを示している。この攘夷戦争不可の内意がもたらされたのと同じ日、朝廷はわざわざ諸藩に以下の達をだしているのである。曰く、今日、大樹の謁見があり、以下の勅が下り家茂はそれを請けた、その勅とは、大樹の帰国は認めず、將軍に是まで通り万事委任す、については諸大名以下守衛万端指揮すべし、事によれば親征しようと思つてゐる、である（『続再夢紀事』〈史〉一、四三二、二頁）。天皇の肉声、真意とはまさに正反対な過剰なまでに攘夷の意向を表明する勅語である。

公的と私的でここまで違う命を下された幕府はどうすべきか。天皇の希望は、表向きには述べないが、自分の本心を体して、「以心伝心」で処理して欲しい、というものであったろう。幕府にとっては、この日の謁見は、即今攘夷は本意ではなく内心は避戦を望んでいるという天皇の意向を確認しえたことで大きな収穫であったろう。しかし、それは同時に幕府を大きなデイレンマにおくものであった。⁽⁷⁷⁾

そのデイレンマは、翌三月二〇日、二条城において慶喜以下目付にいたるまでの幕臣、それに宗城も加わった評議において明らかとなる。そこでは、「以心伝心」で処理せよとの天皇の内意に応じて償金を支払おうという意見も幕府側にはあつ

た。しかし、宗城はそれに断固反対した。天皇の攘夷勅命とそれへの將軍の御請がなされ事態は即今攘夷に向かっているのに、「御内実は云々」などと言っても今さら転換は困難である。万一幕府が償金支払いを行った場合、それが外部に知られば浪士のみでなく諸大名のなかでも違勅と言つて非難するものも出て危機的状況となる、そのとき真の天意はこれだと言つても承伏はしないだろうし、天皇もそのときになれば「幕府の不取計」であると言つて責任を幕府に被せてくるだろう、万々やむを得ない時運なので、国内の人心に背かないようこれまで公的に出された即今攘夷・償金支払い拒否の叡慮にしたがうほかない、ついでには真の叡慮通りにはいかない旨を慶喜より関白に内話すべきである。こう宗城は述べた。(以上、『伊達宗城在京日記』〈史〉、一八二、三頁)。天皇の本音の叡慮にしたがうならば違勅との猛烈な批判を受けるし、タテマエの叡慮にしたがえば天皇が内心望まない戦争にいたるといふのがこのとき幕府の前にあつたデイレンマだったのである。

では在京幕府の選択はどうであつたか。三月二一日、慶喜と閣老は、関白のもとにおもむき、「罰金は不被渡、戦争之外無之、叡慮は云々御内々被仰出候得とも、今日致方無之」(同書、一八六頁)と述べた。これによれば選択は、宗城が説いた、タテマエの叡慮を遵奉しての償金支払拒否論⁽⁷⁸⁾ということになる。しかし実際には在京幕府の意向はさらに複雑であつた。これについては次章で見ることにする。

小括

三条勅使とともに久坂ら尊攘派有志が東下したことで京都における尊攘派の勢力は一時後退した。しかし勅使帰京とともにそれは再活性化し、なかでも急進尊攘派が事態を主導するようになる。こうした情勢に鷹司閔白や近衛など朝廷上層部は、先に合意していた將軍上京見合わせ勅命を出さないことにした。朝廷上層部の腰砕けで横井構想の実現は困難となった。

(一節)

二月上旬までに慶喜・春嶽・容堂・宗城・容保といった公武合体派諸侯は上京していたが、尊攘派は、將軍上京のさいに返答すればいいはずの攘夷実行の期限をただちに言上させるべきであると朝廷に強く主張し、朝廷はこれに動かされる。このため二月九日、慶喜・春嶽は、「攘夷拒絶」の交渉を將軍の上京がすみ江戸に帰着後、速やかに行うと言上、江戸の幕閣に相談なく、近い将来の条約廃棄を約束してしまった。横井構想はここに挫折する。そしてここにいたり公武合体派の外交論も分化しだす。容保や慶喜はもはやいったんは攘夷を断行せざるをえないと考えるようになった(つまり図2の第四象限の立場)が、春嶽はあくまでそれに反対であった。(二節1項1)

いっぽう公武合体派も尊攘派のなすがままではたわけてはならず、反撃策も考えていた。彼らにとっては尊攘派に支配されている京都の政情を沈静化することが何よりも急務であった。そのため彼らは朝廷に浪士処分の沙汰を出させようとしていた。ただこの段階の浪士処分は八月一八日政変以後のような一方的弾圧ではなかった。藩籍のあるものはこれまでの活動を賞賛したうえで帰国させ、ないものは幕府が召し抱え浪士隊を編成するというのが彼らの考えであった。九日の言上でもこうした処分の沙汰を出すよう一越は述べていたのである。(二節1項2)

朝廷上層部は浪士処分の督促をうけたが、即決せず寄人らの評議にまかせた。そうするうちに二月一日、尊攘派の側が

大胆な攻勢を公武合体派にかけた。この日の朝、久坂ら三人の尊攘派有志が関白邸を訪れただちに攘夷期限決定を慶喜らに求めるべしとの建白書を提出した。同時に尊攘派公家も集団で関白邸におしかけ建白に応じるようもとめた。これにおされ関白は参内し、学問所で急遽、廟議が行われることになったが、異例なことにこの廟議に当局者以外の尊攘派有志公家が参列した。この結果、攘夷期限の決定をただちに慶喜に求めることが決定され、夜にかかわらず慶喜のもとに三条ら両役が派遣された。ここで公武合体派諸侯と両役の議論となったが、結局、慶喜・春嶽は、將軍滞京十日、帰府後二十日を期限とすると返答を出すことになった。(二節2項)

敗北した公武合体派は逆転策を考える。緊急の課題は浪士対策であり、それについての沙汰書が求められる。さらにより根元的な政体論も春嶽が提起するようになる。攘夷の不可能を知りつつこれを言えず、浪士処分ができないのは政令が朝幕の二途に分かれているからである、このさい朝廷に政治を完全に幕府に任せるか、自ら政治を担うか二者択一をせまるべしというのである。二月一日の敗北の原因は、尊攘派に内裏―天皇をにぎられたことであつた。これに反撃するに逆には彼らが叡慮を引き出せばいいことになる。しかし、この時期、朝廷当局は尊攘派が支配するようになっていたので、彼らは叡慮をひきだすため中川宮・もう一人の内覧近衛忠熙にしようとした。このため、一二日以後、浪士処分の勅命を出すよう公武合体派は宮と近衛、さらに鷹司関白への説得活動を繰り返す。朝廷上層部は説得の趣旨には賛同するが、彼らの主張を実際に天皇にとりつぐことには、尊攘派をおそれ逃げ腰となり、彼らの意図はいつこうに実現しなかつた。(三節1項)

二月二三日、江戸よりの飛脚が到着し、生麦事件のイギリス側要求を伝えたが、それは償金とともに久光の首を要求するとても日本側にのめないものであり、日本が条約廃棄をするまえにこの問題で戦争となる可能性がでてきた。公武合体派は償金の支払いのみは応じようと望み、それを天皇に直奏しようとしたが、尊攘派公家により阻まれ、結局、二月二十八日、在京諸侯に朝廷は、イギリス側要求はのめない、近く戦争となるので速やかに帰国し備えよとの沙汰を出した。三月四日、家

茂が着京した。この機会に幕府側は政体問題をもちだし、幕府への政令一元化をはかろうとするが、結局、三月七日に家茂に渡された勅書は、すべてこれまで通り委任とのべつつも、国事の儀については事柄により朝廷が諸藩に沙汰するとの付言があり、その意図は実現しなかった。即今攘夷の阻止をあくまで目指す春嶽にとっては事態は絶望的になってきた。二月三〇日、越前藩邸は政事総裁職の辞任を決定、上京した家茂に対しても速やかに將軍を辞任するよう勧めた。いっぽう慶喜は即今攘夷の断行をもちや決意しており、その準備を進めていた。(三節2項)

家茂は当初、滞京十日で帰府するはずになっていた。しかし三月一〇日までに慶喜は関白に將軍の帰府延期を申し入れ、その承認をえた。このとき慶喜は生麦事件のイギリス要求を拒むので戦争不可避と覚悟しており、英艦が摂海に侵入する可能性がありそのさい朝廷自らが諸侯を指揮し將軍の軍事指揮権が空洞化するのをふさぐため、家茂を滞京させることにしたのである。

三月一四日、久光が上京した。久光はなお横井構想の実現を考えており、尊攘派公家の退役、浪士の処分、即今攘夷反対という、武力の行使をも覚悟した尊攘派との全面对決論を近衛・関白・中川宮に進言した。しかし彼らは趣旨に感服したが、これで動くこうとせず、失望した久光は一八日、京都を發ち帰国した。久光の試み挫折の要因は、何よりも朝廷上層部の不決断にあったが、同時に公武合体派諸侯も積極的にこれを支援しようとしなかったこともあった。久光の主張は、あくまで即今攘夷に反対し、事態を前年一二月の攘夷勅命御請以前にもどそうというものであり、春嶽はともかく、すでに攘夷断行を決意している慶喜にとっては過激すぎる議論だったのである。

三月一四日、伝奏は対英交渉の模様によつてはただちに戦争となるかもしれないので、至急、天下に布告せよと在京幕府に申し入れた。これを受け一八日、在京幕府は、早々拒絶交渉を行うが、外夷が承伏しないときは速やかに打払を行えと、すでに一〇日、慶喜が用意していた文面を諸藩に布告した。打払令の公布であり、在京幕府は即今攘夷にむけて大きな一歩

を踏み出したのである。(以上、三節3項)

三月一六日、慶喜は伝奏に家茂帰府の許可を求めた。一〇日には滞京を求めた慶喜がにわかになつたのは、生麦事件についてのイギリス側の正確な要求が伝わり、久光の首といった受け入れ不能なものではないことが判明したことがあつた。こうなれば幕府にとつても交渉可能であり、交渉のためには最高責任者の将軍が在府しているのが望ましいのである。しかし朝廷は畿内防衛の不安より一七日、この要請を拒否する。しかし一八日、慶喜は参内、あくまで帰府するとの意向を述べた。ここに天皇は家茂に至急参内するよう求め、一九日、天皇は家茂を自ら説得、家茂は滞京に応じた。

しかし二一日、在京幕府はやはり将軍が帰府しなくては関東の指揮は困難としてまたも帰府の許可を求めた。関白は内々これを了承したが、将軍離京の情報が行くと、尊攘派が猛烈な反対運動をおこし、また朝幕の融和を重視する会津もこれに反対し、関白は動揺して滞京を求めるようになった。また今回も天皇が家茂を説得、二二日、帰府は中止となつた。(以上、三節4項)

三月一九日の家茂参内では異例なもので、天皇の日常の場である常御殿で行われ、側にひかえていたのは関白のみであつた。そこで天皇は、戦争などは決して好まず、と語り、関白は、国事寄人などがいるので公式には言えないが、生麦事件交渉は無事にすませたいので償金を支払うように、と述べた。尊攘派公家がないという環境で、天皇は、攘夷戦争は避けたい、即今攘夷不可の本音を率直に語つたのである。即今攘夷の正式の勅命とそれを否定する内諭、正反対の二つの叡慮に公武合体派は悩む。しかし即今攘夷・支払い拒否の線で事態がここまで進んでおりいままさら転換は困難で、万一、幕府が償金を支払えば囂々たる批判が出、危機的状況となる、そのときになれば天皇も幕府を非難し、責任を被せてくるだろう、やむを得ない時運なので国内の人心に背かないよう公の叡慮の方にしたがうしかないと宗城の意見にしたがうことになつた。

(三節5項)

III 攘夷の諸相

一、生麦事件償金支払問題

1 慶篤・小笠原の使命—京都—

喫緊の対外関係処理のため將軍の代わりに水戸慶篤と老中格の小笠原長行が帰府することになったことは前章で述べた。慶篤は三月二五日に出京し、江戸に着いたのは四月一日。小笠原は二五日に帰府を命じられ、即日出発、四月六日に江戸に到着した。彼らに与えられた使命はいかなるものであったろうか。

この時の外交問題には、条約廃棄・生麦事件処理の二懸案があったが、このうち前者は出発の段階で彼らの使命にはふくまれておらず、より緊急の課題である後者の生麦事件処理が彼らの使命であった。では彼らはどのような方針をもって出発したのだろうか。

関東の責任者に任命された慶篤は三月五日に着京したばかりであった。かつ上京後の公武合体派諸侯の会合の出席者（「例の方々」）にふくまれておらず、公武合体派諸侯—在京幕府の側から見れば、いわば気心の知れない人間であった。そうした人間が門地ゆえ生麦事件処理の責任者となったのである。当然、彼に処理方針を伝えることが必要となる。

三月二四日に出された、慶篤への勅命（『水戸藩史料』下、三〇二頁）は、將軍に代わり東下し関東防衛の指揮にあたるべしと述べ、幕令（『防長回天史』四、一九頁）は、関東守衛として東下し、英側が兵端を開けば尽力決戦を、とした。二四日、慶喜は水戸の家老大場景淑を呼び、戦争となったさいは国威を輝かすべし、ただ名義は正しくなければいけないので

無謀の小勇の輩が出ないよう注意するよう、との命を達した（『水戸藩史料』下、三〇四頁）。何れの命令においても償金支払問題についてどうするのか具体的な指示は述べられていない。すでに見たように三月一九日には在京幕府は支払い不可を決定しているが、このことをなぜか明確な指示として出してはいないのである。そして指示を与えるかわりに、二四日、家老大場景淑を呼んだとき慶喜は、どのような方針で対応するのか、水戸側に聞いたと思われる。翌日、慶篤は以下の文書を幕府に出した（同書、三〇四頁）。

対英交渉は、重大之事件であり〔自分は〕これまでの御手続（交渉経過）も承知していないので〔どのような方針で臨むかについて〕「輕卒之御挨拶」はできないが、「償金等之儀御聞届に難相成候に付、戦争にも可相成旨、一旦御触出しに相成候上は、今更別段に御扱振も有御座間敷存候」。すなわち、三月一八日に償金などの要求をのまないで戦争になるだろう、との触れをいったん朝廷が出してしまっている以上、いまさら他の扱いはできない、というのである。つまり支払拒否方針をとると慶篤は言うのである。

もっともこの拒否方針に慶篤は確信を持っているわけではなかった。文書はさらに続く。「尤今般之儀、全く島津三郎より起候事に候得ば、於公辺強て御難題に候は、右応接向同人え御掛けにて、御国辱に不相成様何と歎（久光へ）御沙汰振も可有御座哉、尚更宜敷御賢慮有御座度存候」。すなわち、幕府が取り扱いに苦しむなら、久光に対英交渉を任せてもいいのではとの他力本願的な意見をもここで述べている。事件処理について薩摩とイギリスの直接交渉はさせず、幕府がこれを担うという方針を三月中旬に在京幕府はとっていたのである（本論、七八頁）が、そのことは慶篤に伝わっていないのである。

『水戸藩史料』によれば、右の文書に対する返書はなかったという。出発間際の二四日と二五日に慶喜と慶篤がこのようなやりとりをしていることは、両者の間に十分な意思疎通ができていないことを示していると言えよう。慶篤が支払い拒否方針を考えていることは知り得たが、具体的にどのような行動をとるつもりなのかは在京幕府にとってはわからないことで

あつたらう。またもう一人の帰府者、老中格の小笠原は、一月中旬には着京し、在京幕府の一員として公武合体派諸侯と苦勞をともした人間であり、その支払い拒否の意向を知っていた。しかし彼は、江戸への東下の途中に、「江戸表の義も何ぞ見込にても御座候得は、夫等を目当に御請可申上哉に御座候処、是以此頃中色々工夫候得共、更に見込も付兼」(在京閣老宛小笠原書簡、『小笠原老岐守長行』、一六五頁)と述べるように、支払い拒否方針について批判的であつた。さらに小笠原は、勅命であろうとも万民を苦しめるものは諫奏すべきであるとの將軍宛意見書(同書、一六三頁)で述べるような独立心の強い剛直な人物であつた。この慶篤と小笠原が江戸でどのような行動をとるのか、在京幕府にはかなり不透明であつたらう。

こうして三月二五日、慶篤や小笠原は出立した。しかしその後、京都の政治的雰囲気は変化した。それを伝えるのが、会津藩士石沢民衛の報告である。

三月一六、一七日の両日、英仏公使と交渉した外国奉行の竹本正雅は、在京幕府の指示をおおぐため二一日に江戸を發つたが、そのさい、在府会津藩士の石沢に協力を要請、石沢も二二日に江戸を發つた。二七日、慶篤・小笠原と入れ違いに彼らは着京し、在京幕府関係者の間を動き回る。そして、竹本はおそらく三月末離京、四月五日には江戸着。石沢も四月一日に京都を發ち六日に江戸に着いている。着府後、石沢は、慶篤らが発した直後の京都の模様を以下のように報告書に記したのである(『会津藩庁記録』〈史〉一、三七九〜三八三頁)。

償金支払いへの尽力を竹本より依頼され上京、三月二七日に着京した。容保より尾張の前藩主慶勝のもとに赴くよう指示され行つたところ、尾張は、朝廷に償金支払い論を建白したが、関白・三条・中川宮もそれに賛成の意向とのことなので、この一件を書付にするよう尾張は朝廷と交渉中とのことであつた。寸時の間に朝廷の御旨意が轉變する(支払い拒否から支払い可へ)のには当惑するが、この変化は悪いことではなくこの件を竹本に伝えた。償金支払問題について、諸藩議論沸騰

ゆえ、会津が支払論を朝廷に周旋すれば、人氣が折り合わなくなるので、会津は「此儀」（償金支払論）ではなく、「大義」のみ建白する方が良いということになった。慶篤・小笠原は、対英交渉のため朝廷より委任を蒙っているので、東下にあたっては全権を授けられているが（一件「対英交渉」応接 朝廷より御委任被為蒙 仰、御東下に付ては全権御授之事）、彼らの全権をさらに強固なものにし（「御委任も丈夫に相成」）、支払問題等も彼らの「独断」で決定できるようにするため、会津は、厳しい建白を老中に出し、朝廷に届けるよう求めた、自分はこのことを竹本に伝えた、である。

これに明かなように会津の立場は、外国奉行の竹本と同じく償金支払い論である。もともと竹本と違い、会津は条約廃棄論であり（本論五四頁）、外国との戦争は覚悟しているが、生麦事件の償金支払いの問題から開戦となるのは、名義が十分ではないというのが会津の論理であつたらう。⁽⁷⁹⁾そして支払論の会津から見れば、三月末の京都情勢は有望なもので、支払論を説く慶勝の議論に関白・三条・中川宮は同調しているのである。関白が内心、償金支払い論者であつたのは先に述べたとおりである。おそらく、三月一九日の家茂謁見のときのような尊攘派公家を交えず会談する機会があり、そこでこの意向が慶勝に示されたのだろう（もともとここに三条の名が挙げられているのは不可解だが）。しかし現実に支払を行えば猛烈な反発が来ることは明かである。それを恐れる関白が、尾張の要請に依えて支払いを命じる書付を与えることはないだろう。そこで会津の考えた支払のシナリオは、慶篤と小笠原に全権を与えた上で、彼等の独断で支払を行うことであり、そのために会津は彼らに全権を与えることを求める朝廷宛建白（『会津藩庁記録』〈史〉一、三八二、三頁）をまず老中に提出したのである。

ここで提出した建白での会津の主張とは、百里外も離れた場所のことを一々指揮するのは無理であり、慶篤と小笠原を派遣した以上は「英夷始諸夷応接之全権」を慶篤に委任し、京都より指図してこれを掣肘することはせず、曲直を明らかにし不義の名目をとらないよう応接すべしとのみ命じるべきである、ただし全権を委任したといっても品により尾張茂徳や小笠

原以下外国奉行までの幕臣と相談するべきと命じるべきである、というものであった。償金支払いには一言もふれないながらもその余地を残す主張であり、先に石沢が述べた通りの論理である。また「英夷始諸夷応接之全権」とすることで生麦事件処理のみではなく、攘夷交渉をも彼らの権限に入れるように求めている。

容保建白は老中を通して朝廷に提出された。朝廷は四月一日、以下の達を慶喜に下した。家茂に滞京を命じたので「外夷拒絶応接之儀」は慶篤に「総て委任」しようと思うので、早々にその旨を達するように、である（『水戸藩史料』下、三三三頁）。これと容保建白との類似は明かであり、朝廷は容保建白を受け入れたと言えよう。これを受けた在京幕府は、慶篤への以下の台命を下す。関東守衛のために派遣したことと、御所よりの仰出があるので、「外夷御所置振之儀は御委任」する、曲直を明らかにし、名義を正し、国威を立てるよう取りはからうべし、なお尾張茂徳や老中と相談すべし、である（同書、三一七頁）。容保建白が出すべきと主張した通りの台命である。この台命は一四日、江戸で小笠原より慶篤に交付された。これは、翌日には諸藩に示された（『肥後国事史料』三、七四二頁）。三月一九日には支払不可方針をとっていた在京幕府は、三月末になると慶篤と小笠原の責任による支払を期待する方針に転換したのである。そしてそれは、朝廷上層部の内心に合致するものであったのである。⁽⁸¹⁾⁽⁸²⁾

2 償金支払い決定と中止―江戸―

三月末京都をたった竹本正雅は四月五日、江戸に着いた。八日、彼と竹本正明の両外国奉行は英仏公使と会談したが、そこで幕府側は、將軍は償金支払いの意向だが、国内に反対派が存在しているので彼らへの処置が済んだ上で支払いたいとの述べた。そしていつ払うのかとの質問に、將軍帰府後、開港場での外人保護に必要な措置完了後と返答した。公使側はこれに納得せず支払いの保証を求めたが、竹本は、五、六万両を將軍帰府の如何をとわず五十日以内に払うと返答したが、公使

は五十日の猶予は問題外としたが、分割支払いでもかまわないという意向を示し、それについては合意が成立した（以上、石井孝『増訂明治維新の国際的環境』一、一八八、九頁）。

両竹本は支払の意向を示したことになる。しかし支払の如何をめぐって在府幕府がこれ以後ももめていることより見て、この竹本の返答は、在府幕府全体の決定を受けてのものではなく、彼らの独断であったようである。もっとも独断といっても、竹本正雅は支払いを望む朝廷上層部や在京幕府の意向を石沢より知らされており、そのことがこうした大胆な行動の背景にあったと見ていいだろう。

英側への回答期限は四月二一日であり（同書、一八六頁）、在府幕府はそれまでに具体的な回答を用意しなければならぬ。このため二〇日までに在府幕府の廟議が開かれ、そこで支払が決定されたと思われる。二一日、幕府は、外国奉行菊池隆吉と外国奉行並の柴田剛中を横浜の英公使館に派遣するとともに（同書、一九八頁）、在府中の川越藩主松平直克と吉井藩主吉井信発を江戸城に呼び、彼らに償金支払いの決断を告げ、これを諸藩の留守居に知らせるよう求めたのである（『玉里』二、二三九、四〇頁・『肥後国事史料』三、七五一、二頁）。すなわち、鎖港談判開始にあたっては名義を正す必要があるゆえ、生麦事件償金支払う、そのうえでイギリス軍艦と鎖港談判を開始するので家中に心得違いないよう注意を、鎖港談判中は家来下々まで無謀過激の所業なさざるよう注意すべし、時宜により戦争となる場合は、一心同力国威をたてるべし、である。

そしてこの直後に支払い決定を在京幕府に至急報告するため目付の堀宮内を江戸から出立させていると思われる⁽⁸³⁾。

さらに、四月二八日、江戸の責任者となつてゐる水戸の慶篤と尾張の茂徳は関白宛の上書を認めた（『孝明紀』四、六一三頁）。その趣旨は、英艦一条について諸有司と協議の結果、生麦事件と条約廃棄問題とは全く別事であるので、曲直名義を正すため償金を支払ったうえで鎖港談判に及ぶことにする、償金については自分の兼ねての見込みと相違することになるが、

「事情不得止、慶篤へは兼て被仰出之御主意も有之、大樹よりも外夷所置振之儀委任（四月一日付慶篤宛在京幕府達）」されていたことあり、臨期の取り計らいをするのでよろしくご推察を願う、というものであった。つまり自分への委任権にもとつてこれを決断したというのである。

いっぽう四月二一日に行われた外国奉行とニールとの会談は支払い方式をめぐる対立となり、その日は結論が出ず、江戸城で廟議となったが、ここで英側要求をのむことが決まり、翌二二日の会談では、幕府側は、十日以内に総額四四万ドル中一四万ドル支払い、残額を数ヶ月分割支払いをするという案を提示した。それに対しニールは、残額は一週間毎に六万ドルを支払うべしと主張、結局、これは五万となり、二五日、幕府はニールに正式に右の方式で合意する旨を返答し、二七日に支払い協定が調印された⁽⁸⁴⁾（以上、石井著書、一九八〇頁・萩原延寿『遠い崖』一、二二二、三頁）。

在府幕府は、支払を約束した。これについて小笠原は四月二三日付の在京閣老板倉・水野宛の書簡案（『小笠原老岐守長行』、一八五―一八八頁）で以下のように述べている。

外国側が切迫、一日も延期できないと言いつのつてきたので、茂徳・慶篤の意向を伺ったところ、生麦事件と攘夷交渉は別なので償金支払いの上、攘夷談判に取りかかるべしとのことだった、さらに若年寄以下にも聞くに何れもごもつともと言うのでそのように決評した。もつとも、そうしたら「反対派が」暴発する憂いもあるのでまず証書だけを渡し金は追って払うということと談判するよう外国奉行に指示した。ついては後日、自分が神奈川におもむきそこで攘夷談判にかかることになるが、時宜により戦闘となるかもしれない、京都においてもそのような心構えをし、人心が動揺しないよう申し諭しをしてほしい。「今度之儀、全尾水両公之御英断より出候事にて、兼々一橋殿尊慮並御所中之御見込とは相違致候得共、事情ケ様に無之ては不相成、勢水戸殿には御目代被蒙仰、小生には乍不肖御委任被下候事故、後日之利害得と相考、両公の御指揮を奉し、臨機之取計仕候段、篤と御推、関白殿一橋殿等え御弁開伏て奉希候」と。

すなわち小笠原は、自分と慶篤に与えられた委任権に基づき、茂徳と慶篤の判断にしたがったと述べているのである。⁽⁸⁵⁾『小笠原耆岐守長行』ではこのとき小笠原は支払反対論であったが尾水両公の意向により合意したとしている（一八一―一八五頁）が、右の書簡のニュアンスから見ると事実と思われる。

そしてまた注意すべきことは、傍線部のように小笠原は支払を朝廷や在京幕府の意向に反するものと見ていることである。朝廷上層部と在京幕府の三月末の内心の考えは、慶篤と小笠原に全権を与えることで、彼らの責任で支払を行うことであったことはすでに見た。慶篤と小笠原の責任による支払は、容保建白のシナリオ通りの、期待通りの行動のはずであった。しかし小笠原はそのようには思っていない。このことは、先のシナリオが明示的に小笠原に伝えられていなかったことを示していると言えよう。天皇が幕府に以心伝心に支払を求めているように、在京幕府も小笠原らに全権を付与することで以心伝心にそれを求めたのであろうが、それは伝わっていないのである。しかしそれにもかかわらず、結果として意図した通りの行動を慶篤そして小笠原はとったことになる。

江戸では生麦事件については平和解決の筋道が見えてきていた。しかしもう一つの懸案である条約廃棄問題が在府幕府にのしかかりつつあった。これの交渉も四月一日の慶篤宛の朝廷の達で在府幕府に委任されていた。ではいかなる方針で彼らはそれにのぞむのか。先の四月二一日の諸藩への在府幕府の回達は、条約廃棄交渉を近く始めることを、生麦事件償金支払いの理由にあげている。つまり、償金は支払うが廃棄交渉は行うという立場をこのときとっていたのである。しかしこうした姿勢は直後に転換する。

後述するが四月二〇日、在京幕府は朝廷に条約廃棄の期限を五月一〇日と返答、二二日、朝廷はこれを期限とする攘夷命令を諸藩に下していた。そして在京幕府は、在府幕府に攘夷断行命令を送り、それが二六日、もしくは二七日に到着したと思われる。そして、二七日、在府幕府はこれを諸藩に回達した（『肥後国事史料』三、七六四、五頁）。曰く、以下の件、京

都より到来した、すなわち、交易拒絶の詔が下り、条約締結に責任ある役人を厳罰するとともに、長崎・箱館・横浜の外国商館に三十日以内の引き払いを命じ、もし違背すれば一戦に及ぶべしとの命があった、と。在府幕府は、在京幕府の条約廃棄宣言を公布したのである。しかし、在府幕閣はこの公布にあたって以下の付言をつけた。以上、京都より来るも、オランダにも同様の処置をするのか趣意がわからないので、至急、尾張茂徳が上京し主意を伺うことにする、それまではこれまで同様に穩便に心得るべし、である。五月一〇日まで約二週間、それで茂徳は江戸と都を往復できるわけはなく、この付言は、攘夷期限を守らないことを意味していた。つまり京都よりの条約廃棄の指令を伝えてはいるが、付言により、当面それには応じない姿勢を示したのである。在府幕府の抵抗である。

在府幕府は伺いのために茂徳を上京させるとした。では彼の使命はどのようなものであつたらうか。それは、右の在府幕府回達が言うように、単にオランダの取り扱いのみを聞こうというものではなかつた。開国派幕臣の中心であつた水野痴雲は、二九日、水戸藩士に以下のように語っている（『水戸藩史料』下、三三七、八頁）。茂徳は上京し、攘夷断行の期限設定は無理であり、これについての所置は幕府に一任するように朝廷に言上する、もし許容なきときは將軍は辞任を願ひ出、その許容の有無にかかわらず家茂は帰府する、このように幕議が決定した。さらに幕府内には、家茂辞任後、別の將軍が任命されたときは関東は関東で自立し、新將軍の罪をならして征討すべきとの議論もある。しかし、これらは無謀の失策であり、こうした疎暴の策が行われないうよう茂徳着京以前に水戸より京都に仰せ上げをしてほしい、と。つまり、將軍辞任を賭して五月一〇日攘夷令の凍結を図ろうというのが茂徳の意図であると水野はするのである。⁽⁸⁷⁾

もつとも水野でさえ躊躇するような大胆な国是轉換の議論で在府幕府がまとまっていたわけではなく、この話を聞き驚いた慶篤は、五月一日、登城、「悉く御破り」になつたので、茂徳は二日に出立の筈が三日に遅れた、という（原市之進覚書、『玉里』二一、二五二頁）。しかし、結局、三日、茂徳は江戸を發ち京に向かつたのである。

以上より在府幕府の対外態度を考えれば、様々な潮流があつたが、譜代・幕臣の多数派の意向は、償金支払い・条約廃棄反対であつたと思われ⁽⁸⁸⁾る。

もつともこれの主張者には、水野痴雲や神奈川奉行の浅野氏祐など自覚的は開国論者もいた⁽⁸⁹⁾が、外国との戦闘回避という避戦感情のみからこうした考えをとっている方が多かつたろう。そしてこの時の在府幕府の最高責任者は、尾張の茂徳と水戸の慶篤で二人はともに償金支払を決断しているが、その後の動きよりすればその決断を推進したのは茂徳であり、⁽⁹⁰⁾慶篤は彼に流されたのみであるように思われる。茂徳と開国派幕臣は連携があつたのではないだろうか。先に述べたように三月一日、在京幕府は、打払令を公布している。しかし一向に江戸ではこれが公布されなかつた。京都藩邸よりこれを知らされていた会津江戸藩邸は、不審を感じ、水野痴雲に問い合わせたが、その返答は、自分も知らないが、拒絶は無理なので打払令を押し返したのではとのことであつた（四月三日付会津国元宛会津江戸藩邸書簡、『会津藩庁記録』〈史〉一、三六五、六頁）。在府幕府は將軍の命を握りつぶしたのである。この時の在府幕府の中心人物は、尾張当主の茂徳、老中の井上正直・松平信義であつた。井上・松平は後の行動を見てもこうした大胆な行動ができる人物ではなく、これは開国派の有司と茂徳の合作であつたと思われる。

そして二〇日の支払決定以後、茂徳と開国派はもう一段進み、条約廃棄方針への抵抗にまでいたつたものと思われる。それが、二七日の攘夷布告につけた付言であり、茂徳の上京計画であつたろう。

このときの小笠原の対応はどうだつたろうか。小笠原は攘夷期限令について痛烈に批判する將軍宛建言（『小笠原壱岐守長行』、一五九〜一六三頁）をおそらくそれが到着した直後に記している。ここで小笠原は、今の時勢、三四港を開くのは当然であり、開港後の経済混乱は貿易ではなく貨幣悪鑄のせいであると開港論を支持、攘夷期限令は仁義の道に背く残虐の処置であり、民命を救い国脈を存するために勅命であろうともあくまで諫奏すべきであると強く論じていた。こうした小笠

原にとって茂徳の上京は当然、望ましいものであつたらう。

当時の在府幕府最高幹部のうち慶篤と井上・松平二閣老は定見がなく、茂徳・開国派に小笠原が連携して茂徳派遣へと事態は進んでいってものと思われる。茂徳が上京し、將軍に朝廷への諫奏を勧める。ここまでは一致していた。しかし、諫奏にもかかわらず朝廷が応じないことは十分に考えられることである。そのときどうするか。この点では、計画推進者内部においてさえも意見が一致していなかったことは、先の水戸への水野痴雲の批判に明らかである。一方では將軍辞任論があつたが、ここまでの強硬論は開国派有司においてさえも全体が賛同しているわけではなかつたのである。⁽⁹¹⁾茂徳は分裂を残したまま上京の途についたのである。⁽⁹²⁾

条約廢棄問題はともかく償金支払いについては在府幕府に合意があつた。五月三日はその第一回支払いの日であつた。しかしその前日、事態は急変する。五月二日、神奈川奉行の浅野はニール代理公使を訪問、支払い不可の命が江戸より来たので支払えず、これについて七日に小笠原が来て交渉すると通告した(石井著書、二〇〇頁)。四月二七日に結んだ支払い協定を在府幕府は破つたのである。この中止命令は、小笠原が出したものであつた。しかし四月二九日以後、彼は引き籠もつて登城しておらず、この中止命令は他の閣老とはかつた上のもではなく、彼の独断であつた。当然、他の閣老には彼の意図がわからない。しかも二日以後も小笠原は登城しなかつた。そして以後、他の二閣老(井上正直・松平信義)も登城しないという異常事態となつた。いっぽうにわかには協定を破られたイギリス側は激怒し、小笠原が求めてきた交渉に応じる気はない、今後十二時間猶予を与えるが、それでも償金を支払わなければ問題の解決は提督にゆだねると神奈川奉行の浅野に通告した(石井著書、二〇一頁)。開戦間近の危機的状况である。しかし在府幕閣の中樞は閣老の不登城でこのとき麻痺していた。交渉の窓口の神奈川奉行の浅野・山口は、五月五日付の浦賀奉行大久保土佐守への書簡(『維新稿本』五月二日、九五九―九六一)で述べているように、「御委任之図書頭(小笠原)は無御越、漸策も尽果、唯々時日を移し成行届せ候より

外致方も可有之」と困惑するばかりであった。

小笠原はなぜこのような行動に出たのだろうか。田辺太一の『幕末外交談』2は東下中の慶喜が出した四月二六日付の幕閣宛書簡（『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五一〇～五一四頁）が届いたことを要因にあげる（四八頁）。しかし石井著書は、この書簡に償金問題についてなんら言及がないことよりこの説は信用できないとする。そして同書のあげる理由は、外国奉行沢勘七郎が強硬な反対論を唱えたことであった（二〇〇、一頁）。たしかに沢の反対論も要因であったろうか、和戦がかかった問題を左右するにはこれのみではいささか足りないように思われる。

四月二八日に償金支払を行う旨の上書を書いた慶篤は、五月七日、今度は支払方針を変更し、やはり支払わないことにしたことを述べる朝廷宛上書を記した（『孝明紀』四、六一四頁）。ここで転換の理由としてあげられているのは、「京師は指出不申候方宜敷と之思食」という朝廷の意向である。この朝廷の意向とは何だろうか。二月に朝廷は英側要求の受け入れ拒否の沙汰を出しているが、在江戸幕府はそれを知りつつ支払を決めたわけであり、それをさしているわけではないだろう。ここで言及されているのは、朝廷の新たな命のほうである。しかし、朝廷が支払方針を知ったのは五月五日であり（五月五日付両役宛関白書簡、『孝明紀』四、六一三頁）、七日までに江戸に届く支払不可の命令を出すことなどありえない。七日の上申で述べる朝廷の意向とは何なのだろうか。

ここで考えられるのは、やはり東下中の慶喜である。たしかに『慶喜公伝』史料篇などに収録されている四月二六日付書簡には償金問題についての言及はない。しかし、これとは別にもう一通支払禁止を命じる書簡を書いていたと考えることもできるのではないだろうか。慶喜の東下について次に検討することにする。

3 攘夷期限令と慶喜の帰東―京都―

京都では三月末に支払論が強まりそれに向けた一連の対応がとられたことは1で述べた。しかし四月に入ると、償金支払い問題以外に、条約廃棄問題が浮上してきた。もともと慶喜・春嶽は四月中旬を攘夷の期限と返答しており、それが接近してきた以上、これは当然の事態であった。そして廃棄以前にそれより戦争となると思われていた生麦事件問題も意外に切迫したものではないという情報が四月初旬に京都に入ってきたことも、⁽⁹³⁾条約廃棄問題の浮上につながっただろう。そしてそうした気運をいっそう醸成したものは、石清水行幸であったと思われる。尊攘派の主張により三月一八日、石清水行幸は決定、四月四日実行が予定された。これについて慶喜は反対論を朝廷に説いたがいれられず、結局、予定を延ばして一日にこれが実行されたのである。⁽⁹⁴⁾

幕府はいわば待ったなしの状態の追い込まれたわけである。そしてこのとき幕府が打ち出したのは、家茂の摂海警備視察、慶喜の帰府であった。四月一七日、在京老中は関白を訪問し、家茂の摂海巡検と条約廃棄のための慶喜の帰府許可を求めたのである（『安達清風日記』〈史〉、三九〇頁）。おそらく直前に返答していた二三日攘夷期限⁽⁹⁵⁾の延期の申し入れもこのとき行ったと思われる。翌日、朝廷は家茂・慶喜・閣老を内裏に召し、二三日の期限が遅れているのは如何なる事情かを問うとともに、慶喜が東下し拒絶を行う期限をはっきり明示し、それを天下に布告することを求めた。二〇日、幕府は五月一〇日を攘夷期限とすることを返答した。二一日、伝奏は、五月一〇日に攘夷実行決定、「軍政相整醜夷掃攘可有之被仰出候事」と在京諸藩留守居に布告した（『肥後国事史料』三、七四九頁）。二三日、在京幕府も、攘夷期限は五月一〇日との朝廷よりの達あり、銘々「自国海岸防御筋愈以嚴重相備、襲来候節は掃攘致し候様可被致候」と諸侯に布告した（『統徳川実紀』（第四））。そして二一日、家茂は離京して大坂に向かい、二二日、慶喜は陸路江戸に向け出立、同日、在京幕府は在府幕府に慶喜帰府を伝えるとともに条約廃棄通告文を送った（『水戸藩史料』下、三二七頁）。

この慶喜帰府の意図は何だろうか。『慶喜公伝』2は維新後の慶喜の回想を使いながら以下のように説明する。幕府は攘夷の勅を奉じてしまつていてどうしようもない窮地にある、そこで慶喜が將軍の身代わりとなつて全責任を負つて関東にいけば、情勢をいつたんはゆるめることが出来る、そして実行できないときは慶喜が辞任することにする、である(二二三頁)。つまり始めから攘夷を実行する意図はなく、時間稼ぎのための欺瞞だつたといふのである。

たしかに慶喜東下後も、条約廃棄は行われておらず、一見この説は妥当なように見える。しかしそうとは思われない。第一に始めから欺瞞であるなら、無用な混乱を起こさせないためにもその旨を在府幕府に伝えておく必要があるだろう。しかしそうした通知は行われていない。それどころか東下中の慶喜は、五月一〇日にはかならず攘夷を断行せよとの強硬な四月二六日付書簡を江戸閣老に送っているし、さらに後述するように、在府幕閣が生麦事件の償金を支払う意向であることを知ると、その不可を命じる使いを熱田からと浜松からと二度も送っているのである。アリバイ作りのジェスチュアとするにはあまりに執拗な行為であり、現実に江戸ではこのため大きな混乱が起きているのである。

第二に期限を約束しながら幕府がそれを反古にしたなら、それは明白な違勅であり、いくら將軍は上方にいて直接それと関係していないといつても朝幕の完全な分裂、東西対立につながりかねないということである。井伊政權の無勅許調印もたらした朝幕対立を修復し、公武合体を実現するというのが幕府の文久改革の理念であり、そのため將軍上京など多くの努力をはらってきたのを、これはすべて無にしてしまうことになるだろう。そして三条別勅使への返答、二月の慶喜自身の言上、三月の家茂の奉答というように一応は手順をふんで出された勅命を無視すれば、その反発は当然、大きなものとなり、上方の有志の間にある討幕論への絶好の火種となることは、在京してそうした事情を熟知していた慶喜、在京幕府にとり自明なことであり、そうした危険をあえて冒すとは思われにくいのである。

欺瞞説には以上の問題点がある。⁹⁶ではこの時の慶喜、そして在京幕府の意図はなにか。それは、朝廷への言上通り、五月

一〇日を期した条約廃棄の実行であつたと思われる。四月二五日付で在京老中の板倉は在府閣老に書簡を送っているが、そこで五月一〇日の攘夷期限決定を述べたあとで以下のように述べている。「誠に暴なる御所置に相成候得共、何分力に不及次第に御座候。斯御治定に相成候上は致方無之、断然三港共に拒絶相成候より外は無之候」(『小笠原壱岐守長行』一九三、四頁)。まことに乱暴な処置ながら朝廷が決定した以上、断行のほかなし、である。

条約廃棄は危険な方策である。しかし幕府側にとってこれの政策選択の一つであつたことは、前章で見た文久二年九月段階で春嶽がこれを主張していたことで明らかだろう。そして外国との戦争自体、彼らにとり絶対忌避すべきものではなかつたことは、生麦事件処理についてのイギリスの要求が正確に伝わっていなかつた段階で、やむを得なくば開戦という決意をしめしていたことでそれを確認することができるだろう。そして慶喜について見れば、二月下旬より攘夷断行を決意していたことはすでに述べたところである(本論、七二、三頁)。

こうした意図を持つて慶喜は四月二二日、京都を發つた。慶喜は八日か九日頃着府の予定だったが、川止めがあつては困るので武田耕雲齋を先行させていた。二六日、慶喜は熱田に着いた。ここで上京中の堀宮内に会い、在府幕府が償金支払い決定したことを知つた。⁽⁹⁷⁾そこで慶喜は、「兼々御所へ申上之趣も有之、天下へ布告に相成候儀にて今更変改致し候儀は不相成」と朝命を理由にした支払い不可論を在江戸幕閣宛の書簡を記しこれを送つたのである。(以上、五月二四日付関白宛慶喜上申、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三三頁)。ここで慶喜は自らはつきりと支払い不可の書簡を書いたとしている。しかし『慶喜公伝』史料篇〈史〉に収録されている四月二六日付閣老宛慶喜書簡には償金問題についての言及はない。こうなると考えられる解決は、同日、慶喜が二通書簡を書いたとすることである。すなわち、まず一通、自分が着府しなくとも、武田は一日、二日頃に着くので五月一〇日にはかならず廃棄交渉を行うべし、反対者がいれば斬るべし、ときわめて強硬な攘夷断行の決意を述べた書簡(同書、五一三頁)を書く。これを記した後で、慶喜は堀宮内に会い、在江戸幕府が償金支払

いを決定したことを知る。そこで償金支払いを禁じる二通目の書簡を書いた、である。さらに慶喜は浜松に着いてからも、償金支払い不可、条約廃棄交渉の速やかな実行を求める小笠原宛書簡を書き送っている（五月二四日付関白宛慶喜上申、同書、五三三頁）。これらの書簡が江戸に着き小笠原の変心につながったであろうことは先に述べた通りである。⁽⁹⁸⁾

慶喜は条約廃棄の断行を決意していた。しかし、償金支払いと条約廃棄は別の問題であり、会津のように支払って名義を正したうえで攘夷すべきという議論も存在していた。そして三月末以後、慶篤・小笠原の責任で支払という方向に在京幕府が動いていたことはすでに述べた。それにもかかわらずなぜ慶喜は支払に強硬に反対したのだろうか。

熱田で支払決定を知った慶喜は堀に対して、朝廷も幕府も支払不可と評決したものを何らの伺いもなく支払を決めたのは不可であり、朝廷にも幕府にも申し訳ないので自分は後見職を辞任する、しかし攘夷拒絶については天皇と將軍の命を受けているのでこれは担当すると怒っている。⁽⁹⁹⁾しかし四月一日の朝廷の達で慶篤は全権を与えられていたわけであり、命令無視という怒りは筋違いである。それにもかかわらず、なぜ慶喜は激怒し支払中止を命じたのか、五月一〇日に条約廃棄という日程が決まってしまい開戦不可避となったので、この期に及んで償金支払は無意味という考えはおそらくあったのだろう。⁽¹⁰⁰⁾また四月二六日付の在府閣老宛の書簡で慶喜は、条約廃棄への幕臣の抵抗について懸念し、したがわれないものは切り捨てる⁽¹⁰¹⁾とまで述べているが、あるいは、償金支払い論の背後に条約廃棄への抵抗が潜んでいると見たのだろうか。

4 償金支払の断行―江戸―

五月二日、小笠原が支払中止を命令して以後、在府幕府には大きな問題がふりかかってきた。支払か戦争か、条約廃棄交渉はどうなるのか。そしてこの問題を処理したのはやはり小笠原であった。四月二九日より引き籠もっていた小笠原は、七日には出勤する（『小笠原耆岐守長行』、二一七頁）。そして同日、小笠原に在府幕府は上京の命を下す（『癸亥秘記』、『維新

稿本』、五月七日、七〇〇、一)。これは、在京幕府より、人が足りないので閣老中一名を上京させよとの要請が以前あったのにこたえたものであった(同右)。しかしこれから条約廃棄交渉にかからねばならないのに、その担当者である小笠原が京都に行き江戸を去るのは異常な事態である。どのような経緯で彼が上京することになったのか、在府幕府の形式上の最高責任者の慶篤はこれに預かっておらず(『玉里』二、二七二頁)、閣老次元より下の決定であるが、以後の小笠原の積極的な姿勢より彼自身がこれに向け動いたのではないだろうか。

五月七日、小笠原への上坂命令を知り驚いた慶篤は、武田耕雲斎を品川沖の船にいた小笠原に派遣し上坂不可を伝えるが、小笠原は応じず、翌八日、船で横浜に向かった(石井著書、二二五頁)。九日、ここでイギリス公使と交渉するが、その席で彼は独断で支払を決断、実際にこれを交付するとともに、その旨を記した書簡を江戸の井上閣老に書き送った。この交渉の場で小笠原は条約廃棄を通告する書簡を交付したが、それは、世論が外交に反対ゆえ將軍より外人追放命令を受け取る、交渉は自分に任された、委細は口頭で、というのがその内容であった(同書、二二七頁)。小笠原は廃棄交渉をいっけん開始したように見えるが、しかしこれ以前の七日に、追放令が幕府の真意ではないことを神奈川奉行の浅野・山口が外国側に伝えており(同書、二二〇、一頁)、実際にはまったくの形式に過ぎず、以後、交渉は行われなかったのである。一〇日、井上清直が横浜に赴き小笠原に江戸に戻ることを求め、小笠原はこれにはしたが一一日、帰府した(同書、二二三頁)。

支払中止を独断で命じた小笠原が、今度は同じく独断で支払を行ったのである。同時代史料には支払の決断は、横浜での交渉で外国側に脅迫された結果であるとするものもあるが、そうではないだろう。現地横浜において神奈川奉行の浅野らが五月七日より支払を前提とした動きを始めているからである。七日、浅野・山口は横浜より江戸に行き評議、その上で浅野は横浜に戻り、仏公使に以下のように述べた。小笠原は、外人追放命令(条約廃棄)を受けているが実行しない方策を探っている、彼は支払いを行うはずだが、それを極秘とすることを望んでいる、明日、彼は公使を訪問するが、そのさい鎖港の

みを語り、償金のことは言及しないだろう、と（同書、二〇九、一〇頁）。つまり彼らは慶篤の方針に反し、幕府は償金を支払う方針であると語っているのである。直前の五日には困惑していた彼ら（本論、九九、一〇〇頁）がここまで大胆な行動をとるのは、単なる個人プレーではなく、それなりの裏付けがあったと見るべきだろう。そしてその裏付けとは小笠原の合意であったと思われる。公使に対して浅野らはさらに述べている。償金支払いの後、小笠原は日本の蒙を啓くために上京する、と（同書、二二一頁・萩原著書一、二四二、三頁）。慶篤や閣老に不明であった小笠原の意図を浅野らは語っているのであり、両者の間に合意があったと見て良いだろう。小笠原の上坂にあたって、五月七日、開国論の中心である水野痴雲に同行が命じられており（『文久癸亥筆記』、『維新稿本』五月七日、七〇五）、当然これは小笠原の意向であろう。少なくとも七日以後、小笠原は開国派幕臣と提携し開国論をとることにしたのであり、支払はその一環と言えよう。

そして小笠原の計画は、支払のみでは終わらなかった。外国側への説明で浅野は、小笠原は上京し、天皇と議論し、もし天皇が理性に耳を傾けないなら武力に訴えてでもその説得につとめるつもりだ、と語っていた（石井著書一、二二一頁・萩原著書一、二四三頁）。後の小笠原率兵上京構想の原型である。小笠原や浅野らは、攘夷方針の転換をもこの機会になそうとしたと思われるのである。

四月五日に帰府してより支払までこの時の在府幕府の中心にいたのは、小笠原であったと思われる。無定見な慶篤や無気力な他閣老に対し、世子でありながらその有能さゆえ老中格に拔擢されるといふまことに例外的な処遇を受けている小笠原は気力ある人物であり、自然と彼の意向が重きをなしたと言えよう。それにしてもこの時の小笠原の行動は変転極まりがない。もともと小笠原は、三月、在京幕府からの帰府命令に対しても、支払拒否では「江戸表の義も何ぞ見込」付きかねると同僚の老中に述べるように（『小笠原老岐守長行』、一六五頁）、図1の第一象限の外交論の持ち主であったと思われる。しかし、帰府後、四月二〇日の支払決定にいたるまでの小笠原はむしろ支払拒否論の立場をとっていた。しかし、四月二六、

七日に攘夷期限令が届くと、勅命であろうとあくまで諫奏すべきとこれへの反対論を述べる。それにもかかわらず、五月二日にはイギリスと直前に結んだ協定を破り独断で支払拒否を指示する。そして、三奉行が六日に提出した五月一〇日攘夷期限令への反対論（『続再夢紀事』〈史〉二、六、七頁）に対し、それでは内乱になるとして廃棄断行論の立場よりその再議を命じている（同書、七、八頁）。それが七日には支払断行、上京し条約廃棄勅命の再検討を求めようとする急進的開国論者に変わったわけである。

なぜここまで揺れるのか。小笠原という特異な個性を持つ人物の行動はつかみがたいが、一つの要因としてはこのとき小笠原が帰府にさいして与えられた委任を意識し、強烈な使命感を持っていたことがあるだろう。四月二三日、支払決定を在京老中に伝えたときその根拠として委任を挙げていることはすでに述べた（本論、九五、六頁）。そして、九日の独断支払を井上閣老に報告する書簡のなかで小笠原は、江戸にもどれという命を聞かず品川からそのまま横浜に赴いたことについて、以下のようにその理由を述べる。「此度応接御委任之命を蒙りながら、因循罷在候段、何共恐入、且つ是所迄罷出何事も無之、突然帰府仕候ては、反掌間命令反覆、「慶篤の」御失体にも可相成候哉と奉存候」（『玉里』二、二七五頁）。ともかくこの問題は委任された自分や慶篤の責任で処理しなければと小笠原は強く意識していたのであり、無定見な慶篤を見るにますます自分の責任を意識し、一連の独断行動となったのではないだろうか。当時、江戸にいた、板倉老中の家臣の川田剛は、この時の小笠原の気持ちを「専断之罪は御自分御引受被成、万一御申開不相立候時は、一命御捨被成候御覚悟」と推測している（五月一三日付板倉宛川田書簡、『小笠原老岐守長行』、二一八頁）が、妥当なもののように思われる。三月末の朝廷上層部や在京幕府の償金問題への意向は、責任を慶篤・小笠原に負わせての支払であったが、小笠原の行動は結果としてそのようなものとなったのである。そして実際には避戦論者が多かった在府幕府にとってこの小笠原の独断は、内心歓迎すべきものであったろう。^(四) これほどの独断行為を行ったのにもかかわらず、一日、帰府した小笠原は処罰されることもなくこれ

まで通り登城することになるのである。

二、長州の攘夷

1 四月二日藩内布告

五月一〇日、在府幕府は条約廃棄を行わなかった。いっぽう長州はこの日、下関で外国船への砲撃を行った。このことは、朝廷の攘夷期限令を幕府は実行しないのに対し、長州はこれを断行したと通常、理解されている。しかしこの理解は実は正確ではない。まず第一に長州がこの砲撃を決定したのは、攘夷期限令が布告される四月二三日以前の四月二日である。この日、長州国許は以下の藩内布告を出したのである（『防長回天史』三下、七八頁）。攘夷の国是一定の上は外国船に和親の取り扱いは不可、拒絶命令が来る前であっても薪水等提供不可、外国船これを承引せずば武威の取り扱いをなすべし。もつとも四月中旬以降は夷艦と判明すれば応接に及ばず打ち払うべし、である。期限は四月中旬ではなく五月一〇日となったが、砲撃はこれの実行だったのである。第二に、二月以後、京都において即今攘夷が問題となっているが、その方式は列国への条約廃棄交渉であった。日本側の条約廃棄は列国を怒らせ、その反撃＝軍事的攻撃をもたらす可能性が高い。しかしそれはあくまで列国側からの攻撃であり、日本側の先制攻撃ではなかった。しかし長州の行動は、それと異なる一方的な先制攻撃、いわば無二念打払であったからである。長州はなぜこのような無二念打払方針を決定したのだろうか。四月二日布告はなぜいかにして出されたのだろうか。

この四月二日、長州藩指導部は国許と京都に分かれていた。京都にいたのは、世子定広に家老の浦鞠負・根来上総・清水清

太郎、それに藩官僚の周布・小幡彦七・木戸・榎崎弥八郎・村田次郎三郎、それに久坂ら尊攘派有志の中核もいた。尊攘論時代の長州を指導してきた中心人物たちである。このことよりすれば、四月二日布告は京都が実質的に決定したものを国許に移しそこで発令したというのが自然な筋道に見える。しかし、実際はことなり、この布告を決定したのは長州国許であり、彼らが独自に決定し、その上で京都藩邸に知らせたもので、京都にこれが届いたときはすでに藩内に布告されていたのである。

こうした重大決定を行った国許には、藩主敬親と「正義党」官僚のナンバー2の前田孫右衛門それに若手の長嶺内蔵太がいたが、他には有力な人物はいなかった。⁽¹⁰⁸⁾この顔ぶれよりすれば、前田・長嶺の意向が決定の背後にあったように思われる。前田については史料が十分に残っておらず、輪郭のなかなか描きにくい人物であるが、この時期の彼の政治活動で顕著なもの、文久二年六月一二日付の周布政之助宛書簡（『周布伝』下、七一―七七頁）で対幕強硬論を唱えたことと、同年一月五日に朝廷に親兵設置を建言したことである（『孝明紀』四、一八二頁）。ともに尊攘派内における強硬派よりの主張である。前田は周布よりは強硬派に近い人物であると思われ、そうした志向がこの布告になったのではないだろうか。

この布告をもって長嶺内蔵太が国許を出発、四月一〇日京都藩邸に着いていた（『防長回天史』三下、一〇四頁）。長嶺は布告を通知しただけでなく、掃攘の勅命を下すよう朝廷に願い出た上で定広以下が速やかに帰国することを求めている（『浦鞠負日記』、『周布伝』下、四三〇頁）。長州国許は自己の無二念打払を正当化する勅命を求めたのである。そしてこうした勅命を求めていることは、長州国許がその無二念打払がこれまで出された朝命・幕令より突出したものであると意識していたことを示している。⁽¹⁰⁹⁾長州国許は、この過激な方針に日本全体を引きずっていかうと望んだのである。

2 無二念打払の藩論化

無二念打払布告の通知は四月一〇日に京都藩邸に到着した（『防長回天史』三下、一〇四頁）。京都の尊攘派有志のなかに

は、無二念打払論を唱えていた者もいたが、それがすべてではなく、全国の人心が一致に帰したのを認めてから打ち払うべしとの意見、横浜での鎖港談判の状況を見た上で打ち払うべしとの慎重な意見も存在していた（五月一六日の中根への小幡彦七談話、『続再夢紀事』〈史〉二、二二二、三頁）。国許の布告は、藩邸には意外な強硬論と映ったのではないだろうか。この暴走に京都藩邸はどのように対応しただろうか。国許の通知に対して藩邸の意見は、「此段於私共、素より奉敬承居候儀に付、今更不申承候得共、各心事決着仕居候条、真実攘夷御実行防長二州に於て被為行届候御事に御座候は、抛身命候て御奉公可仕候」（『周布伝』下、四三一頁）というものであった。つまり、我々は攘夷決戦の覚悟はできているので、腹を決めたというなら一命を捨ててこれにしたがう、であり、京都藩邸は国許の方針に従うことにしたのである。

なぜ京都藩邸は国許の過激な方針に賛同したのだろうか。これについては史料がなく推測を述べるしかないが、一つにはそれがすでに藩内に布告されてしまっており、これを取り消せば国内の士気を弛ませることを恐れたことがあったろう。さらに、また開戦不可避の予想があったろう。どうせ戦争になるのなら反撃も先制攻撃も変わらないという判断があったのではないだろうか。そして幕府の交渉結果をまつてその指示を受けて戦闘にうつるのではなく、長州自らが開戦の口火を切り状況を主導することに魅力を感じたことがあるかもしれない。

京都藩邸に対し国許は、掃攘の勅命を下させる工作を求めていたが、藩邸はこれに応じる。四月一五日、朝廷より攘夷・海防策・国是について長州は他藩とともに下問を受けたが、それへの一六日の返答（『防長回天史』三下、一〇九頁）で長州は、以下の掃攘の朝命降下を求めたのである。「向後外夷渡来之節は掃攘之実験勿論に候」、については列藩へ仰出を、である。「襲来」ではなく「渡来」であり、反撃ではなく先制攻撃、長州は意識的に無二念打払論を求めているのである。

こうした長州の返答をふまえて四月二〇日の攘夷期限令はどのように位置づけることができるだろうか。

「外夷拒絶の期限、来五月十日御決定相成候間、益軍政相整醜夷掃攘可有之被仰出候事」

すなわち、「襲来」か「渡来」かについては、勅命は明言をさけており、長州の要請をそのまま認めてはいない。しかし、一方では「醜夷掃攘」と述べるが、これはどのようなようにでも解釈できる表現であり、先制攻撃の指示とも読めるものである。朝廷は直接ではないが、長州の要請に応じたと言えよう。

いっぽう幕府の布告を見れば、それは「攘夷之儀、五月十日可及拒絶段御達相成候間、銘々右之心得を以て、自国海岸防御筋、愈以嚴重相備、襲来候節は掃攘致し候様可致候」、というもので、先制攻撃ではなく、あくまで「襲来」への反撃を命じていた。長州は幕府よりは望みの命令を得ることは出来なかったが、朝廷よりはそれを得たのである。そして四月二一日、定広は離京し国許に向かい、周布他在京の藩士もこれにしたがった（『防長回天史』三下、一一五頁）。長州は外国船への一方的攻撃にむかって進み出したのである。

3 外国船砲撃の開始

四月二六日、山口に着いた久坂ら有志は馬関への従軍を請うた。藩政府は敵情視察の名目で彼らを馬関に派遣した（『防長回天史』三下、二三八頁）。当時、馬関には総奉行毛利能登のもとに七百四人の藩の正規兵がいたが、これに新たに五六十名の有志部隊が加わるようになったのである。彼らは脱走公家の中山忠光を奉じ光明寺を本営にしたので光明寺党と呼ばれた（同書、二三五、六頁）。そして両者の関係は緊張したものとなった。おそらく五月、赤間関総奉行手元役工藤半右衛門は藩政府に光明寺党の取り扱いについて伺いを出し、久坂らが軽率の行動なすや心配ゆえ、自分の部下と同様に指揮するつもりであると述べた（同書、二二九頁）。つまり、光明寺党を総奉行の指揮下におく許可を求めたのである。工藤への返書で藩政府は、久坂らを部下同様命令してよいと答えた（同書、二四〇頁）。しかし現実には光明寺党は総奉行の統制にはしたがわかない。

五月四日、藩政府は馬関有司に対し、京都より五月一〇日を危険とする達が来た、警備を強化すべし、との警告を送った（同書、二四三頁）。そして一〇日、関門海峡を通過しようとしたアメリカ商船ペムブローク号を長州は砲撃したのである。五月七日、長崎・上海に向けて横浜を出港した同船は、幕府奉行の御用状を携帯するとともに日本人水先案内人を乗せていた。同船は、一〇日、風雨のため豊前田浦に投錨したが、対岸の長州側はこれを発見、光明寺党たちに戦闘準備に入った。長府藩士は小船で米船を尋問し、その内容を総奉行毛利能登に報告したが、能登は砲撃不要と判断し、光明寺党に軽拳を諫めた。しかし、光明寺党は攻撃を決意、久坂の主張で夜襲を決定、長州帆船の庚申丸に乗り未明砲撃開始、驚いた米船は豊後海に向け逃亡した。これが砲撃の経過である（同書、二四五〜二五三頁）。

この砲撃は大きな問題をふくむものであった。米船は通行禁止の事前通告をなんら受けていなかった、しかも同船は商船であり、日本の中央政府である幕府の許可書を持参していた。国際法的に見ればこれは無法な砲撃であった。

そして国内的に見れば、砲撃は現地の責任者毛利能登の禁止を無視して行われたことがあった。この命令無視に対する光明寺党の論理は、「予等命を山口政府に受け以て掃攘の任に当れり総奉行の命何かあらん」というものであった（同書、二四七、八頁）が、すでに見たように五月の工藤宛の返書で藩政府は総奉行に彼らの指揮権を認めておりこれは強引な議論であった。もつとも同じく返書は、「仮令水先之者幾人乗組居候共、御懸念可有之儀にては無之」打ち払えと述べており、これよりすれば毛利能登が砲撃を命じなかったことは命令違反であり、五月一四日、彼は譴責遠慮の処分を受けた（同書、二五〇頁）。

また長州を越えた中央政府との関係においてもこれは問題があった。すでに述べたように、攘夷期限の朝命は解釈の余地のある曖昧なものであったが、これについての幕令は無二念打払ではなく、襲来に対する反撃を命じたものであり、通過する商船への攻撃など命じてはいなかった。そして四月二二日に、在府幕府が諸藩に出した償金支払い廻達は、鎖港交渉中、

粗暴の振る舞いをしないよう命じていた（本論九四頁）。さらに二七日の在府幕府の攘夷期限令についての布告は、幕府が廃棄交渉を行うまではこれまで通り穩便にふるまえと指示しており（本論、九六、七頁）、砲撃はこれらの布告に明らかに違反していた。

このように光明寺党の砲撃は国際的・国内的に大きな問題をふくむ不当なものであった。しかし長州藩政府はこれを承認する。藩政府は防長士民に「外夷之兵端是より相開候儀に付、弥以防戦之覚悟無緩やう」との令文を出した（同書、二二五〇、一頁）。また先に述べたように毛利能登を譴責処分とした。そして長州は、京都に砲撃の報告を送る。五月一九日、京都藩邸は砲撃を朝廷に届けたのである（『孝明紀』四、六九一頁）。また五月二七日、幕府への報告書（『防長回天史』三下、一四九、五〇頁）を送り、ここで四月二七日布告への違反について弁明した。つまりすでに五月一〇日より砲撃を開始し、兵端を開いておりいまさら布告にしたがって穩便の取り計らいをなすことはできず、是までの行きがかりをもって打払うほかない、である。もつともこの長州の弁明も四月二七日布告のみに限定すればやむをえない事情はあった。四月二七日布告は五月一〇日までには長州国許に届いていなかったと思われるからである。⁽¹⁶⁾

長州の砲撃は国内で大きな反響をうむ。砲撃は国際的・国内的に多くの問題をふくむ不当なものであった。しかし世論は長州支持に向かう。⁽¹⁶⁾ペリー来航以来の外国の圧迫、そのなかで形成された列国への嫌悪感のはけ口があたえられたのである。そしてそれは、五月一〇日の攘夷期限令を実行しない幕府の「因循」さに対する批判となったのである。幕府の窮状はますます深まる。ここにおいて幕府はどのように対応するのだろうか。

三、小笠原の率兵上京とその挫折

1 慶喜の帰府と小笠原上京の決定

五月一〇日以後、窮地にたつた幕府側の中心人物となるのは慶喜である。慶喜に焦点をあてながら以下、検討していくことにする。

慶喜は五月八日、神奈川宿を通過、そのさいイギリスとの交渉状況を聞くため神奈川奉行の浅野・山口を呼び出したが、慶喜と両者の会談は激論となった。浅野らは、支払い拒否は約束違反ゆえ英は激怒し、日本側との談判を拒否し戦争になりそうであると述べた。しかし、慶喜はそれでも支払いは不可としたが、浅野らはこれに反発、それならば今晚にも戦争となる、戦争となれば我々が払わなくとも、差し出すものがかならず出てくるだろうと言って取り合わなかった。さらに慶喜が条約廃棄は手強く交渉すべし、と述べると、浅野は怒って、なぜ攘夷のお請けなどしたのか。將軍がどうなるうとも皇国には換えられず、慶喜がこのうえ攘夷を主張すれば暗殺されよう、とまで言った。そして浅野は、小笠原は上京するはずで、すでに出発、現在、神奈川にいと述べた。不審に思った慶喜がなぜ上京するのかと聞くと、浅野は、子細は知らず、償金のことが、と答えた。慶喜は翌九日に江戸入りのつもりが、情勢に不安を感じ、ただちに近習のみをつれ出発、夜一〇時過ぎに江戸に着いた。(以上、五月二四日付慶喜辞表、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三三〜五三五頁)。

翌五月九日、慶喜は慶篤とともに登城し、老中以下に面会した。そこで慶喜はあくまで勅命にしたがい条約廃棄を行うべしと述べたが、老中以下はこれに同意しようとしなかった。⁽¹⁰⁾しかしそれでも最後には町奉行井上清直と目付杉浦正一郎を廃棄交渉にあたれとの命を下すところまでは持ち込んだ。しかし、その夜のうちに杉浦は辞退した。同夜、もしくは翌一〇日早朝、横浜の小笠原より償金を支払った旨の老中井上正直宛の書簡が届き、その書簡は慶喜、そして慶篤に回覧された。⁽¹⁰⁾こ

れに對し、慶喜は井上に、横浜に行き小笠原に条約廢棄交渉の實行を命じるよう指示した⁽¹⁰⁾。しかしすでに述べたように小笠原は交渉を行わずそのまま帰府した（五月一四日付武田耕雲齋書簡、『玉里』二、二七三頁）。以上の動きより考えれば、慶喜は、五月一〇日まで離京時の使命である条約廢棄をあくまで実施しようとしていたということができよう⁽¹¹⁾。

償金支払い後の小笠原は一日、帰府した（『小笠原耆岐守長行』、二二二頁）。一二日、城内で廟議が行われ小笠原もこれに出席した。この廟議の経過を慶喜は五月二四日付の辞表で以下のように述べる（『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三五、六頁）。廟議で自分は、諸役人一同の申立もあるので長崎・箱館はさておくことにして、横浜鎖港のみ早急に交渉しようとして提議した。しかしこの妥協論に對しても小笠原をはじめ幕府役人は反対、外国との交渉は小笠原に任せ、慶喜は早々に上京し、開國論を朝廷に建白すべし、と主張した。役人の抵抗に自分は、それならおのおの意見書を提出すべし、それを熟考し、もつとも思ったら上京建言すると述べた。一同は承知と答えたが、実際には誰も提出しなかった。これは自分への不信のあらわれであり、人心鎮定のため將軍後見職を辞任する必要があると考えた、である。そして一四日付で実際に慶喜は辞表を認めたのである。

この辞表提出のさいの慶喜の考えはいかなるものであったろうか。これについて二つの像がある。一つは水戸藩の同時代史料が伝える慶喜像であり、彼らは帰府途上と同じく一貫した攘夷断行論者と理解しており、そのように彼を描いている。しかしこれと異なる像がある。それは当時、外交担当の幕臣であった田辺太一が明治になって著した回顧録『幕末外交談』（六三―六六頁）が述べる像で、それは開國論者としての慶喜像である。なぜそのようなことが言えるのか。その根拠は、五月一四日に彼の書いた関白宛辞表（『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五二二頁）の文言である。

「此度攘夷之聖旨を奉し東帰仕候は全勝算有之訳にて無御座候、綸言如汗幕意不可背故にて只々関東有司と討死可仕心底に御座候」・「宇内之形勢不相察短才無智之身を以て重大之攘夷奉命仕候段不堪恐懼之至」

たしかにこれは痛烈な攘夷論批判とも読めるものである。そして田辺は、五月一四日の辞表は辞表の形式をとった開国論の朝廷への具申であり、五月一五日付の小笠原への慶喜書簡は、彼への委任状である、とするのである。

この二つの像のうちいずれを慶喜の実像だろうか。辞表の真意とは何だろうか。

これについて慶喜個人の心事の次元で見れば、後見職を辞任し政局の中心、そして責任の場から逃れたいというのは、彼の本音と思われる。帰府した慶喜を迎えた在府幕閣・幕臣の冷たい対応を將軍継嗣問題で家茂のライバルであった自分への不信と彼は強く感じていたのである。

しかし慶喜は政治家であり、こうした個人次元とは別に、開鎖問題に関わる次元も辞表には存在している。そしてその方向は、後者の田辺が描く像が実像に近いと思われる。なぜなら先の廟議があった一二日、小笠原とともに慶喜の上京が決定されているからである（小笠原弁明書〔『小笠原老岐守長行』、二三二頁〕・石井著書一、二三三頁）。攘夷方針の貫徹を目指すなら彼のいる場は関東であり、上方ではないだろう。そして一二日の廟議では、慶喜の上京は開国論を朝廷に建白するためのものとして論じられていた。当然この上京は、朝廷説得が含意されていたはずであり、上京を受け入れたとき彼はその立場にたつたと見るべきだろう。もともと、慶喜の上京は一四日に彼が辞表を出し謹慎したことで中止となったが、それは、田辺が記すように自ら行く代わりに、辞表という形で説得活動を行おうとしたものと位置づけることができよう。

五月一二日の段階で慶喜は図1の第四象限の攘夷断行論から第一象限の開国論へと転換した。なぜ彼は変わったのか。すでに見たように、彼はもともと第一象限の開国論者であった。しかし国内的分裂を回避するという立場から在京中に第四象限の攘夷論に転換し、それを実行に移すべく東下したのである。しかしこの方針は、老中以下在府幕府の抵抗により実行困難となった。この結果、彼は第一象限の開国論へと転換したのである。

しかし、こうした攘夷勅命のボイコットをそのまま放置すると、朝幕の分裂、国家の分裂につながる危険性がある。一〇

日以前は在府幕府に攘夷実行を迫ることで分裂を回避しようとした慶喜であったが、それが困難となったときは逆に朝廷を攘夷論から転換させることで分裂を回避することが必要となる。このための方策となるのが一二日に決定された上京計画だったのである。

2 小笠原率兵上京とその挫折

小笠原の上京は、これまで慶喜や春嶽が行った上京とは違って一千以上の兵員を伴った上京、率兵上京となった。五月一六日、若年寄酒井忠毗はフランス側と交渉し、大坂へ千ないし千五百の兵を派遣するための軍艦の借用を申し入れた。フランス側は軍事援助を提案したが、酒井は応じず、結局、フランスは商船を提供するにとどまった。二〇日、小笠原はライモンに搭乗し横浜へ移った（以上、石井著書、二二五～二二八・二四四頁）。

小笠原の率兵上京はいかなる意図を持つものだったろうか。その使命は直接的には、勅命に反し、償金を支払ったこと、および攘夷期限を実行していないことへの事情説明であった。しかしこの事情説明をなすならそれは必然的に攘夷方針批判、すくなくともそれが実行困難であるとの主張にいたらざるをえないだろう。つまり、実質的な開国論の説得である。

上京計画失敗後の六月一二日、小笠原は率兵上京についての弁明書を幕府に提出している。そこで自分は攘夷の叡慮に反する気は毛頭ないとしているが、すぐ続いて、「処置の緩急に寄り、無量の利害得失を生じ、実に皇国の御安危永世之御榮辱にも相拘り候議、聊心付候事も有之候間、償金の事申上候序、公方様へ言上仕候心得に御座候」と述べている（『小笠原壱岐守長行』、二三二頁）。ここで小笠原が述べている議論は、後にふれる六月一三日付の慶喜の朝廷宛請書と同一の論理で、攘夷方針自体を否定するのではないが、五月一〇日といった期限を定めて、その実行を迫る現在の朝廷のやり方への批判である。そしてこの論理は、「処置の緩急」をはかるといふ名目で事実上、攘夷を凍結することができる論理であることは

すでに述べたとおりである。これは弁明書であり小笠原がどこまで本音を述べているか疑問だが、そこにおいてさえも少なくとも即今攘夷論＝攘夷期限令の凍結までは將軍に言上しようとしていたことを小笠原は認めているのである。

しかし尊攘派が支配する京都の政治的雰囲気の中この論理で説得することが至難の業であることは明白であろう。説得が不調に終わったときどうするのか。あきらめるのか、あるいは軍事力を行使して尊攘派を打倒するのか、そのさいどのように対応しようとしていたのかが焦点となる。これについて、田中彰論文は率兵上京参画者内部に差違があったことを明らかにしている。この上京計画には、小笠原のみではなく、水野痴雲ら開国派の有司層が参画していた。そして、後者は武力行使をも覚悟する強硬論であったが、小笠原はそこまでの決意を持っていなかったというのである。

こうした内部の思惑の違いは、本当に京都で説得活動を行いそれが不調におわたった時に表面化することになったろう。しかし率兵上京計画は、説得にかかる以前に挫折した。小笠原が大坂に着いたのは五月三〇日、以後、彼は上京を目指すことになるが、六月二日以後、在京幕府は上京中止命令を彼に下す。この命令に最初、彼は抵抗したが、五日、家茂の直命が伝わりとそれにしたが、上京計画はここに挫折した。そしてこの挫折には、慶喜が大きくかかわっていたのである。

在京幕府の小笠原上京阻止は実は彼の着坂する以前に始まっていた。小笠原の海路着坂は在京幕府にとって不意打ちではなく、五月下旬には情報は入っていたのである。当時、在京していた勝海舟は五月二三日の日記（「幕末日記」、九四頁）に以下のように記す。

「雷門船、近々大坂へ入津の聞あり。津田近江、同所へ下だる。これは、図書殿（小笠原）御上京、兵士を率ひて、不利の風聞密告する由。ゆへに御所向の聞へよろしからず、上京を御止め、且、江戸の模様を承る為と云。」

つまり、この日までに小笠原率兵上京の情報は京都にはいつており在京幕府は、彼の上京を阻止するため大坂に人を派遣したというのである。ここで勝は「不利の風聞」と記しているが、それは開国論言上のことである。肥後藩士森井惣四郎は

五月二五日付の聞き取り（『肥後国事史料』三、八七四頁）には板倉老中の家臣の三島貞一郎の以下の密話が載せられている。

「小笠原閣老必死之覚悟にて御上京に相成、是非開国にて無御坐候ては、日本難立行旨言上之筈之処、二条御城より上京差留之早飛脚被差立候由」

在京幕府は小笠原の上京を開国論入説のためと理解しており、その阻止のために上京阻止の早飛脚（勝日記の記す、津田近江守か？）を出しているのである。在京幕府が阻止に動くのは、この段階で彼らが攘夷断行やむなしと考えており、開国論言上は混乱をまねくのみと判断し、さらに、なぜ兵士を伴ってくるのかその意図に不安を感じたからだろう。そしてまた注意すべきことに勝日記が「御所向の聞へよろしからず」と記すように、朝廷の意向への判断も存在していた。この時点で朝廷が批判的というのか、小笠原が上京すれば宜しくなくなるというのがはつきりしないが、朝廷への配慮が上京阻止の要因にあったのである。⁽¹¹⁾

小笠原が横浜を出港する以前に在京幕府はその上京を阻止することを決めていた。では在京幕府はいかにして率兵上京の情報をつかんだのだろうか。小笠原ら上京計画関係者が京都に通知した史料は管見の限りみあたらないが、不意打ちに大坂に現れるつもりであったとは考えにくく、なんらかの報告はしたのではないだろうか。しかし上坂以後の小笠原と在京幕閣のやりとりを見るに、報告はしていてもその意図を詳しくは述べていないと思われる。また『小笠原壱岐守長行』によると、板倉の家臣川田剛は、小笠原海路上京の情報を知ると直ちに上京し板倉に報じたという（二二二頁）。

上京不可の命令は大坂町奉行と大坂城代にすでに達せられており（『魚水実録』一、二四七頁）、小笠原はこれを知ったはずである。また、二三日に派遣されていた津田近江守なども大坂で時勢を申し、上京を止めたという（勝海舟「幕末日記」、一〇〇頁）。しかし彼はそれを無視して京都を目指す。この幕命無視に対し在京幕府は必死に小笠原を留めるが、その背後

には朝廷の命令があつた。六月一日には関白は老中に対し、上京阻止を命じているのである(『小笠原耆岐守長行』、二二五頁)。朝廷が機敏に阻止を幕府に命じたきっかけは、急遽江戸から上京した水戸藩士梅沢孫太郎が六月一日、関白に率兵上京はクーデターを意図したものであるの風説(『京都守護職始末』、一一三、四頁)を告げたことであつたが、この決定的情報伝える梅沢を派遣したのが慶喜であつた(五月二四日付慶喜辞表別紙(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三七頁)。梅沢が一日に着いている以上、二五日に小笠原が横浜を出港した直後に慶喜は梅沢を派遣したものと思われる。

なぜ慶喜は、いわば小笠原の背中を刺すような行為に出たのだろうか。石井著書は、梅沢が書面を提出したときはクーデターはすでに失敗。「時間を読んでやった作業かもしれない」。これで陰謀加担への嫌疑を避け、どちらへ転んでもよいようにしたものとする。梅沢到着時にすでに計画が失敗していたわけではなく、梅沢が大きな理由の一つとなつて計画は挫折したのである。そして慶喜の行為は、日和見ではなく、明らかに小笠原への敵対である。また田中論文は小笠原の説得力をつけるため、あえて風聞を流し朝廷を威嚇しようとしたものと解される。しかし情報操作による小笠原の側面援助なら少なくとも小笠原とも事前の合意は必要であるがそうした形跡はない。そして実際には援助どころか上京差し止め命令により計画は説得の実行以前に破綻したのであり、この説も成り立たない。なぜ慶喜はこのような不可解な行動に出たのだろうか。

慶喜は五月一四日に辞表を書き引き籠もっていたが、引きこもり中の五月一九日、彼は在京老中の板倉・水野へ書簡(『小笠原耆岐守長行』、二〇九頁)を送っているが、そこで彼は以下のように述べている。「過日申進候書面に御役人一同上京致し云々」と述べたが、これについてなお聞いたところ、「弥右様に相成候得は、薩長等も如何様の義、仕出候も難計、薩長等は英人を相頼み為討候と之趣に有之由にて」、慶篤は心痛で二三日前より引き籠もり、武田耕雲斎も辞任を望み、自分も引き籠もっているので當中の模様は少しもわからないが、この上どうなるのか見留もつかない、この説が京師にも聞こ

えたら六つ敷ことになるだろう、である。この書簡の「役人一同上京」とは、小笠原上京をさしていると言えよう。そしてこの書簡において慶喜は小笠原上京について批判的である。かつてともに上京するはずだった小笠原に慶喜はなぜ批判的になったのだろうか。

それは何よりも、傍点部のように、上京計画推進者が外国勢力によって薩長を討とうと考えていること、計画の買弁性への反発である⁽¹⁴⁾。慶喜は、幕府の中央政府としての立場を強く意識する人物であり、こうした志向は彼にとり許せないものであったのだろう。もともと実際に小笠原ら計画参画者にこのような意図があったかは疑問で、慶喜のもとに入った情報が誤解にもとづくものである可能性が高い。しかしそうした誤解が生まれること自体、小笠原や開国派有司と慶喜との意思疎通がうまくいっていないことを示しているといえよう。

さらに兵力の帯同についても慶喜は批判的であったと思われる。大正になってからの回顧談で慶喜は、小笠原は軽装にて上京すれば子細はなかったが、率兵して上京したのであのようなことになった、と批判している（『昔夢会筆記』、二八七頁）。率兵というのは今回の小笠原上京の特徴である。上京参加者の一人の浅野氏祐は五月七日のフランス側との会談で小笠原に率兵上京の意図があることを語っていること（石井著書、二二一頁）に示されるように、率兵は上京計画に参加した開国派の当初からの目論見であった。そのような計画にいったん乗って小笠原と上京することになっていた慶喜がこのような批判を述べるのは筋違いのようにも見えるが、彼が計画に参画していたのは、一二日一三日の二日間のみであり、計画の全貌、その軍事的側面に最初は気づかなかった可能性もあるように思われる。

もともとそうではっても一千人以上もの兵力派遣は大ごとであり、引き籠もっていたとはいえ当然、慶喜の耳に入ってくることになっただろう。そして同時に外国の力を借りて薩長を討たせようという動きについての情報も彼のもとに入ってきたはずである。そうした動きに危険性を感じ、小笠原率兵上京計画に慶喜は敵対的になっていったものと思われる⁽¹⁵⁾。実際に

は小笠原は武力発動の意図はなく、彼の決断で上京計画は中止されるが、そうしたことを慶喜は正確に理解していなかったのだろう。

しかしここで疑問が浮かぶ、率兵上京計画に反対となったなら、慶喜はなぜ出航前にこれを阻止しなかったのだろうか、という疑問である。

もつともそれに類する行動を慶喜はとつてはいた。五月二三日、慶喜は井上老中に小笠原上京について問い合わせの書簡を出し、それに答えるために川路聖謨が慶喜のもとに訪れている。そして二三日、慶喜は、小笠原の乗船として予定されていたライモンで自ら上京するので、ライモンを品川に回航するよう命じ、このため神奈川は大混乱となった。このとき慶喜は小笠原の上京は見合わせさせるつもりだったようである（『官武通紀』〈史〉一、五六九頁）。しかし、このときの慶喜の行動はここまでで、翌二四日、不快ということで慶喜は上京を中止する。そして、同日、勝手次第に上京せよと小笠原に命じている。この結果、二五日、小笠原は神奈川を出港した。そしてその後で慶喜は決定的な妨害工作となる梅沢の派遣を行った。小笠原上京を自ら阻止するのではなく、朝廷に知らせその力で押さえ込むことにしたのである。

なぜ慶喜は、このような行動をとつたのだろうか。

この梅沢派遣の意図は、単にクーデター阻止のみではなかったと思われる。慶喜は同時に五月二四日付の関白宛辞表（『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三二～五三七頁）を梅沢に持参させており、慶喜にとり両者は一対のものだったはずである。慶喜はすでに五月一四日付で辞表を書いているが、それは攘夷論批判の意味をもつものであったことはすでに述べた。そして今回の辞表は、償金支払いにいたった事情など先月二二日の出京以来の経過を詳細に述べたものであるが、そこで強調されているのは、幕臣の慶喜に対する不信、命令拒否とともに幕臣の攘夷反対の意向であった。これと小笠原出兵についての情報を合わせてみるなら、関東における攘夷反対論の強さ、攘夷令実行の困難さ、それを強制しようとするさいの危険

性（クーデター計画勃発の危険性）が、読むものに浮かび上がってくるだろう。これはこれで一つの攘夷論批判の朝廷への建言活動という意味を持っていたのではないだろうか。率兵上京阻止のみが課題なら梅沢はまず在京幕府に風説を報告し対応を求めべきだろう。しかし、梅沢はそこではなく、まず関白のもとにおもむいた。ここに朝廷に向けた言論活動という意図を見ることが出来るように思われる。小笠原をとどめて自ら上京し即今攘夷反対論を建言してもまず効果はない。それならば小笠原の率兵上京という劇薬をあえて使いつつ、辞表という形で婉曲に攘夷論批判を朝廷に建言する方が有効であると慶喜は考えたのではないだろうか。⁽¹⁶⁾

もつともそれは、朝廷から咎めを蒙るだろう小笠原を捨て石とすることを意味する。率兵上京を危険と考えているなら、江戸でその阻止をはかる方がやはり筋であったろう。小笠原を背中から刺すようなこの時の慶喜の対応は、幕臣の間での慶喜の信望を決して高めるものではなかったと言えよう。

四、在京幕閣と攘夷行動—京都—

1 家茂帰府の決定

在京幕府が償金支払いを決定したとの情報が京都に到着以後、在京幕府を窮地に立った。支払い決定を伝える四月二八日の慶篤・茂徳上申が五月五日に提出されると朝廷は、なぜこうした勅命違反を行ったのか、在京幕府を詰問した（『水戸藩史料』下、三五七〜三五九頁）。支払いは天皇や関白にとって内心望んでいたことであったが、彼らは居丈高に幕府を批判したのである。三月一九日に支払いを望む天皇の内意が示されたさいに宗城が予想した通りの対応である。そして五月一〇

日、朝廷は勅書（『孝明紀』四、六一二頁）を下したが、そこで支払いについては、存外の儀出来するが「今更致方無之候」とする。そして、以後このような事がないようと述べるとともに、これで攘夷の気合い弛まないよう注意を求め、最後に「皇国一端黒土」となるとも交易は好まずと攘夷方針を宣言した。支払いは仕方がないが、条約廃棄はかならず実行せよ、である。もっともこの一〇日、江戸より、支払いを中止したとの五月七日の慶篤上申が到着した（同書、六一四頁）。しかしその後、関東よりの情報は入らず、一六日、朝廷は慶勝に対し、一〇日の期限より七日たつが、攘夷実行について関東から詳報がなく不審、速やかに報告を、との沙汰を下した（同書、六二九頁）。そして一九日、慶喜の一四日付の辞表が幕府・朝廷にもとに届き（同書、六三四頁）、条約廃棄命令の未着手と償金支払いが判明した。

慶喜の辞表を受けて在京幕府は対応を決定した。それは家茂の帰府であった。五月二〇日、在京閣老は参内し、帰府許可を奏請した（同書、六三八頁）。すなわち、支払いは朝廷に申し訳ない、この上は、老中が帰府しても力及ばず、「大樹自身小田原駅迄罷越、奸吏共相罰し、一橋・水戸等呼寄、関東之情実篤と聞正し候上、急速攘夷成功可奏上」、つまり攘夷断行のためには家茂帰府が必要との論理である。慶篤が東下しても、慶喜が帰府しても実行できないとなると、たしかに残るのは家茂のみであり、この論理は一応、筋道の通ったものではある。そしてまた注意すべきことは、帰府が在府幕閣肅清という意味をも帯びていることであった。小田原は東国の堺である。江戸にすぐ入らずここに留まり、在府幕臣の処罰を行うということは、このとき在京幕閣は東国政権である在府幕府に対抗する立場に自らをおいているのである。

家茂帰府奏請は一応、筋道の通ったものであった。しかし、それはきわめて危険な政策でもあった。もし家茂が帰府しても条約廃棄を実行できなかつたらどうなるのか。これまでは在府閣老、慶篤、慶喜の責任ということで逃げ場があったが、そうはいかない。朝廷と幕府との完全な分裂ということにならざるをえないだろう。そして当時の一般的予想は、帰府しても断行は無理というものであった。⁽¹⁷⁾ 朝幕の決裂を回避する立場よりすれば当然、帰府不可ということになる。そしてこうし

た立場に立つのは、天皇自身に中川宮・摂関家、それに慶勝や容保・池田茂政など公武の融和を重視する公家・大名であった。当時京都にいた備前の池田茂政は国許にいる因州の池田慶徳に五月二七日付の書簡（『池田伝』一、三五二―三五五頁）で言う。家茂帰国しても姦吏は固結して条約廃棄は不可能、そうなると天下大乱となる、そのときは備前・因州が協力して山陰・山陽を鎮圧せん、と。

もつともここで疑問が生じる。そのような危険な政策であるにもかかわらず、在京幕府はなぜ自らこれを奏請したのか、である。板倉はこのときの帰府論の主張者の一人であったが、彼は図1の第四象限の外交論の持ち主であった。彼は、内心では無謀な攘夷戦争に反対であったが、ここまで来た以上はそれをやるしかないと帰府途上の慶喜と同様に考えていた（本論、一〇三頁）。そして在京幕府の不服従な態度に厳罰論を唱えるようになっていた（『水戸藩史料』下、三七五頁）。慶篤、慶喜の命令を聞かない在京幕臣を処罰するには、家茂自身の東下が当然、必要となるだろう。この立場は、本当に攘夷を断行しようというものである。しかし、在京幕臣のすべてがこうした考えであるとは思えない。断行を困難とみる者も多かったろう。それにもかかわらず、帰府要請となったのは、「閣老始諸有司とも帰心矢の如くなれば御滞京の事は誰ありて耳に留めんともせず」（尾張藩田宮如雲談、『続再夢紀事』〈史〉二、四〇頁）、という在京幕臣の帰心の強さがあった。すぐ先に大きな政治的危機がまっついでいようともとにかく江戸にもどりたいというのがこの時の多くの在京幕臣の心であり、それも加わって三度目の帰府奏請となったと言えよう。

一方、これまで帰府に反対していた尊攘派は今回は賛成に転じた。攘夷を実行できないという予想は彼らにおいても共通であった。朝廷の廟議で尊攘派が多数をしめる国事参政・寄人は帰府賛成論をとったがその主張は、「徳川家にて攘夷と申は出来不申事故、矢張賜御暇、勝手に進退為致可然との論」であったという。攘夷断行の約束がはたせないのは承知で帰府させ勝手にさせろという何とも乱暴な議論である。そして彼らの議論の根源は「全く列藩より」出ていたという。⁽¹⁸⁾「列藩」

の中心は言うまでもなく長州であるが、長州も帰府に賛成であつた。⁽¹⁹⁾

帰府しても攘夷を実行出来ず、朝幕の完全な分裂につながるのになぜ彼らは帰府を認めようというのだろうか。その理由は、帰府を王政復古の機会としようという意図があつたからである。このとき三条は中川宮に以下のように語つたという。「朝幕は」勿論分る、見込なり。既に分る、事となれば親藩譜代は徳川に属すへけれど其他の内には 朝廷に属する輩あるへし。是即ち王政に復すへき機会なり」(『統再夢紀事』(史)一、三〇頁)。帰府↓内乱↓王政復古の論理である。

尊攘派に討幕の意図はなく、むしろ幕府が攘夷戦争の推進主体としての使命をはたすことを期待していたことはすでに明らかにされている。しかしそうした幕府観はここで転換するのである。転換の理由は、言うまでもなく幕府の攘夷命令無視である。在府幕府は償金を支払つたのみではなく、五月一〇日攘夷期限令を実行しなかつたのである。そして在府の幕臣は攘夷に反対であると述べた慶喜の辞表は広く伝えられていた。攘夷戦争の推進主体などもはや幕府にまつたく期待し得ないだろう。こうなれば攘夷を推進するには、朝廷みずからがその主体とならざるをえない。諸侯への命令、軍事指揮権の領域まで朝廷がのりだすことが必要となる。王政復古である。そしてこれが行われると幕府の政治的地位はさらに低下し、もはや行政権のみに限っても中央政府とは言えなくなり、関東の地域権力という存在になることになる。「はじめに」で述べた第三類型である。こうした転落を徳川氏が甘受すればそれはそれでいいし、拒めば朝幕の内戦となるがそれは仕方がない。尊攘派の幕府観はこのときこのように変わり始めた。そしてそれは、後述する家茂の六月一三日の大坂よりの海路無断東下で完全に変わるようになる。そしてこの幕府観の延長に、八月の大和行幸宣言があることは別に明らかにする。

家茂帰府をめぐり両論は対立し、朝議は難航する。しかし結局、五月二三日、帰府承認が内決され、在京幕閣に問い合わされる。閣老内で議論があつたが、二七日、幕府はこれを請ける。(以上、五月二八日付武田耕雲斎宛原市之進書簡、『水戸

藩史料』下、三七八、九頁) この結果、三〇日、帰府が正式に裁可されたのである。この時の廟議について天皇は中川宮宛書簡(『孝明紀』四、六七五頁)で以下のように嘆いている。

「今度大樹帰府之儀に付ても、段々〔自分は〕不許趣申張候へ共、朕存意は少しも不貫徹、既に帰府治定候事、実以於朝廷も存分更に不貫徹、総て下威盛に中途之執計已にて、偽勅之申出有名無実之□□、朝威不相立形勢、悲歎至極之事に候、何分にも表に誠忠を唱、内心姦計天下之乱を好候輩已に候」

尊攘派公家の横行についてはこれまでも天皇は内々で批判し続けていた。しかし、「偽勅」「有名無実之□□」とまで激昂するのはこの時である。幕府との完全な決裂への不安、内戦への恐怖がこの背後にあると言えよう。しかし、天皇にこれだけ強い意向がありながらも、朝議は結局、帰府裁可を決定した。ここまで来ると及び腰の天皇も尊攘派の排除を真剣に考えざるを得なくなる。右の書簡は言う。「何分此処にて姦人掃除無之ては迎も不治と存候」。その方策として考えられたのは久光と尾張の慶勝の協同である。このため以後、天皇は必死に久光の上京を求めるようになるのである。

2 攘夷行動をめぐる朝廷と幕府

五月三〇日に帰府の承認を得た在京幕府であるが、すぐ二つの難題に直面することになる。一つは小笠原の率兵上京であり、他は長州の攘夷行動への対応である。

前者についてはすでに見たように、六月一日の朝廷の命令を受けて在京幕府は必死に小笠原入京阻止に動き、結局、五日、これを中止させている。そして以後、これについては小笠原以下の処分が問題となるのである。

後者の長州問題もきわめて困難な問題であった。五月十九日、長州は砲撃開始を朝廷に届けた。六月一日、朝廷は長州宛に勅語を出し、拒絶期限に相違なく掃攘を行ったことに叡感斜めならず、いよいよ皇国の武威を輝かすべし、とこれを賞賛

した（『孝明紀』四、六九一頁）。国内的にも問題をふくんでいた長州の砲撃がこれで正当化されてしまったのである。長州は砲撃にさいして対岸の小倉藩に協力を求めた（四月二七日付小倉宛長州口上、『肥後国事史料』三、七六六頁）が、小倉は幕府の指示をまっとうして行動すると返答（四月二九日付長州宛小倉返答、同書、七六七頁）。しかし幕府からの指示はなく、小倉は協力しなかった。これに対し長州は、朝廷に小倉の非協力を訴えた。この結果、五日、小倉藩宛に、長州の戦争に協力し、掃攘にあたるべしとの勅諭が下された（『防長回天史』四、一六四、五頁）。さらに六日、朝廷は諸侯宛に以下の達を下した（『孝明紀』四、六九一頁）。五月一〇日を拒絶の期限としたが傍観している藩があるとのことで宸襟を悩ませている、すでに長州は戦端を開いた、については全藩一致決戦尽力すべし、である。朝廷は条約廃棄通告がまだなされていないのかかわらず、それをのりこえて即時開戦を諸藩に命じるようになったのである。

五月二七日、久坂らは在京幕府に長州の進言を持参した（『防長回天史』四、一四九、三二六頁）。すなわち、幕府の指示があるまでに穩便にせよとの四月二七日幕府達は国元において承知した、^(四)しかし五月一〇日を期限とする朝廷に達にしたがい長州はすでに打払を実施しており、今さら穩便にすることはできない、これまでの行き懸りで打払を続けるのでしかるべく聞きおきを、である。これに対し在京幕府はなんの対応をとらなかつた。しかしすでに述べたように朝廷は、六月になると長州の行動を是認し、即時開戦を命じる勅語を諸藩に出していた。幕府は、これまで朝廷の命が出るとそれに応じた達を出してきた。当然、幕府も何らかの対応をとることが必要なはずであつた。さらに六月七日と一〇日、小倉藩も在京幕府にいかに対応すべきか問い合わせてきた（『防長回天史』四、一六五頁）。しかし一〇日、京都で小倉の使者にあつた水野閣老は、すでに小倉藩宛の勅語が出ていのにそれを知らせていない模様であり、はつきりとした対応をとらなかつた。

このように無策をきめこんでいた在京幕府が動き出したのは、六月一二日であつた。この日、水野閣老は大坂で長州の北条瀬兵衛を呼び、彼に長州への譴責文を渡した。すなわち、横浜談判中にみだりに兵端を開くは国辱、手切れの時はあらた

めて達すので、それ以前は攻撃不可、である（同書、一八五頁）。在京幕府は長州の攘夷行動をはつきりと禁止したのである。そしてそれは、砲撃を支持する朝廷への対抗であった。そして一四日、大坂城代より諸藩に同様の達を出したのである（『肥後国事史料』三、九一―八頁）。これまで動こうとしなかった在京幕府はなぜこのときこのような行動に出たのだろうか。

この長州への打払禁止は孤立した行動ではなく、このとき在京幕府は朝廷に挑戦する一連の行動をとっていた。

家茂の帰府は許可されていた。しかし六月六日、大坂で謹慎中の小笠原について朝廷は、東下の上、吟味するのでは時日遷延であり家茂はただちに下坂し一兩日中に処罰せよ、との沙汰を下した（『孝明紀』四、六九七、八頁）。九日、家茂は請書を出したが、それでは、ただちに処罰とのことだが刑罰が当を得ないことになっては問題なので、時宜により自らも訊問し、模様によれば再上京すると述べた（同書、六九八、九頁）。そして同日、大坂に下った。しかし家茂はここで小笠原への処罰を言い渡すことなく、一三日、大坂を出港、一六日、江戸に戻ったのである。帰府奏請では陸路東下し、小田原で在京幕閣を処分すると言っていたが、それを在京幕府は破ったことになる。朝廷に対する二重の違約である。

ここにおいて尊攘派は幕府に対する期待をまったく絶つことになる。將軍の帰府を認めた尊攘派であったが、家茂自身にはまだ何ほどの期待を持っていたらしく、大坂に下った家茂がそのまま海路帰府するのではという情報に、尊攘派有志の大立て者、真木和泉や長州藩士、それに三条は、その引き留め策を相談している（真木和泉日記、『真木和泉守』、六四九頁）。しかし東帰後の六月一三日、真木は日記にこう記す。「野宮卿（定功、伝奏）大樹より蒸気船にて帰府之届書を示す。余等驚愕。依之以来御手切之論を進む」（『真木和泉守』、六五一頁）。真木らはここに幕府との「御手切」を決意したのである。そして翌日、真木は三条を訪問、そこで「攘夷之権、以来、全く朝廷に帰せしめんことを説く」（同書、六五一頁）。そして翌一六日、真木は有名な「五事献策」（同書、六五四―六六二頁）を同志に示す。

「五事献策」で真木は朝廷が以下のことをなすべしと主張する。一、攘夷の権を朝廷が掌握し、親征の部署や配置を決定

すること、二、貨幣鑄造権を朝廷が掌握、三、幕府に以下の勅命を一方的に伝える、尾張以西の攘夷は天皇自らが行うが、三河以東は將軍にゆだねる、ついでには軍費や報償の費が必要なので畿内は朝廷の直轄とする、四、大坂遷都、である。これが実現すれば、一で幕府の諸大名への軍事指揮権は原則として否定される。もつとも三により東国についてはそれが与えられているが、それはあくまで朝廷からの委任を受けてのものであり、独自の指揮権は否定されている。また二で中央政府としての幕府の経済面での最大の権限である貨幣鑄造権が朝廷に奪われる。これらが実行されたなら、幕府はもはや朝廷の決定の執行をまかされた中央政府ではなく、関東総督的な地位（比喩的にいえば室町幕府に対する鎌倉府のような存在）に転落することになる。「はじめに」で述べた分類で言えば、第三類型である。いっぽう朝廷は決定のみではなく、その執行も原則として自ら行う日本の中央政府に名実ともになることになる。王政復古である。そしてこれは、最高決定権は朝廷、執行は幕府という文久二年以後、権限関係は曖昧ながら一応事実として成立している政体を否定したものであるといえよう。攘夷問題をめぐる分裂は政体問題にまで波及してきたのである。

「五事献策」にしろ八月二三日の大和行幸布告にしろすでに指摘されているように討幕を意図したものではない。しかし、幕府がこうした地位への転落を承認せず、抵抗したならそれは課題となってくるだろう。また、幕府が朝廷の攘夷命令をあくまでも実行しない場合はやはり討幕が課題として浮上してこざるをえないだろう。もし幕府が攘夷にふみきらなければ、横浜が西国での攘夷戦争における外国艦隊の基地となるのである。朝幕の分裂を前提にすれば、六月以後の尊攘派の動きは論理的には討幕につながらざるをえないものであった。

家茂帰府を知った会津国許は六月二六日付で京都藩邸に容保帰国を進言する書簡（「密事京江往返」、『維新稿本』六月二五日、三二七～三三三）を送ったが、その理由は、帰府後、家茂が攘夷を実行すればともかく、江戸の形勢ではそれはとても行われまい、そうなる（幕府側は）將軍退職とか隠居というしかなくなる、そうなれば朝廷より幕府を違勅とする宣言

などが出ることになる、そのとき容保は板挟みとなってしまふ、またいざというとき天皇を連れて東下しようとしても今の兵力では足りず鎌倉幕府滅亡のときの北条仲時ら六波羅探題の轍を踏むことになるだろう、というものであった。そしてこれは危惧にとどまらなかつた。七月四日の慶喜宛朝廷沙汰書〔『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五七二、三頁〕には、もし攘夷を実行しなければ、「徳川家御扶助之御盛意に相戻り、畢竟天下動乱之端を開き、不容易形勢に到り可申」、との討幕を示唆する強烈な恫喝がふくまれるようになるのである。^(四)

家茂の海路帰府はこのように大きな意味をもつことになった。これまで朝廷に従順で、攘夷方針も断行するつもりであった在京幕府の路線が下坂後、急に転換したのである。この転換の事情を示唆するのが板倉の家臣三島貞一郎の山田方谷への六月一二日付の書簡である〔『魚水実録』一、二五七―二五九頁〕。すなわち、明朝、家茂ご出帆と聞き自分（三島）驚愕、板倉の手紙に、「御城（大坂城）より駿府迄の事、再三〔板倉が〕論候へとも、一同不承服、無拠品川著岸と相成候」、大坂で老中を辞任しようと思つたが、時間が切迫しているので品川に行き、到着の翌日に引き込むほかなし、とあり、また〔三島は〕驚愕、深夜板倉は帰宅したがすぐ出立、そのさいの板倉のお話に、自分と水野老中は〔海路帰府反対を〕余程激論したが、「無二無三に一統不承知、実に閣老を蔑如する事甚し、何分にも退職より無他策」と決心とのこと。

「御城（大坂城）より駿府迄の事」とは帰府奏請で述べた陸路帰府論を指すと思われる、板倉はあくまでこれにしたがつて行動すべきと述べたのである。しかし「一同不服」で江戸へ直接帰ることになった。では板倉、そして水野両閣老を蔑如しその議論に承服しない「一同」「一統」とは何者か。それは、ひたすら帰府を望む一般幕臣であろう。しかしこれまで不満ながらも大人しくしていた彼らのみで両閣老に反抗する力はないだろう。大坂から急遽東下の事情について、板倉は六月一三日付と一四日付の容保宛書簡〔『七年史』〈史〉一、三四五、六・三四八、九頁〕で説明しているが、前者では、江戸から外国奉行の柴田剛中が来て、下関砲撃で外国が怒り軍艦を差し向けようとしているので急遽家茂に帰国するよう求めたこと

が述べられている。そして、後者では、それに加えて、江戸から親衛の歩兵騎兵それに阿部播磨（正耆）・酒井若狭（忠氏）・永井肥前（尚服）など上京しようとしているとの情報があり、小笠原率兵上京の再来になるのを恐れ至急帰府することにした、と述べている。何れにしろ在府幕府側の動向が大坂に伝わっていたのである。こうした江戸よりの情報が一般幕臣を動かし、転換につながったのだろう。在京幕府は大坂で在府幕府に引き寄せられたのである。

五、家茂帰府後の幕府—江戸—

1 開国論の具申

六月一六日の家茂の帰府で在京・在府の両幕府は一体化する。そしてその路線は、かつての在府幕府の路線であった。帰府後の幕府は、攘夷行動禁止にむけてさらに動く。六月二〇日、閣老は大坂城代の松平信古に書簡を送り、現在、鎖港交渉中なので戦闘不可との達をあらためて言い送った（『孝明紀』四、六九六頁）。そして長州への圧力も強化する。七月八日、外国拒絶は勅命だがその策略は幕府に委任されている、打払の場合は改めて達すので、それまでは砲撃を禁止すると達した（『防長回天史』三下、三二七頁）。さらに一二日、小倉に出している兵を至急、引き払うべしと長州に命じるとともに（『七年史』〈史〉一、三七八頁）、同日、小倉に対し、長州に引き払いを命じた、拒否の場合は、長州と戦闘可、そのさい筑前・安芸にも応援を命じたと達した（同書、三七八頁）。

しかしこうした攘夷行動禁止、長州抑制は朝廷の指示と真正面から対立するものであった。二途に分かれている政令が相互に矛盾するものとなっていたのである。大きな混乱をまねく異常事態である。六月一四日、大坂湾の警備を担当していた

因州が外国船を砲撃した。すでに述べたように同日、大坂城代は砲撃禁止を因州はじめ諸藩に達した。しかし、一七日、因州は幕府に対して、この幕府の達は勅意に背くものであり返却する、以後も外国船を見かけ次第打ち払うと述べた（『中山忠能日記』〈史〉一、四五頁）。また、上方に残っている容保は幕府に対して、朝廷が幕府に打払令を出すよう求めており、六月六日に出した打払令を朝廷は直接、諸藩に達しているので、幕府が出さないのは不都合であると述べていた（六月一六日付板倉・水野宛容保書簡、『維新稿本』六月一七日、一一〇～一一六）。この容保の動きの結果か、二二日、大坂城代は朝廷の打払令を達するとともに、一四日の打払禁止令の撤回を命じた（『肥後国事史料』三、九三二頁）。

一方の命を他方が打ち消す。このようになってしまっただけでは行き着く先は内戦であろう。これを避けるためには方針の分裂を修復するしかない。在京幕府は、在府幕府に攘夷断行を行わせることでこれを修復しようとしたが、家茂帰府後の幕府は逆に朝廷に攘夷国是の転換を求めようとすることになる。六月二六日、幕府は家茂の名前で朝廷宛の親書を作成した⁽¹³⁾。そこで幕府は、攘夷を軽挙妄動しては夷狄の術中に陥るゆえ、内治整い人心一致した上で実行するので、その時期は幕府に一任してほしい、と朝廷に求めた。六月一二日弁明書で小笠原が述べたと同じ攘夷凍結論である。家茂帰府後、幕府は全体として攘夷論の転換を朝廷に求めることにしたのである。

2 横浜鎖港論への転換

朝廷の攘夷論転換を求めようとした幕府であったが、八月には方針は急転し、攘夷勅命を遵奉して横浜鎖港の実現をめざすことになった。この急転はなぜ起きたのか。それを主導したのは慶喜であり、慶喜の動きを見る。

慶喜は梅沢を派遣し小笠原の率兵上京を阻止したが、即今攘夷に反対するという考えは変化していなかった。それを示すのが、小笠原の上京失敗が判明している六月一三日付で朝廷に提出した請書である（『孝明紀』四、六五四、五頁）。五月一

四日付の慶喜の辞表に対して朝廷は六月二日付でこれを却下する沙汰を彼に下した。この沙汰を受けて書かれたのが、一三日付の請書である。ここで慶喜は、攘夷を期限付で実行することは人心が一定しない現在、困難であり、皇国を讎敵に附与するものであり、自分は辞職するほかない、もし期限をつけず、内政が整い、人心一定のときに攘夷を実行すべきことなら自分はこれをお請けし、出勤し粉骨碎身する、と述べている。これは、小笠原弁明や先の家茂親書と同じく、攘夷凍結論である。この時期の慶喜は、在府幕府、そして家茂帰府後の幕府と攘夷問題については一致していたのである。⁽¹²⁴⁾

もつともこのことは慶喜と幕府の間で対立がなかったことを意味するわけではない。外国の薩長攻撃の動きをめぐって慶喜は幕府に対し大きな不満をもつのである。六月五日、フランス艦隊は下関を攻撃し、その砲台を一時占領する。そして一日、列国は長州懲罰を決定し、幕府にこれを通知し、幕府の対処を促した（『維新史料綱要』四）。また一九日、イギリス公使より幕府に書簡があり、生麦事件交渉のため二一日、出港、薩摩に向かうと申し入れてきた（『七年史』〈史〉一、三六九頁）。幕府の頭越しに薩長と外国が戦争する可能性が高まってきた。

こうした英仏の動きについて評議した幕閣は、英艦の薩摩行きを阻止するという方針を決めるとともに、辞表提出後、引きこもり中の慶喜を訪れた。慶喜の意見は、外国と薩長の交戦や直接交渉は断固阻止すべし、というものであった。すなわち、外国に艦隊派遣の猶予を求めるとともに幕府自ら薩長への対応をとる、具体的には、至急軍艦を薩摩に送り穩便にすますよう説得する、そのさい、薩摩は今度の長州の行動をどう思うかと問い、無謀と返答したら、幕府の指示に長州がしたがわかないなら薩摩に「御用途」を仰せ付けるつもり、と述べるといふものであった。つまり、穩便に解決するよう薩摩を説得し、その上で薩摩と組んで長州を懲罰するという方針である。ここに見られるのは、攘夷行動への慶喜の厳しさとともに、外国が直接、個別藩と接触することへの嫌悪、中央政府としての幕府の立場を強く意識する慶喜の姿勢である。（以上、七月二日容保宛閣老書簡、『七年史』〈史〉一、三六八～三七〇頁）。

閣老と慶喜の意見は基本的に一致しており、閣老はその方針で動くとする。まずイギリス側に出船の猶予を求め二三日までの延期を認めさせた。次に閣老は幕臣を薩摩に派遣しようとするが、「各割拠を生じ、誰一人御請」をしない。そのうち英艦は出港。仕方なく、江戸にいた薩摩の家老、喜入撰津を慶喜邸に呼び説諭、彼を幕府軍艦に乗せ、二三日長崎に向け出港させることになった。(同右書簡)

この顛末に慶喜は六月二四日またも関白宛の辞表を記す(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五六〇、一頁)。慶喜は言う、薩長の問題は「御国体大に關係仕候大事件」ゆえ傍観できず引きこもり中ながら閣老有司と相議したが、「意見一切行れ不申」、これでは戦争となつても屈辱不可避、この先忠勤をはげむ見込もなく、一二日請書の主張の可否如何にかかわらず辞任す。一応、閣老は慶喜の意見を尊重しているのだが、それなのに慶喜が「意見一切行れ不申」とするのは、閣老にしたがわない幕臣の「割拠」に要因がある。このとき慶喜は閣老の依頼により自ら幕臣の説得にあつたが効果がなかつたのである(同書、五六四頁)。さらに考えれば、慶喜は、幕臣内部においては外国勢力により薩長を討たせよという考えがあるのではないかと以前より危惧していた⁽⁵⁾(本論、一二二頁)が、このときの幕臣の動きにそのあらわれを感じたのではないだろうか。

この辞表にこめられた慶喜の当時の幕府への怒りと絶望感は深いものであつたと思われる。しかしそれにもかかわらず攘夷問題に関しては、慶喜はなお幕府と協力している。

先に述べたように六月二六日、幕府は家茂の名で即今攘夷論批判の建言を作成した。そしてその末尾に水戸・一橋両家より差し出しの書面をそえると述べている。家茂帰府にあたって朝廷は、東下し外夷を掃攘せよとの沙汰を下した(『孝明紀』四、六八四頁)が、これに対し同日、家茂は御三家や慶喜と申し談じ叡慮貫徹につとめると返答していた(同書、六八七頁)。幕府は、この申し談じを行った結果として先の建言を提出しようとして望んだ。両家差し出しの書面が必要となる所以である。

そしてその両家より提出の書面（『幕末外交談』二、八八、九頁）は、家茂建言と同じく、即今攘夷批判であった。この建言については慶喜と密接な水戸藩士は攘夷断行論の立場から猛反対し、慶喜に決して請書を出さないよう求めていた（六月末原宛長谷川作十郎書簡、『水戸藩史料』下、四一九～四二三頁・六月二九日付慶喜宛長谷川書簡、同書、四一七、八頁）。それにもかかわらず、慶喜はこの請書を出したわけであり、即今攘夷論批判という点においては慶喜はなお幕府と協力するつもりだったのである。⁽¹⁸⁾

このように薩長への対応については大きな差をふくみながらも、六月末までは開国派幕府とともに慶喜は、朝廷の即今攘夷路線を転換しようとしていたのである。このような姿勢からの慶喜の転換が確認できるのは、七月一日においてである。この日、慶喜は水戸藩士長谷川昨十郎と会っている（以下、両者の会談の内容は七月一九日付原市之進宛野村鼎実書簡、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五七九～五八二頁による）。慶喜は嘆く。洋癖が満宮し、弥蟠結之勢で、自分は真の孤立状態にあり、指揮に従い周旋するものは一人もない、これでは「攘夷など」毛頭行届くはずもない、この上は正邪黜陟しなければ行われないが、しかし黜陟は難物、まず板倉引き出しを指すが、「板倉は」是（幕臣更迭）一端緒開け不申内は出勤無覚束」と。ここで慶喜は攘夷断行論の立場で発言している。この嘆きに長谷川は提案する。慶喜が上京し事態を上奏、その上で朝廷より「幕府の人事更迭の」下知を蒙れば御周旋の手段もつくのでは。この提案に慶喜は賛成するが、突然上京と言え、幕府が差し止めるだろうから、朝廷よりの召命がほしい、とその希望を述べた。攘夷断行論に転換した慶喜はここで、朝廷よりの召命→上京→幕府人事更迭を命じる勅命の獲得→東下し人事更迭→攘夷断行、というシナリオを今後の政治日程として考えているのである。六月末には攘夷凍結論だった慶喜はなぜ転換したのだろうか。

これについて慶喜は長谷川に以下のように語っている。「斯迄に厚き被仰出を又候御辞退も恐入候筋に有之、粉骨尽力勿論にて、是非掃攘一挙無之ては不相済」。ここで述べられている仰出とは、七月四日付慶喜宛沙汰書（『慶喜公伝』史料篇

〈史〉一、五七二頁）である。これは内容的に慶喜の一三日請書と二四日辞表への返答であり、辞表を却下するとともに攘夷凍結論を認めず、「たとへ皇国焦土に相成候共聊不被為厭、醜夷と麤戦」と激烈な言葉で攘夷の断行を命じるものであった。強烈な攘夷命令に慶喜は転換したことになる。しかし、天皇が内心、攘夷戦争を望んでおらず、この沙汰が天皇の本音ではないことは慶喜は知っているはずである。それにもかかわらずなぜこれが契機となったのか。それは、天皇の内心とは異なるにもかかわらずここまで激烈な攘夷断行の沙汰が出される朝廷の現状では、説得で攘夷凍結論に朝廷を転換させることは不可能と判断したからではないだろうか。朝幕の分裂は慶喜にとり避けねばならないことである。この沙汰書には、「徳川家御扶助之御盛意に相戻り、畢竟天下動乱之端を開き、不容易形勢に到り可申」という威嚇的な文章もあった。朝廷自らが内乱の勃発を予想しているものであり、それを避けるには分裂を修復するしかない。朝廷を変える見通しがないのであれば、幕府を変えるしかない、これが慶喜の転換の理由であったと思われる^(四)。

即今攘夷論に復帰した慶喜は先のシナリオの実現をめざす。そして七月一日、幕府は慶喜の上京を許可した（『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五八四頁）。先のシナリオでは朝廷よりの召命が必要としていたが、実際には簡単に許可が出たことになる。なぜ容易に許可を得たのか。その理由は、幕閣が慶喜の真意を知らなかったことにある。閣老は慶喜の意図を攘夷凍結論入説のためと思っていたのである（七月二一日付容保宛閣老書簡、『維新稿本』七月一日、四三七）。七月四日付の激烈な攘夷沙汰書を見ても、幕閣の方は、即今攘夷反対の意向は変わらなかつたことになる。

先のシナリオでは幕府人事更迭は慶喜の京都往復後になすはずであった。しかし実際には、慶喜が上京するまでもなく、七月末から八月上旬までには若年寄の酒井忠毗・大目付の浅野伊賀は罷免され、急進開国派の幕臣は更迭されるとともに、攘夷派の幕臣が登用されるようになった。黜陟が始まったのは、七月二六日に板倉が職務に復帰して以後であり、慶喜と板倉がこれの主導者であり、とくに板倉の復帰が鍵であったといえよう。^(五)

板倉は嫌々ながらの即今攘夷論者であり、その論が受け入れられないことに抗議し、辞意を表明し、帰府後引き籠もっていたのであり（本論、一三一頁）、即今攘夷論に復帰した慶喜にとつては是非とも出仕させる必要がある人物であった。七月二五日付の山田方谷宛の板倉の書簡（『魚水実録』一、二六七～二七二頁）によれば、出仕を求める動きが始まったのは七月一九日で、この日、家茂より派遣された若年寄田沼意尊が来訪、二一日には老中の水野忠精と井上正直が来訪、また同日、慶喜も熱心に動きだし、結局、二五日には出仕を決意したのである。この過程で注目すべきは、家茂や二老中も復帰を勧めていることで慶喜一人が図っているわけではないことである。なぜ家茂自らが動いたのか。その理由は家茂の命を受けた田沼の板倉への言葉に示される。すなわち、「此程 禁裡付小栗下総守も罷下候次第も有之…京地之儀は和泉（水野忠精）・周防（板倉）兩人委細心得居候故旁以出勤候様にとの〔家茂の〕御趣意」、である（同右書簡）。傍点部の小栗下総守とは禁裏付武士の小栗政寧のことで、彼は六月二八日、帰府奏請のさいの約束を家茂が守っていないことを責める勅書を持って京都を発ち、七月一五日、江戸に着いていた⁽¹²⁹⁾。朝廷側の厳しい対応に、家茂は、在京幕府の一員として滞京して京都の事情に通じている板倉の出仕を強く望み、復帰工作に乗り出したのである。その様子を見て慶喜もシナリオを変更し、ただちに板倉復帰に向けて動きだしと言えよう。朝廷の動きが幕府を動かしたといえよう。

こうした説得に応じ板倉はついに出仕、これ以後、大規模な黜陟が続いた。しかしいくら慶喜と板倉の両者がそろったからといって、慶喜がたびたび嘆いてた家茂帰府前後の開国派の勢いを考えると、いささかあつけない感はうける。なぜここまで簡単に開国派は後退したのだろうか。その理由は、開国派の政治勢力としての構造にあると思われる。開国派の核は、神奈川奉行や外国奉行などをつとめる実務派の幕臣であり、その支援者に若年寄の酒井忠毗ら⁽¹³⁰⁾がいた。しかし老中について見れば、この時の六人の老中（松平信義・水野忠精・板倉・井上正直・酒井忠績・有馬道純）のうち彼らの同志といえるものは七月五日に就任したばかりの有馬しかいなかった（原口「幕末政局の一考察」、二二頁）。そして板倉復帰の段階で出

仕していたのは板倉をいれて四人であった⁽¹³⁾。その四人のうち板倉は水野とともに前年三月以来の老中であり、さらに年齢的にも上であった⁽¹³⁾。板倉の存在が老中のなかで重きをなすのは自然であったろう。この時期、雄藩においては中下級家臣の政治的進出が見られるが、幕府においても同様に旗本御家人の幕臣の進出が見られる。しかし薩長などと違い、彼らが政治的主導権をにぎるまでには幕府ではいかず、やはり鍵となるのは老中である。この部分における開国派の弱さがいささかあつけない後退につながったように思われる。また、御三家のうち彼らに近かった尾張の現藩主茂徳がこの時、江戸を去り名古屋に戻っていたこと、そして尾張藩において前藩主慶勝の力が茂徳を圧するようになっていたことも彼らにとっては痛手であつたらう。

一連の人事異動で幕府の主導権をにぎった慶喜は八月五日に予定されていた上京は中止し、板倉とともに奉勅攘夷の実現にむけて動きだす。すでに七月二七日、二人は家茂に対して、「攘夷之國是御一定之儀、至誠を以て切迫に申上」ていた。しかし、八月一日の台命は、「内海守衛八分充実致候上、鎖港之談判可致」というこれまでと同じ、攘夷凍結論であつた。そこで二人は評議し、これでは五六年かかり、そのうち朝廷より幕府は譴責を請け、内乱外禍生ず、いたずらに禍敗をとるより即今勅命を奉じ成否は天に期すべし、満宮の因循論あるとも押し破り決断すべし、と決意した。(以上、八月八日付原市之進宛長谷川作十郎書簡、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五九六、七頁) 彼らは家茂の意向をも無視し、攘夷を断行しようとしたのである。しかし攘夷の断行といつても横浜・長崎・箱館の三港を一度に閉ざすのは無理と判断、当面、横浜鎖港をめざしそれにむけて外国と交渉することにし、このことを八月一二日、江戸城で在府諸侯に宣言、戦争となるときは奮戦すべしと命じた。紆余曲折をへながら幕府は奉勅攘夷の断行をここに決断したのである。

同じ日、京都では朝廷の廟議が大和行幸を決定していた。八月一八日政変の起きる六日前である。

家茂が帰府できないため代わりに水戸慶篤と老中格の小笠原長行が江戸に派遣されることになった。彼らの使命はこの段階では生麦事件交渉であった。彼らは支払い拒否で臨むつもりで三月二五日、都をたつた。しかし彼らの出立後、支払い問題への京都の政治的雰囲気は変化した。尾張の慶勝が償金支払い論を説き、関白・中川宮らが同調するようになったのである。ここで容保が動く。会津は即今攘夷論であったが、償金問題から戦争となるのは名義が不十分であり、支払った上で廃棄交渉をなすべきというのがその考えであった。支払いにむけた会津のシナリオは、慶篤と小笠原にあらためて全権をあたる達を朝幕より出し、彼らの独断という形で償金を支払うというものであった。そのため容保は、三月末、条約廃棄をふくめた対外交渉の全権を彼らに与えるべきとの建白を朝廷に提出、朝廷はこれに応じ、全権を付与するので早々に彼らに達せよとの命を四月一日、在京幕府に下し、幕府がこの達を出し、四月一四日、これは江戸で慶篤に交付された。慶篤と小笠原の責任による償金支払いが在京幕府と朝廷上層部の内々の期待となったのである（一節1）。

四月二一日、在府幕府は、鎖港交渉を始めるには名義を正す必要があるので償金を支払い、その上で廃棄交渉を始める、と諸藩の留守居に達した。この直後、在京幕府への報告のため目付の堀宮内を出立させた。そして二七日に在府幕府はニール英代理公使と支払い協定を結んだ。この支払いの決断は、慶篤と小笠原が彼らに委任された権限に基づき、慶篤と当時江戸にいた尾張当主の茂徳の判断にしたがったものであった。容保のシナリオ通りの行動であるが、彼らにはこのシナリオを明示的に示されておらず、支払いは在京幕府や朝廷の意向に反するものであると彼らは考えつつもあえて決断したものであった。それが結果としてシナリオ通りのものとなったのである。

四月二一日は在府幕府は、支払いのうへ廃棄交渉を行うつもりであったが、これはすぐあとに変化する。そして二六か二七

日、在京幕府よりの五月一〇日を条約廃棄の期限とする命令が到達した。二七日、在府幕府はこれを諸藩に廻達したが、それは、オランダも退去の対象にするのか不明ゆえ至急、尾張茂徳が上京し趣意を聞くので、それまではこれまで通り穩便に心得るべし、というものであった。期限令の事実上の先延ばしである。茂徳は単に右の伺いのみのために上京しようというのではなく、期限をきつて攘夷を求めるのは無理でこれについては幕府に一任すべしと朝廷に言上することを考えていた。図2の第一象限の立場であり、将来の攘夷を語ることで事実上、条約廃棄を凍結しようという主張である。このとき在府幕府内には朝廷が要請に応じないときは、家茂は將軍を辞任し、帰府すべしという強硬論も存在していた。

五月三日が第一回の償金支払いの日であった。しかし前日の二日、小笠原はにわかには支払い中止を命じた。小笠原が急転したのは、外国奉行の沢勘七郎が強硬に反対したことと、東下中の慶喜より支払い不可の手紙が到達したからであった。(二節2)

四月になると京都では条約廃棄問題が浮上する。条約廃棄を四月中旬に行うというのが二月慶喜・春嶽の返答であったが、その日付はいつか朝廷は在京幕府に迫る。四月二〇日、幕府は五月一〇日と朝廷に返答。二一日、朝廷は、五月一〇日に攘夷実行と決定、醜夷を掃攘すべしと諸藩留守居に布告、二三日、在京幕府は諸侯にこの達を伝えた。攘夷期限令である。

二二日、慶喜は、条約廃棄のため陸路江戸に向けて出立した。このとき慶喜は、偽装ではなく、実際に廃棄を断行しようと考えていた(図1の第四象限、図2の第四象限の立場)。二六日、熱田に着いた彼は堀宮内に会い、在府幕府が償金支払いを決定したことを知り、ただちに在府閣老宛に支払い不可の書簡を記した。(以上、一節3)

五月二日、支払い不可を命じた小笠原であったが、七日までにまたも変更、浅野氏祐ら幕府内の開国派と提携して事態を処理することを決意する。そして、九日、自ら横浜におもむきニール代理公使と交渉、そして彼の独断で支払いを決断、ただちにこれは実行された。同時に小笠原は条約廃棄交渉の開始をもとめる書簡を外国側に交付したが、前々日の七日、神奈

川奉行よりこれは本気ではないと通知されていた外国側はこれに応じない。そして小笠原はそれをそのまま放置した。小笠原の思惑は支払いのみで終わらなかつた。彼は開国論を入説するため上京することも考えていた。

極端に揺れる小笠原の行動であるが、その背景には帰府にさいして委任を受けたことへの強烈な使命感があり、それが一連の独断行動になつたように思われる。(以上、一節4)

五月一〇日、長州は下関で外国船砲撃を開始した。これは通常、朝廷の攘夷期限令を履行したものと理解されているがそうではなかつた。攘夷期限令が出されたのは四月二一日であつたが、こうした砲撃の実行が長州藩内で布告されたのは四月二日だつたからである。そして四月二日にいたるまでの京都において即今攘夷が問題となつたとき、それが意味するのは条約の一方的廃棄であり、長州が行つたような一方的な先制攻撃ではなかつた。長州の行動は、かつての無二念打払の復活であり、突出した強硬な行動だつたのである。

この重大な意味をもつ四月二日布告は、前田孫右衛門ら当時の在国者により決定されたもので、その上で周布や久坂らがいる京都藩邸に伝えられた。(以上、一節1)

国許が独断で強硬方針を決定したことを知つた長州京都藩邸だが、結局、これに追隨することにし、ここに無二念打払が長州の藩論となつたのである。京都藩邸はこれをふまえ無二念打払を命じる勅命を出させようと朝廷に工作する。朝廷は長州の要望をそのままは認めず、四月二一日に出した攘夷期限令は、先制攻撃の指示とも応戦の指示とも解釈できる曖昧なものとなつた。一方、期限令をうけて幕府が出した布告は、先制攻撃ではなくあくまで襲来への反撃を命じるものであつた。しかし長州は幕命にしたがう気はなかつた。(以上、二節2)。

馬関では藩の正規兵とともに久坂らの有志部隊である光明寺党が配置についていた。五月一〇日、幕府の御用状を携帯してアメリカ商船が関門海峡を通過しようとした。総奉行毛利能登はそのまま通過させるべしとしたが、光明寺党は独断で攻

撃を行った。砲撃は無警告砲撃であり、国際法的、国内的に問題のあるものであったが、藩政府は攻撃を承認した。そして国内世論も長州支持に向かつていき何もしない幕府への批判は高まった（以上、二節3）

慶喜は五月九日、江戸城に登り、廃棄交渉を開始するよう命じるが、老中以下はこれに応じない。一二日、横浜から帰つた小笠原も含めて評議が行われる。慶喜は長崎・箱館において横浜鎖港のみは早急に交渉しようと提議するが、小笠原をふくめ幕臣は応じなかった。幕臣の攘夷断行論への抵抗を見て、慶喜の外交論は、攘夷断行論より攘夷不可論に転換した（図1の第四象限より第一象限への移行）。そしてこれを入説するため小笠原とともに上京することが一二日決定された。朝幕の分裂を回避するため幕府に攘夷断行を行わせようと東下した慶喜であったが、それが実行困難となると、逆に朝廷の攘夷期限令を修正させることで分裂を回避すべく動くことにしたのである。ただし一四日、朝廷宛の將軍後見職の辞表を認めただけで彼の上京は中止となった。（三節1項）。

五月二六日に小笠原は千の兵を率いて横浜を出港した。小笠原の意図は、攘夷は緩急をはかつてなすべきという論理で、攘夷期限令の凍結をはかろうというものであった。入説が失敗した時はどうするのかについて計画参加者の意図は分かれており、水野痴雲ら開国派の幕臣は軍事力の行使を考えていたが、小笠原はそこまでの決意はなかった。

小笠原率兵上京の情報は五月下旬には京都に伝わっており、在京幕府は上京不可の命を出していた。しかし三〇日大坂についた小笠原は京都を向かうが、朝廷の命を受けた在京幕府の必死の阻止活動で六月五日、ついにあきらめる。朝廷がすばやく命を出したのは、慶喜が梅沢孫太郎を派遣し、小笠原がクーデターをねらっているとの風説を知らせたからであった。慶喜が小笠原の背中を刺すような行動をとったのは、一四日、彼が参加しなくなって以後、上京計画が買弁的、軍事的性格を帯びるようになったと彼には見えなかったが、また同時に小笠原を捨て石にして攘夷断行の困難さ、危険性を朝廷に印象付けようとする意図もあったと思われる。（二節2項）

五月一九日、一四日付の慶喜の辞表が京都にとどき、在府幕府が償金支払いを行ったことと、攘夷期限令を執行していないことそれに在府幕臣が攘夷断行論に応じないことが明らかとなった。在京幕府は、五月二〇日、朝廷に家茂の帰府許可要請を出し、こうなれば家茂自らが東下し、攘夷を断行するとともに、小田原に命令に従わなかった奸臣を呼び出し処分すると述べた。しかし家茂が帰府してもなお条約廃棄を行わせられなければ、完全な朝幕の分裂となる。そして帰府しても廃棄は困難というのが当時の一般的な予想であった。天皇や中川宮・摂関家、それに容保や池田茂政など公武融和を重視する大名は帰府に反対だった。しかし尊攘派は公家・武家とも帰府に賛成であった。償金支払いや攘夷期限令のボイコットを知り、彼らは幕府を見限り、朝廷自身が攘夷断行の主体となり、軍事指揮権をもにぎるべきと考えようになったのである。結局、天皇の反対にもかかわらず、廟議は帰府を許可、天皇は激怒し、尊攘派の排除を真剣に考えるにいたり、そのため久光の上京をさらに熱心に求めるようになった。(四節1項)。

このとき在京幕府にとり外国船砲撃を行っている長州への対応が難題としてのしかかった。長州は五月二七日、在京幕府に対し書状を送り、廃棄通告前は穏便にせよと命じる四月二七日の幕府達を国許で受け取ったが、長州は朝廷の攘夷期限令にしたがい打払を実施しているのでいまさら変更することはできないと通告した。いっぽう朝廷は、六月一日、長州に勅語を出し砲撃を賞賛、六日、諸侯に対し、長州にならない決戦尽力すべしとの達を出した。朝廷が諸侯への命を出せばそれに応じた達を在京幕府は出してきたが、このとき幕府はそれをなさなかつた。また、砲撃への非協力を長州から難詰されている小倉藩より対応を問う伺いが来たがこれにも在京幕府は返答しなかつた。

しかし六月九日、家茂が大坂に下って以後、在京幕府は動き出す。この日、長州大坂藩邸に無許可砲撃への譴責文を渡し、さらに一四日、諸藩に廃棄通告前の打払不可の達を出したのである。そして一三日には、五月二〇日の朝廷への帰府要請のさいの約束を破って家茂はそのまま大坂から海路、帰府したのである。一連の朝廷への挑戦は、板倉・水野の両老中ではな

く、一般幕臣の主張により行われたものであった。攘夷論反対の在府幕府の動向が大坂に伝わり、それが一般幕臣を動かした行動になったものと思われる。(四節2項)

家茂帰府後、幕府は長州への対決姿勢を強化する。七月、長州に砲撃禁止と小倉にだしている兵士の撤退を命じる一方、小倉に対しては長州が引き払い拒否のときは戦ってよいとの命を出したのである。朝幕の命令が完全に矛盾する異常事態である。これを放置すれば内戦となる。修復が必要である。幕府は朝廷の攘夷期限令を修正させることで修復を図ろうとする。六月二六日、幕府は朝廷宛の家茂親書を作成し、攘夷の時期について幕府に一任して欲しいと求めた。攘夷凍結論であり、図2の第一象限の議論である。(五節1項)。

しかし、幕府はこうした攘夷凍結論から七月、攘夷即行論へ転換する。転換を主導したのは慶喜である。慶喜は薩長に対抗するために外国の力を借りようとする幕府内部の動きに強い不快感を持っていたが、攘夷凍結論については、幕府の立場と一致しており、先の家茂親書の試みには協力していた。しかし七月、先に提出していた辞表に関する七月四日付の朝廷の勅書が到着、これを見て、慶喜は攘夷即行論に再転換する。この沙汰書で、天皇は国土が焦土となっても攘夷を貫くつもりであり、幕府が攘夷を実行しないなら、朝廷は幕府を見限り天下動乱となると威嚇していた。ここまで激烈な攘夷論を唱える朝廷を説得するのは不可能と慶喜は判断したのである。

こうなると逆に幕府に攘夷実行を押しつけねばならない。それには幕臣の人事異動が必要となる。これは難題だが、慶喜は朝廷よりこれを命じる勅命を獲得することでこれを断行しようと考え、そのために自ら上京しようとした。しかし、勅命を獲得するまでもなく、七月下旬より幕府の人事異動が始まり、開国派の幕臣は更迭され、攘夷派が進出するようになった。人事異動開始の契機は引き籠もっていた板倉老中が七月二六日に出仕したことであった。七月一五日、攘夷を実行しないことを責める勅書をもって、勅使小栗下総が到着、朝廷の厳しい対応に家茂は、京都の事情に通じた板倉の出仕を望み、彼の

復帰となつたのである。開国派幕臣は、奉行層に多くいたが、老中にはこの段階では支持者が乏しく、慶喜と板倉とが連携した力で彼らはいったん後退することになつたのである。

こうして体制を整えた慶喜と板倉は、攘夷凍結論をとる家茂の意向を無視して八月一二日、江戸城で諸侯に横浜鎖港交渉を開始することを宣言、戦争となつた場合は奮戦するよう求めたのである。(五節2項)

結 語

本稿の要旨は各章の小括に記したので、最後に「はじめに」で述べた問題について本稿の結果をふまえて述べることにする。

第一にこの時期の開鎖問題について。この時期において開鎖問題は最大の政治的争点であつた。公武合体派は開国論への国是転換を望み、尊攘派は一〇年以内攘夷といった遠い将来の攘夷ではなく、即今攘夷を行おうとしていた。文久二年一二月、幕府は攘夷勅命を請けたが公武合体派はこれを実行する気はなく、明年早々に行う予定の京都での国是評議にその逆転をはかろうと考えていた。いっぽう尊攘派内においては今ただちに攘夷を実行しようという強硬派の発言力が強まり、文久三年一、二月に上京してきた慶喜・春嶽に強力な圧力をかけ、朝廷はこれに動かされる。この結果、国是転換評議構想は困難となり、公武合体派は即今攘夷をやむなしとする者とあくまでこれを阻止しようとするものに分かれることになる。この分化は三月末の公武合体派諸侯の退京以後は、幕府内においても起こり、在京幕府は即今攘夷断行論、在府幕府はその阻止の立場をとるようになる。四月二〇日、朝廷は五月一〇日に攘夷を断行せよとの攘夷期限令を出す、在府幕府はこれを履行しない。六月上

旬、家茂は東下し、幕府は一体化するが、そこでとられたのは在府幕府の立場で、攘夷を行わないのみではなく、攘夷期限令の凍結を朝廷に建言しようとした。ここに攘夷問題をめぐり朝幕は完全に対立することになったのである。

第二に政体問題について。この時期の公武合体派諸侯の政体論は「はじめに」で述べた第二類型、そのなかの朝廷の介入が形式的なものの方であった。ただし春嶽・容保や慶喜はともかく幕府の有司層は第一類型の幕府独裁に固執するものがまだいたが、両者の対抗はこの時期においては潜在的なものであった。いっぽう尊攘派は最初は第二類型、それも朝廷介入が実質化する政体を望んでいた。しかし幕府が攘夷期限令を履行しないことが明らかになると、彼らの政体論は変化し、朝廷が軍事指揮権を直接掌握する第三類型に移行するようになる。これは幕府（徳川氏）の地位は大きく低下させるものではあるが、討幕を意図したものではなかった。しかし、中央政府からそれに従属する地域権力への転落を幕府が甘受しなければ、内乱は不可避だろうし、攘夷断行という朝廷の命をあくまで幕府が実行しなければ、討幕は朝廷の政治日程にのぼってこよう。そうした政体論を尊攘派はとり、皇族の西国鎮撫使任命、大和行幸というように京都においてこれが現実化されつつあった。

第三に尊攘論の時代の帰結について見る。開鎖問題・政体問題の両面において文久三年六月以後、日本は朝幕の分裂、内戦に向かって進みつつあった。しかし八月、江戸と京都において事態の反転、修復の動きが生じる。江戸におけるそれは八月一二日の横浜鎖港の宣言である。攘夷実行の勅命を拒否してきた幕府がそれを実行することにしたのである。開鎖問題での最大の対立点はこれで消えることになり（もともと朝廷は三港閉鎖であるのに幕府は横浜のみという対立点は残るが）、朝幕分裂の必然性はなくなる。しかし朝幕関係は五月以前にもどるわけではない。六月以後の事態の展開により朝廷はみずから国政の執行に乗り出していた。幕府がそれを否定するのはもはや困難である。横浜鎖港に幕府を導く鍵は幕府の人事更迭であった。慶喜はこれを勅命によって実現しようと考えていた（実際にはそれぬきで更迭は実現できたが）。これは幕府内部

人事にまで朝廷が介入することを認めようという姿勢であり、幕府の地位の一段の転落を甘受する姿勢であるといえよう。

京都におけるそれは言うまでもなく八月一八日政変である。攘夷戦争と朝幕の分裂につながる大和行幸を阻止するため薩摩・会津と天皇・中川宮ら朝廷上層部が組んだ反尊攘派クーデターである。このクーデターは横浜鎖港とベクトルが逆である。攘夷実行ではなく、その阻止、朝廷の過度の政治介入容認ではなく、その抑制。しかし双方とも間近に迫っていた朝幕の分裂を修復し内乱を阻止しようという点においては共通であった。

第四に幕府について。幕府はなぜ横浜鎖港に踏み切ったのだろうか。開鎖問題についての幕府の対応を見れば、それは一枚岩ではなく、内部に大きな分裂をふくんでいた。慶喜と春嶽、慶喜と小笠原、在京幕閣と在府幕閣、等々。そしてその内部の個々の人物においてもその主張は不断に動揺していた。その最たるものは慶喜と小笠原である。小笠原の軌跡は本論でまとめたので（一〇六、七頁）、慶喜について述べれば、文久二年の九月には朝廷への開国言上論（図1の第一象限）、翌年三月頃には近い将来の条約廃棄論者（図1の第四象限、図2の第四象限）、帰府後の五月一二日には条約廃棄即行反対論（図2の第一象限）、そして七月中旬には横浜鎖港論である（図2の第四象限）。

このように激しく揺れるのは、いずれも軽視できない二つの制約条件がかれらを縛っているからである。まず外交の制約、攘夷断行は敗北必至の戦争につながる。次は内政の制約、攘夷を断行しなければ、尊攘論が高まるなか朝幕の分裂、ひいては内乱となる。二律背反のふたつの制約条件。しかし、いずれも何としても避けねばならないものである。この二つの制約のなかで幕府は揺れ動かざるをえないのである。

そしてこの揺れのなかで浮き彫りにされるのは幕府の無責任性であろう。文久二年一二月、攘夷勅命を請けたことは、近い将来の攘夷を幕府が約束したことを本来は意味するはずである。しかし、幕府はこの約束を実行する気はなかった。また四月二〇日には、五月一〇日の攘夷期限を在京幕府は返答する。しかし、在府幕府はこれを守らず、返答した在京幕府の構

成員も江戸に帰るとこれを実行しようとしなかった。もつともこの無責任性の要因の大きな部分に、後述する天皇をはじめとする朝廷上層部の対応があったが。

違約し無責任な幕府。これは、これまでもたれてきた通説的幕府像に合致するものである。しかしこれがこの時の幕府のすべてではなかった。一種の生真面目さもこの時の幕府にあるのである。

朝廷の公的な立場が攘夷なとき、それを実行しないのは違勅であり、朝幕の分裂、ひいては内戦につながる危険性がある。公武合体を政治方針としている文久期の幕府にとって、朝幕の分裂はなんとしても避けたいものであった。したがって違勅状態にとどまることはできない。そのためには、勅命を実行するか、逆に勅命を変えるか、この何れかをなさねばならない。そしてこの時期の幕府は、この二つを度々試みようとしているのである。前者は、東下中、そして帰府直後の慶喜の攘夷期限令断行のための必死の試みである。後者は、五月二日の茂徳の京都への出立であり、小笠原の率兵上京であり、攘夷期限令の修正を求める六月の家茂親書であった。この時期、表面に見えるのは無責任な幕府であるが、朝幕の分裂を回避するため即今攘夷にせよ、その阻止にせよ、開鎖の国論を一定しようという意図が、その内部において（そのすべてではないにしても）中樞部においては）一貫して存在していたのである。そしてその現れ、攘夷の方向で朝幕の一体化をはかろうとしたのが、八月一二日の横浜鎖港交渉開始の宣言なのであった。

第五に朝廷について。江戸で幕府が横浜鎖港を宣言したすぐあと京都では八月一八日政変が起きた。この政変はなぜおきたのか。政変の全体像は詳細な検討をふまえて別稿で述べねばならないが、ここでは朝廷上層部についてのみ述べよう。この時期、朝廷は公においては即今攘夷を命じつつづけていた。しかし内部を見れば様相は異なってくる。天皇は外国を嫌い鎖国への復帰を望んでいた。しかし彼は攘夷戦争の無謀性を知っており、その敗北を強く恐れていた。天皇の最大の使命は皇統の継承であり、玉碎主義はけっしてとれないものなのである。したがって彼の本音は即今攘夷不可であった。当面は開国

という現実の否定を試みないという意味において、図1で示せば第二象限となる。しかしこの本音を彼は公的には語らなかつた。

公的な天皇の発言とはそれは言うまでもなく勅命である。ただ正式な勅命は天皇が個人的に出せるものではなく、朝議の上で出されるものである。そしてここにおいて天皇は開鎖問題についての本音を語らなかつたのである。公正な裁定者としての天皇像・過去の自己の発言の制約・尊攘派への不安、そして責任を負うことを嫌う性格がこれを妨げたのである。

外交問題をめぐる天皇の本音と建前は大きく乖離していた。天皇は尊攘派公家がいる場ではその本音を決して語らなかつた。しかし、内々の機会にその本音をしばしば幕府に示していた。幕府・公議政体派はそれに攘夷戦争回避の期待をかける。尊攘派が優位をしめる朝廷当局を排し直接、天皇に奏聞するなら自分たちの主張の承認を得ることができないのではないか。しかし文久三年前年、この期待はくり返し裏切られる。朝廷上層部は尊攘派との対決を恐れ、彼らの天皇への直奏を取り持たなかつたのである。開鎖問題の鍵は天皇以下の朝廷上層部が決断するかいなかにかけられていたのである。

朝議において天皇はまったく沈黙していたわけではない。外交問題はともかく、内政問題については、彼は発言するが、その方向は、將軍帰府の阻止など朝幕関係の分裂の抑制をめざすものであつた。しかしそうした天皇の発言は朝議の場でもならずしも貫徹しなかつた。この時期、朝廷を主導していたのは尊攘派であつた。文久三年二月以後、尊攘派は両役中議奏をおさえるとともに、国事寄人・国事参政という組織を新たにつくり、日和見の鷹司関白に影響力を行使し、朝議を支配するようになり、彼らの力で天皇の発言と異なる決定が下されたのである。もつともそうではあつても、天皇があくまでこれの承認を拒めば決定はできない。天皇は不満ながらもこれを最終的には承認しているのであり、それは真勅である。しかし天皇の不満はたまっていく。五月下旬、自分の反対発言にもかかわらず、朝議が家茂帰府を許可し、朝幕分裂の危険性が大きくなつたとき、天皇は尊攘派公家の排除を真剣に考えるようになる。もつともこれ以後も天皇は逡巡につぐ逡巡を重ねる

が八月一八日政変にいたる筋道の一本はここに生まれたのである。

第六に政治集団について。この時期、中央政治における主たる対抗関係は、尊攘派と公武合体派であった。公武合体派とは開国派諸侯と幕府である。この両者の関係において注目すべきことは政治路線ではなく、現実の政治の運営において両者が一体化したことである。文久二年一〇月、三条勅使にどう対応するかをめぐり容堂がほとんど幕府を主導する。外様の前藩主が幕議に参画するという異例な事態が抵抗なく生じているのである。直前の大原勅使東下にもなう久光の介入への幕府の反発を考えると意外なことである。雄藩国主の幕政への参加は勅使帰京後も続く。そして慶喜や春嶽が家茂に先行して上京していた文久三年の二、三月、京都における幕府の最高意志決定は彼ら以下幕府側と容堂・宗城・容保ら開国派諸侯の合議（「例の方々」）が事実上担うことになったのである。そしてこうした状態は三月上旬の家茂上京後も変わらず、公武合体派諸侯は幕議に参加しつづけていた。一橋派のめざしていた雄藩の幕政参加が事実としてここに実現しているのである。この時期の諸侯の幕政参与は政変後の参与会議の前提と言えよう。

ただこうした事態は、三月末から四月、公武合体派諸侯は帰国したことでおわり、あとは慶喜・容保、それに上京した老中板倉・水野忠精ら在京幕府が朝廷との交渉にあたることになり、公武合体派諸侯はいったん中央政界から消える。そして以後、幕府と公武合体派雄藩の行動は異なる軌跡をとる。慶喜が主導する幕府はけつきよく攘夷断行を決意したが、諸侯はあくまで攘夷戦争の阻止をのぞむ。そのため越前の主唱で京都での諸侯大会同構想が進められる。この構想自体は春嶽の变心中で中止されるが、薩摩と会津と提携したクーデターがおき、これが攘夷戦争を阻止したのである。横浜攘夷の幕府と攘夷戦争阻止の雄藩、このズレは参与会議の一つの争点となるのである。

尊攘論の時代の全貌は、「はじめに」で述べたように薩摩国許の動きと家茂帰京から政変にいたる京都の動向をみなければ完全には理解できない。これについては次に明らかにすることにした。

- (1) もっとも開国論の有利性といっても大きな制約が存在してはいる。第一に、幕府が結んだ条約は無勅許のものであり、不当なものであるという認識が一般化しており、この理念と現実の捻れより政治的に複雑な問題が発生してしまっており、国内の安定には開国の正当化がいつかなされねばならないということ。第二に、外国側が第一の問題性に気づき、その解消のため条約の勅許を求めてきたとき、または兵庫開港など条約にあるがまだ実行されていない条項の實現を迫ってきたとき、開国論者は現状維持ではなく、現状変革に取り組まなければならなくなることである。しかし本稿が対象とする時期においては外国側はこのような動きに出ず、両者の関係は非対称的であった。
- (2) なお第一類型を大政委任とするのは奇妙に見えるかもしれないが、大政委任論はきわめて柔軟な理論であり、幕府独裁論にも適合的なものは、別稿「文久二年の政治過程」下、九、一〇頁で述べたところである。
- (3) 以上の四類型について、慶応三年の政治過程をあつかった別稿「公議政体派」と薩摩倒幕派」、一〇～一二頁では倒幕概念の分類という形で論じたが、第二類型をも倒幕という用語で表現するのは不適切と考え、ここでは表現を変えることにした。
- (4) 慶応三年の政治過程については、別稿「公議政体派」と薩摩倒幕派」・「王政復古政府論」参照。
- (5) 公武合体派と尊攘派の対抗としてこの時期の政治過程を構成する視角は、すでに戦前より存在し、現在にいたるまで引き継がれているものである。しかし最近これへの批判が登場している。原口清「幕末政局の一考察」・佐々木克「幕末政治と薩摩藩」などである。その批判点の一つには、政策的共通性と差異性の評価の問題である。これまでの研究は両者の差異性を大きく評価したが、両氏はそうではなく共通性を重視する。両派の政策対抗において問題となってきたのは、外交と政体問題である。原口論文は、公武合体派の外交論も三条勅使が持参した攘夷勅命を請けたことで攘夷であるとする。また政体問題については、原口論文も佐々木著書も、尊攘派も朝廷・幕府をふくめた挙国一致公武合体をめざしており、両派は一致しているとする。
- しかし私はやはり共通性より差異性を重視すべきと考える。外交問題についてたしかに公武合体派は攘夷勅命を請けた。しかし本論に述べていくように、彼らはこれを本気で実行する気はなかった。攘夷という建前に賛成したからといって、その内実の差違は大きいことはすでに述べたところであり、ひとくくりにするべきではないように思われる(もちろんこの点は原口氏も指摘されているが)。特に本稿が対象とする時期は、攘夷戦争の可否という極めて大きなものが両派の争点となつていたのである。また政体問題についても、「はじめに」で少しふれたように、文久三年六月以後の尊攘派の政体論を幕府をふくめた挙国一致論とするには問題があり、ここでも共通性よりも差異性を重視すべきと思われる。
- 第二の批判点は集団のくくり方についてである。その対立点ほどの程度評価するかは別として公武合体派と尊攘派という二つの大きな集団の対抗がこの時期存在しているという認識については原口論文は通説と等しい(ただ、その呼称については、「大政委任の公武合

体・攘夷慎重派」と「王政復古的公武合体即今攘夷派」とされているが)。しかし佐々木著書はこれについても批判する。こうしたくくり方が無理な例として同書は八月一八日政変における因州をあげる(二九四頁)。因州はふつう尊攘派とされる(ただし長州とちがう穏健尊攘派だが)。しかし、政変において因州は薩摩・会津と組み長州を追放しており、尊攘派が尊攘派を追放したことになり矛盾が生じると氏はされるのである。では尊攘派というくり方を問わずにどのように政変を理解するのか、氏の説では、いわゆる尊攘派ではなく、「攘夷強硬論者」を追放しようとしたのが政変の本質であり、このことについては京都政界で広い合意ができており、因州もその意図のもとに政変に参加したというのである(一九五頁)。すなわち、尊攘派対公武合体派ではなく、「攘夷強硬論者」対それ以外である。

しかし氏の主張は適切ではない。それは、何よりも因州が政変に協力したという前提として事実認識が誤っているからである。一八日、政変の意図を知っていたのは、武家では薩摩・会津、それに所司代の淀のみであり因州をふくめ他の藩は、緊急の参内命令があったので内裏にかけつけたのであり、薩会に協力する、あるいは「攘夷強硬論者」を追放するという意図をもっていたわけではない。このとき同じように参内した上杉藩の記録(『大滝新蔵手録』、『維新稿本』八月一八日、八六八)にあるように、「君父の急に、走て真偽を弁定盤に拘り候場合に無之、斯る急変の折は、仮令不召候共、馳参可奉警衛は臣子之職分」、つまり、内裏で何かわからないが緊急事態が発生した以上は参内するのが武家の努めなのであり、彼らはそれにしたがったにすぎない。そして参内した後の因州の行動は、長州の堺町門警備の復活論や三条(佐々木氏の言う「攘夷強硬論者」)

召致論を唱え、薩会を窮地に追い込むものであった。因州は長州のような急進派ではなく政変の直前には親征尚早をとなえむしろそれと対立する関係にあったが、それでもやはり尊攘派であり、危機において因州は長州を支援したのである。氏の主張と逆に、これは、公武合体派対尊攘派の構図の妥当性を示す事例なのである。

次に氏の政変の構図を見る。氏によれば「攘夷強硬論者」とは三条ら過激な公家と一部の浪士であり、政変は本来、彼らを追放するためのもので、長州はその標的ではなく、その追放は、政変の過程で三条が長州を頼り長州がそれに応じたために生じた事態で、長州の処分など薩摩や会津は当初は考えていなかったのではなからうかとする(一九五、六頁)。これによれば政変で長州は側杖を食ったことになり、これまでの政変研究を根本的に覆す大胆な新説である。

しかし氏の新説は、政変についての基本史料と不整合である。例えば、政変に参画した薩摩藩士の村山斉助の国許への書簡である。八月八日付の大久保宛書簡(『忠義史料』二、七六二頁)で彼は、「長州暴挙倍甚敷」とした上で、「此般之一挙」となれば、長州は早速多数をもって上京してくるのでいづれ流血となるだろうとの覚悟を述べる(ただし「此般之一挙」とは実際の政変ではなく、薩摩国許で計画されていた公武合体派の大挙上京のことだが)。またクーデター直後の八月二二日付の大久保宛書簡(同書三、八〇、一頁)では、薩摩は大兵をもって長州に侵入すべきではとさえ村山は述べている。薩摩にとり長州は戦闘を交えるべき敵なのである。また、クーデターを発動した後の最初の廟議での政変の趣旨についての中川宮演説がある。そのなかで長州は三条とともに、「全長州不容易企に、三条始致同意、事々上へ奉迫候段、不忠至極」(『孝明紀』四、八〇

(二頁)、と厳しく非難されているのである。これは当然、薩摩や会津と相談の上のことだろう。長州は側杖を食ったわけではなく、始めからクーデターの攻撃対象なのである。こうした基本史料と合致しない新説を唱えるならば、周到な論証が必要のはずだが、同書は、長州側杖論の新説について論証をしていない。

(6) 容易に決定されなかった將軍上京がなぜ閏八月一日に内定されたのだろうか。『続再夢紀事』(史)一は横井は以下のように説いたと記す。

「到底大樹公上洛せられずは、公武の御合体望むへからず、開鎖の国是も定まらざるへければ、是非御上洛ありて然るへし」(二八頁)。

將軍が上京しなければ、公武合体も実現しないし、開鎖の国是も決定できないというこの議論は、これまで春嶽が説いてきたものであり、新たなものではない。となるとこれで板倉らが説得されたのは、この議論を裏付ける事態がその後、生まれたということに求められることになる。それは何かは断定はできないが、長州世子定広が八月一九日に東下し、反幕府論が高まっている関西の情勢を伝えたこと(閏八月一三日付京都藩邸宛木戸孝允報告、『防長回天史』三上、四三四頁・『周布伝』下、二二一―二二四頁)が大きいのではないだろうか。

(7) 幕府側が即今攘夷に向かう京都の情勢をどのようにしてつかんだのだろうか。もっとも可能性が高いと思われるのは、長州の経路である。京都の益田弾正が江戸藩邸に独立攘夷論による周旋を指示したのは、閏八月五日であった。さらに九月六日には周布が京都より江戸に着いている。そして周布は、九月一〇日には板倉老中、一四日

には越前の中根雪江を訪れて即今攘夷を説いているのである。(拙稿「文久二年の政治過程」下、四五、六頁・注(50))

(8) 『続再夢紀事』(史)一、一六二頁。引用部の発言は何れのものかはつきりしないが、いずれが話したにせよ、それは両者の共通見解とみて間違いないだろう。

(9) おそらく、安政五年一二月二四日に間部老中が朝廷に提出した、将来の鎖国復帰を約束する請書(『孝明紀』三、一五三、四頁)のことを指していると思われるが、この請書を出すにあたって天皇がそのような内論を出したかはいまのところはわからない。ただ当時、町奉行として京都にいた一翁はそのように記憶しているようである。

(10) 姉小路は東下にあたって、家茂上京前に攘夷を実行せよというのが京都の意向であるとの内旨を尊攘派官人の村井修理に持たせて、事前に土佐江戸藩邸に派遣している(一〇月二一日付住谷信順宛間崎則弘書簡、『維新稿本』一〇月二一日、七〇六)。

(11) 「五六日以前は幕府の内情一定せず、容堂奮発、慶喜や老中を説得」遂に先々一定之姿に相成、攘夷之勅命遵奉之儀、粗決議之趣、極密に承候。此様子にては此度之御沙汰も速に被行、至極御都合宜儀と令愚察候」(文久二年一〇月一八日付議奏宛三条書簡、「三条実美履歴本伝」、『維新稿本』一〇月二八日、七二二、三三)。

ではこの機密情報は誰によって三条に伝えられたのだろうか。一つの可能性は三条の縁家である容堂である。もう一つのそれは春嶽である。同日、副使姉小路は三条に以下の書簡(「勅使関東下向一件」、『維新稿本』一〇月二八日、七二六)を書いている。

「拝見候。別紙御壺通為持給、右之辺自春嶽別段小子へ噂等無之候。右は全正使貴君へ言上候は、御一緒之儀故、小子へは

沙汰無之事と存候」

これは三条より回された書簡（「別紙」）を受け取った姉小路の返書であるが、この「別紙」とは春嶽より三条への書簡と解せよう。これによりこのとき春嶽が三条に書簡で何事か言上していることが明らかとなるが、この書簡が右の機密情報を伝えるものである可能性もある。

(12) 二三日には、登城が延引しては「暴発之恐れも有之、被对京都侯ても勅使因循之態にて御迷惑」と三条からの督促の使いが幕府側を訪れていた（「枢密備忘」、「維新稿本」一一月二四日、七二六、七）。

(13) 「世子奉勅東下記」、一〇月二七日、一六八頁。ここで述べられる世子の許の評議は、藩官僚の中心周布らの意向が反映したものと見なせよう。

(14) こうした長州尊攘派内における急進派の発言力の拡大には、穏健派の周布が一月一四日、容堂への暴言事件でしばらく謹慎せざるをえなかったということも要因としてあつたかもしれない。

国主への侮辱は大事であり、暴言事件は長土間の懸案にまでなる。周布の無礼に激高する土佐藩士に対し、長州側はなんらかの処分をせざるをえなくなる。いっぽう木戸ら正義党官僚は周布を必死に弁護する。曰く、土佐側は周布を切ること（「伏水之所置」）を計画しているらしいが、そうなると長土は讐敵の關係となつてしまふ、「周布に重い処分をしなければ」他藩に信義を失うことになり、それは済まないことだが、結局は「長州は」独立の決意でなくては事業もできない、ついでには長州も今日より「割拠之覚悟」を決め、防長を一天地と考え用意をしなければ、将来の勤王の決戦も難しいだろう、ついでには周布を一通り処罰した（処分を軽いものとすませて）うえ

で、彼を長州国内改革の大將とし、高杉らも帰国しこれを助ければ速やかに成果があがるだろう、これが出来なければ自分も高杉も周布とともに亡命する決意である（二月（一）？）日付松島剛蔵宛木戸書簡、「木戸孝允文書」（史）一、二八六～二九一頁）。ここで木戸は対土佐關係を配慮した周布嚴罰論に対し、その關係を悪くしても輕罰ですませることを主張している。もつとも周布をこのまま江戸や京都におき対外折衝にあたらせるのはさすがにまずいと木戸は判断したらしく、彼を国元にもどし改革の指導者とすべきと主張しているが、（この書簡は通常、「割拠論」の嚆矢として第一次長州征伐後の長州の大割拠論とのかかわりで言及されることが多いが、それはいささか解釈過剰であり、ここで木戸が目指しているのは周布の処分を軽くすることだったのである）。

(15) 諸侯上京が將軍上京に先行するものであることは、久光に速やかな上京を勧める一二月一日付の書簡（『玉里』一、七二五、六頁）で春嶽が、東西より上京し、京都で熟談に及び「官武御合体之基本も皇國万安之大計も、粗希議を極め」て將軍の上京を待つようにしたいと述べていることに明らかである。

(16) 原口「参与考」はこの国是評議構想の存在に注目した先駆的研究であり、それが開鎖問題の解決を目指すものであると指摘しているが、「未だ具体的に掘り下げた内容には至っていない」（一八頁）とその内容については未定としている。しかし、即今攘夷の阻止、開國論への転換という方向は定まっていたと見るべきだろう。

(17) 一月一四日、薩摩の岩下は「此程横井小楠の議を承はりしに一々敬服の至り」（『統再夢紀事』（史）一、二〇九頁）と述べているが、この「横井小楠の議」が本文で述べた横井構想である。

- (18) 久光への春嶽の期待の要因に、当時、幕府首脳に朝廷の事情がわかるものがおらず、近衛や中川宮を通して薩摩がもつ朝廷への太いパイプがあったことは原口「参与考」、一八、九頁が指摘しているところである。
- (19) この小松の主張が実際の勅命の決定にあたって影響力を持ったであろうことは、勅命を在京薩摩藩邸の本田に伝えるさいに忠房が、「帯刀にも可致安堵筈」と語ったことに見ることが出来る(一〇月一〇日付小松宛本田書簡、『忠義史料』二、二三〇頁)。
- (20) 「兩人(岩下・吉井) 此程横井小楠の議を承はりしに、一々敬服の至り故、修理大夫(久光) 父子に上京を促す為め、近日吉井中介、国許に出発する筈」(『統再夢紀事』(史) 一、二〇九頁)。
- (21) 小松と越前側でふみこんだ話が行われたことは帰京後の小松の行動より推定することができる。小松は一〇月二十九日、江戸を発ち(『統再夢紀事』(史) 一、一八四頁)、鳥津の姫君とともに十一月二六日に京都に着いている。小松に対し近衛・中川宮は久光の上京を求めたが、小松は「先便被仰越候御趣意」(一〇月二十九日付小松宛大久保書簡)にしたがって、「関東一左右次第」上京するので、関東の様子がわかつたらすぐ知らせてくれるよう近衛らに求めている(二月九日中山・大久保宛小松書簡、『玉里』一、七三六、七頁)。関東からの一左右とは、国許の指示では慶喜上京の知らせである。しかし、小松は慶喜は幕弊があると聞いており安心できないので春嶽が妥当であり、春嶽に上京命令を出すよう近衛らに建白している(同書簡、七三八頁)。これは春嶽にそうした意向がなければ成り立つ話ではなく、少なくとも小松は春嶽に上京の意志があることを知っていたことになるだろう。
- (22) 文久二年一月晦日付春嶽宛容堂書簡(『維新稿本』一二月二十九日、七六九)中の容堂の評。
- (23) 慶喜の率兵上坂構想については、『慶喜公伝』2、二二七、八頁、参照。
- (24) 容堂も「以二万兵浪華を守るなど余り経卒之挙動、万不可然」と批判的であった(前註(22))。
- (25) 以上、『統再夢紀事』(史) 一、三四六、七頁・一月九日付中山宛大久保書簡、『玉里』二、二八六頁。なお將軍出立の時期は前者では三月中旬、後者では三月初旬。
- (26) 文久三年一月六日付中山宛藤井書簡(『玉里』二、一四二、三頁)。この書簡に示されるように京都で藤井は長州退京の実現のため朝廷に周旋活動を行っていた。
- (27) なおこの意見書は、『統再夢紀事』(史)の一二月三日の条に収録されているが、実際に執筆されたのはそれ以前であると思われる。なぜなら第一策の幕吏の処分は、一月下旬に行われており、あらためて主張する必要がないからである。また、江戸城での攘夷交渉に勅使も参加することになっており、策略・期限の返答は明年二月にゆずり攘夷方針の御請のみで彼らが帰京するとは思っていないことである。
- (28) 「これを廢するには内地に抛なき事情ある事を委はしく彼れに申入れらるべきは勿論」(大久保一翁への横井の言、『統再夢紀事』(史) 一、一〇四頁)。
- (29) 「断然此条約を破却し天下を挙て必戦の覚悟を定めしむへし」(春嶽の意見、同右書、八六頁)。「さて開戦も一旦は必要なるへけれと後來どこ迄も鎖国にては富強の実を挙くるに難かるへし」(長州の小

幡彦七への中根の言、同右書、九二、三頁。

- (30) もっとも外国側が交渉の入り口の段階で説得に応じず、軍事力行使に乗り出したら方策は崩壊するが、横井の側には、ある種、外国の「道理」への信頼があつたようである。なおこの時期の外国側の対日方針について最近の研究では、列国側の武力行使への忌避が強調されており、この方策は主観的のみではなく、客観的にも成立する可能性があつたかもしれない。

- (31) 「終に皇国を乱し候者は長たるべく候」(一月九日付中山宛大久保書簡、『玉里』二、一四七頁)。

- (32) もっとも長州へのある種の根回しは行われていた。一月一三日と二〇日、長州の有司は横井を訪れているが、そこで横井は、「有志の諸侯五藩謀を併せ断決する外、策あるまし」と語っている(「世子奉勅東下記」、一七五、一七九頁)。これは、越前の諸侯上京構想と言えよう。

ここで横井の言う「五藩」とは何か。越薩土会は確実であるが、長州側に語っている以上、後一つは長州であろう。しかし本当に横井が長州を同志と考えていたとは思われない。それは、何よりもこれ以後、他の薩摩や土佐・会津と違い、長州へ正式の参加への働きかけが行われていないことに明らかである。

それにもかかわらず、横井がこれを長州側に話したのは、長州側がこれの妨害に動くのを防ごうとしたためであると思われる。一三日の談話において横井は、「方今の攘夷の一の大事」ゆえこの策が必要と、攘夷論貫徹策として述べているのである。遣外使節の派遣という越前の案は一見、攘夷論に見えることがこうした対応を可能にしたのであろう。

- (33) 久光の京都守護職任命問題については原口「参与考」、八〇一九頁、参照。

- (34) 「手島八助(土佐藩士)日記」一月三〇日条(『維新稿本』)一月一二日、一〇七一、二)は、前田が正親町三条に久光守護職任命への不満を言うに、上向きの意向で議奏は知らずと返答したと記している。

- (35) 「勅使、復命より春嶽様義を色々と因循之様被仰立候御模様にて甚残念之仕合に御座候。其上越土両侯と薩と同論、関東ひいきと申説迄差起り、強腹千万」(二月二日付大久保(江戸)宛藤井(京都)書簡、『玉里』二、一三九頁)。

- (36) 一月一二日の幕府宛の久光守護職任命沙汰書は二二日頃江戸に着いている。

- (37) なお三条・姉小路の反発の要因として他に横井構想があつた可能性がある。土佐尊攘派の平井収二郎の手記「隈山春秋」の一月二五日に以下の記事がある(三五七頁)。

「関白及議奏、会於青門宮前此吉井中助(友実)、帰自関東、告越前之意、於是朝廷有召越前、一橋、寡老君(容堂)以下之議、而有勅使之報、云、徵召之事、暫給猶予、朝廷疑之、而難勅使之意、仍之先給詔書於両使、事宜令施之」

前半は吉井が二〇日に伝えた横井構想であり、これが朝廷の評議にかけられている。そして傍点部によれば横井構想に対して猶予論が三条勅使より送られてきたことになる。そうなれば、在江戸の段階で三条らは公武合体派の動きに反発していたことになる。

ただ、越前などは横井構想を勅使に話しておらず、なぜ三条がこれを知っているのか疑問だし(あるいは、一月二〇日に横井より

これを聞いた長州側がこれを話したということだろうか)、他に勅使がこうした報告を送ったことを裏付ける史料も管見の限りなく、右についてはさしあたり可能性があるとしておくことにしたい。

(38) この沙汰書は右大臣一条忠香の日記の二月一〇日の条にのせられているが、そこには以下の切紙が付されている。すなわち、この文書を、今日、慶喜・春嶽に渡したとして関白より回された、である。

〔一条忠香日記抄〕(史)、四〇七頁)。しかし実際には後述するように九日に一越は期限を言上しているの、一〇日にはこのような沙汰書は不用になつていゝるはずである。さらに見れば、一〇日、学習院に一越は出頭してゐないと思われる。この日、彼らはそこで両役と面会するはずであつたが、「於学院一橋春嶽へ両役衆面会、昨今延引明日に相成候事」、(二月)月(一一)日付宗城宛近衛書簡、『伊達宗城在京日記』(史)、一〇六頁)。以上より見れば、この切紙は奇妙であり、この一〇日に関白より一条にこの沙汰書が回覧されたのは事実としても、これが同日、一越に渡されたというのはあやしい可能性があるように思われる。疑義を記し後教をまつ。

(39) 「拒絶之義御帰宮後応接にて可決と昨夜(九日)関白へ(慶喜・容堂らは)被申上候。今日(一〇日)於学修院にて御尋一橋公へ可有之故、昨夜被申上候由」(二月一〇日の宗城宛容堂書簡、『伊達宗城在京日記』(史)、一〇五頁)。

(40) 朝廷への会津建言(『維新階梯雑誌』、『維新稿本』二月九日、二二〇)。なおこの建言を見た近衛関白以下はこれを「平当之処」と評価したと言ふ(同)。

(41) 同右、二二二、三。

(42) 「天より云々無御坐ては幕より下手(着手)六つ敷意味合」(慶喜の

意見についての容堂の評、『伊達宗城在京日記』(史)一月二四日、七七頁)。

(43) 「我藩を治めずして公武御間に周旋は不出来、明日は迅速処置致候趣(容堂が宗城)密話いたし候」(同書、一月二五日、七九頁)。

(44) なお容堂によれば、彼らは、主張が聞き届けられない時は、「御坐をけかし可申」とまで言つたという(同書、一一〇頁)。

(45) 『孝明紀』四、三六七頁。なお彼らの参上について、容堂は、久坂らを取り鎮めのためと見たが(『伊達宗城在京日記』、一一〇頁)、近衛忠房は尊攘派と同論と見ていた(同書、一一二頁)。

(46) 二月一二日に天皇に直接会つた中川宮の談話(『伊達宗城在京日記』(史)、一一五、六頁)。

(47) 天皇が合意したといつてもけつして決然たるものでなかつたことは以下に示される。一日、容堂は両役に対して、いまだに言上しないのは勅諭に違背しているとのことだが、それは、「主上之御沙汰に候や、各様(三条ら)の御存慮にて御違背仕ましくとの御事や」と反論しているが、それへの三条の答えは、「御沙汰には無之」というものであつた(『伊達宗城在京日記』(史)、一〇八頁)。尊攘論時代、廟議で自分の申し分が立たないとき、意にそまぬ尊攘派公家の言上にも天皇は「ふんふん」というしか致し方がなかつたという(五月二九日付孝明書簡、『孝明紀』四、六七六頁)。このときもそうしたものだつたのだろう。

(48) 残る議奏三人のうち中山・正親町三条は尊攘派の攻撃で辞表を提出してゐて事実上失脚してゐた。

(49) 中川宮やもう一人の内覧、近衛忠熙もこの日の廟議に出席しておらず、事後、決定を伝えられた彼らはこれに不満だつた(『伊達宗城在

京日記』(史)、一一二頁)。もっとも実際に出席していたとして、彼らが決定に反対しえたかは心許ないが。

(50) この時期の朝廷当局の尊攘派化については、原口「文久二、三年の朝廷改革」三、参照。

(51) 仙波ひとみ「幕末における議奏の政治的浮上について」、参照。

(52) このことはその発令についての橋本実麗の日記の記述に明らかとなる。

「於学問所兩役列座、同志列参之者自今国事御用掛被仰付之旨殿下被命」(『孝明紀』四、三七五頁)。

(53) 以上、「枢密備忘」(『維新稿本』二月一四日、三九六―三九八)・『伊達宗城在京日記』(史)、一一八頁・『続再夢紀事』(史)一、三七五、六頁。

なお、彼らが期限を言上したのは、一日の攘夷期限の返答に、四月中旬という具体的な月を入れよとの沙汰が一二日に慶喜・春嶽らに出されていたからである(『慶喜公伝』史料篇(史)一、四四九頁)。

(54) 近衛も逃げ腰であり、二月二三日、宗城に対し、一越が鷹司閑白に行かず自分や中川宮のみ行くのでは、自分たちは孤立してしまうので、一越は先に閑白のところに行くべきで自分のところに来られては迷惑、と語っていた(『伊達宗城在京日記』(史)、一一六、七頁)。

(55) また、中川宮宛鷹司書簡(『孝明紀』四、四三八頁)も、国事参政寄人が一越への委任に反対していることを述べている。

(56) 慶喜に委任の達が来ると思っていて二月一七日の公武合体派の会議で、春嶽は帰藩命令を出しても承服しない者は兵力をもってなり取

り締まるべきと主張していた(『維新階梯雑誌』、『維新稿本』二月五日、六六二)。

(57) 「御家御建白之所え御任と申に相成候」(『会津藩庁記録』(史)一、二二〇頁)。

(58) 「時々(浪士の)取締方(公武合体派諸侯で)御談も在之、御家においては幕府御評議とは御別意之様に被為成、深々御配慮御尽力被遊候次第」(同書、二二〇頁)。

後の会津を考えればまったく意外な当初の方針であろう。しかしこうした寛大方針はすぐ変わる。三月一六日には容保は、江戸から上京してきた浪士組の近藤勇らに「天下奸物誅戮」の内意を語るようになるのである。極寛大から秋霜烈日へ急転換である。これをもたらしたのは、二月二二日の足利木像事件である。信頼を手ひどく裏切られ、完全に面子を潰されたと感じた容保以下会津はここに峻烈な弾圧方針に転じたのである。(温厚なものをひとたび怒らせるとなかなか恐ろしい、とでも言えようか)。

(59) 三月六日の春嶽・宗城らへの慶喜の談話(『伊達宗城在京日記』(史)、一六四頁)。

(60) 春嶽の辞任理由は何よりも攘夷方針への不満であった(『続再夢紀事』(史)一、四二二頁)。

(61) もっとも、二月一四日の攘夷期限の返答には春嶽も名を連ねており、その意味で辞任は極めて無責任ではある。辞表を提出した春嶽を容堂は、「不忠不義之人」と評した(三月一六日付大久保宛小松書簡、『大久保利通関係文書』三、一七七頁)のも当然であろう。

(62) さらにまた『慶喜公伝』2(二〇三頁)が指摘するように、近く上京するはずの久光への期待もたしかにあっただろう。

- (63) なお正確に言えば、一〇日、慶喜申し入れが行われる前にすでに、朝廷の側でも家茂滞京を望むようになっていて独自にこの沙汰を決定していた。そこに慶喜書簡が来、公武が一致したのである（文久三年三月一二日付小松宛本田書簡、『玉里』二、二〇九頁）。朝廷が家茂滞京を望むこの段階での理由は、慶喜宛の沙汰にあるように外国船襲来への不安だろう。
- (64) 以上、『続再夢紀事』（史）一、四一九頁・久光言上覚（『玉里』二、二二三頁）。
- (65) 「一橋公、土州公も御建言を御感心被成候計之事にて何之御議論も無之候」（三月一六日付大久保宛小松書簡、『大久保利通関係文書』三、一七八頁）。
- (66) 「此に至る根拠は、攘夷勅諭（文久二年の攘夷勅諭）之一事に誤り候訳にて、三郎様御趣意に戻るの発起にて、実は其以来之御建白御尽忠之件々は、不可行を知て止を得給はさる之御赤心に御湧出あらせられ候御義と可奉申候」（三月三〇日付小松宛大久保書簡、『大久保利通文書』（史）一、一六八頁）。これは久光建白が受け入れられず帰国することになったとの通知を受けた上での大久保の感想を述べたものである。
- (67) 文久三年三月一六日付伝奏宛慶喜書簡、『慶喜公伝』史料篇（史）一、四八一頁。なせ誤訳が生じたかについては萩原著書二、二〇二―二四頁、参照。
- (68) いったん薩摩に英艦を廻すと小松に言っていた在京幕府であったが、三月一六日までに議論は変わり、幕府が断然応接しその上イギリスが暴を言い張ってきたら幕府がこれに応じる、という方針に転じたのである（前註（65）小松書簡）。
- (69) 「薩州へ「英艦を」差遣申候ては幕府不相立と申処に「在京幕府が」御評決」（同書簡）。
- (70) この日の謁見の模様については、『中山忠能日記』（史）四・『松平春嶽未公刊書簡集』・『伊達宗城在京日記』・『孝明天皇紀』、参照。
- (71) 外人嫌いの天皇が摂海での対外交渉を本当に望んでいたのだろうか。三月一七日沙汰書は奇妙な勅命である。一九日の謁見で家茂が、過日の勅命に外夷と応接を摂海でなすべしとあるのは真意かと問うに、天皇は、「朕其勅を知らず」と述べたという（『慶喜公伝』2、二〇六頁）。この尊攘論の時代の勅命について偽勅が多くあると天皇が不満を述べたのは有名である。しかし、それは、天皇個人が本意でも廟議の決定により出されたものであり、天皇があざかり知らない完全なねつ造という意味での偽勅ではないことは原口「文久三年八月一八日政変に関する一考察」（三九、四〇、五六頁）が指摘しているところである。ただ、この三月一七日沙汰書のみについては、完全なねつ造の可能性もあるのではないかと思われる。
- (72) 「摂海へ英船相廻し候事やみ候は、大樹公滞京も無益とは申居候」（国事掛などへの関白の言、『伊達宗城在京日記』（史）、一八六頁、三月二二日、一八六頁）。
- (73) 帰府反対運動の有様については、『慶喜公伝』2、二〇八頁、参照。
- (74) このことは原口「幕末政局の一考察」が指摘しているところである。もつとも尊攘派は幕府に本当に攘夷を行う気があるのかなお疑っており、將軍の身柄をおさえることでその実行を迫ろうという意図も、もちろん存在はしていた。しかしけつてこれのみが理由ではなかったのである。
- (75) （三）月（二）日付松平茂昭宛春嶽書簡、（松平春嶽未公刊書簡

集』、三四、五頁)。これは幕臣鳥井水正・松平太郎よりの情報である。その信憑性は、後述する『伊達宗城在京日記』(史)の三月二〇日の条に確認される。

(76) これまで幕府側が望みながら実現しなかった、両役などを排除した天皇との直接の謁見という異例な事態がなぜこのとき可能だったのだろうか。常御殿という会見の場所を考えても、これは天皇の個人的意向が強く働いた会見であったのはたしかだろう。天皇が強硬に主張すれば両役らもそれを認めざるを得ないということだろうか。

(77) 後年、慶喜は以下のように回想している(『昔夢会筆記』、二〇八、九頁)。

「内実は「天皇と將軍が攘夷と開国で」衝突どころではない。まったく御一致だ。それでこちらでは主上の思召しはこうだということを知っていても、それを言ってはならぬとおっしゃるから言えない。真面目の御趣意はこう、表向きはこうというのだからやりにくい。」

(78) 無断で京都を離れ帰国の途についていた春嶽は、償金支払い問題について、昨日(つまり二〇日)に將軍は支払いを命じた飛脚を送ったと書いている(三月二一日付茂昭宛書簡、『松平春嶽未公刊書簡集』、三四頁)。そして、三月二八日付会津御用所宛江戸藩邸の書簡(『会津藩庁記録』(史)一、三二三頁)では、二六日、幕臣水野痴雲を訪ねた会津藩士手代木は水野より京都から支払いの命令が二四日に着いたと聞かされたとの情報を記している。この両情報は相応しており、支払い命令説は信憑性があるように見える。しかし、三月末の在府幕閣のこの問題をめぐる右往左往を見るに、こうした命令があったとはどうにも思えない。春嶽も江戸会津藩邸も絵空事を書いた

とは思えないが、何か誤解があったのだろうか。記して後教をまつ。(79) 「此の時英國に償金を与ふるの議、未だ決せず。慶喜曰く、已に攘夷に決す、何ぞ償金を与へしと、容保謂らく、金を与へ名を正し、然る後、戦ふも亦未だ晩からざるなり、余寧ろ因循の名を受くるも天下の爲めに此の議を正すへしと」(『松平家譜』文久三年三月、『維新稿本』五月九日、六八七、八)。

(80) 四月一日の達が江戸で公布されたには一四日であり、期間がいささか空きすぎているように思われる。なぜこうなったのか、この間の事情を示唆するのではないかとと思われる文書が『維新稿本』に収められている(四月一四日、五九〇、一)。この文書は、在京の幕府関係者から在府幕府への問い合わせを述べたものであるが、その問い合わせとは、慶篤へ委任と述べれば、水戸藩の尊攘過激派を勢いづかせることになってしまふのではないか、「貴地」(江戸)の模様は如何というものであった。この書簡は宛名差し出し日付を欠く。『維新稿本』はこれを容保意見書とするが、文中に「肥後殿」とありこれはあたらぬ。この史料の所蔵先が水野子爵家であること、内容より在京幕府の中枢部の人間であることより、差出人は水野忠精ではないかと思われる。在京幕府がこの問い合わせをだし、これを出して大丈夫という在府幕府の返答があつて正式にこれを送つたという手順があつたのではないだろうか。このため期間がのびたものと思われる。

(81) もつともこれが償金支払いの合意をふくんでいることを知っているのは、朝廷上層部のみで両役や尊攘派公家は考えもなかったらう。(82) なお『水戸藩史料』下は、朝廷の達について外国談判(攘夷交渉)を慶篤にゆだねることに在京幕府は不満で、一四日付の幕命では

それに修正を加えているとして(三三三頁)。修正とは、勅命の「外夷拒絶応接之儀、水戸中納言え総て委任」を「外夷御所置振之儀御委任」と改めたことである。しかし、後者でも攘夷交渉の全権が慶篤に与えられたと解釈でき、事実、在府幕府側はどのように解釈しており(四月二八日付関白宛慶勝・茂徳上書、『孝明紀』四、六一三頁)、『水戸藩史料』の説は疑問である。

(83) 堀は四月二六日に熱田で慶喜に出会っており(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三三頁)、出発はこのあたりだろう。

(84) 石井著書は、二一日の対英交渉でニール代理公使に追究されたためその夜の廟議で幕府は支払いの決断を下したとしている(一九九頁)が、実際には幕府はそれ以前、二〇日の夜までに支払いの決断を下しており妥当ではない。幕府が支払いの決意をしているのに二一日の交渉が紛糾するのは、支払いの如何ではなくその方式について対立があったからである。

(85) なお上書はもう一つの根拠として「慶篤へは兼て被仰出之御主意」と天皇の仰出を挙げているが。これは慶篤への三月二四日勅語の將軍の目代をつとめよという指示(『水戸藩史料』下、三〇二頁)をさすものではないだろうか。

(86) 茂徳は五月三日に江戸を発ったが、その予定では京都まで二〇日かけて行くことになっていた(『尾張小納戸滞京日記』、『維新稿本』五月三日、三六)。

(87) 茂徳上京の重要性を最初に論じたのは、奈良勝司「奉勅攘夷体制下における徳川將軍家の動向」(『日本史研究』五〇七号、二〇〇四年)である。ただ同論文は、水野は將軍辞任論としているが、それは正確ではない。

(88) 生麦事件の交渉方針伺いのため竹中正雅は三月二一日に江戸を発ち上京したが、その間の在府幕府の意向は以下のように償金支払い論であった。

「生麦一条之儀、曲此方に在之候儀に候へは、一向に不差出候ては相成間敷哉に候間、為扶助金差出候上、直様拒絶之及応接候順序にて可然哉の御居りと相成候哉に候。為心得申遣候事 三月廿五日」(三(四)月五日付会津京都藩邸宛会津江戸藩邸報告(『維新稿本』五月九日、六一四)

(89) 当時の幕府内開国派については奈良前掲論文、参照。
(90) 徳川茂徳については藤田正「慶応元年前後における徳川玄同の政治的位置」(『日本歴史』六五八号、二〇〇三年)、参照。

(91) 茂徳とつながりがあり、かつ水野痴雲をあわてさせるような強硬論を唱えていたのは何者か。これについてはわからないが、五月六日、三奉行が提出した閣老への意見書(『続再夢紀事』〈史〉二、六、七頁)が、將軍はあくまで五月一〇日攘夷期限令に反対し、聞き入れられねば辞職し、江戸に戻り謹慎すべし、とこれとかなり似た議論を展開しており、このあたりに手がかりがあるのかもしれない。町奉行阿部正外・井上清直・寺社奉行松前崇広といった人物である。

(92) なお茂徳は、上京中止を求める在京の前藩主で実兄の慶勝の使いが来たため名古屋で行を止め、上京計画は終幕を迎える(『七年史』〈史〉一、二九三、四頁)。

(93) 「昨夕土州藩士(吉村寅太郎)承候処、(生麦事件交渉は)先無別状由に候。大樹帰府迄とか来七日迄とか、又候返答延引之掛合仕候との由、一橋申居候由に付、其位にて「イギリスが」承知之義に候へは、先日之回文は又々被驚喝候のか、朝を驚縮の為大惣に申出候か

と見候。」(文久三年四月五日付正親町三条宛中山返書、『中山忠能日記』〈史〉四、五六〇頁)

(94) 石清水行幸の経過については『慶喜公伝』2、一八五―一九三頁、参照。

(95) 四月二六日付の在江戸老中宛の書簡で慶喜は、以下のように述べている。攘夷期限は四月二二日と御治定であったが、家茂帰府なくては実行できないゆえ、帰府願いを出そうと思っていたが、行幸等があり、それが済んだあと願うつもりが、期限が切迫してしまつたと(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五一―頁)。これよりすれば二三日という期限は、一日の石清水行幸以前に決まっていたことになる。四月五日、久坂は板倉老中を訪問し、いつ攘夷を実行するのかその期限を聞いているが、それへの板倉の返答は、家茂が帰府しなければ外夷へ申し渡しは困難であり、帰府すれば速やかに申し渡すというものであつた(四月五日周布覚書、『周布伝』下、四七一頁)。板倉がとほけていたわけではないとすると、二三日に決定されたのは、六日から一日の間ということになる。四月二日の参内のさい、家茂は天皇より攘夷期限について問われている(『水戸藩史料』下、三一―四頁)。あるいは、その返答を六日から一日の間に行つたといふことだろうか。

(96) なお慶喜の東下の行程が悠長であること(四月二二日発五月八日着で十七日間)より、慶喜は自分が着く前に江戸側が償金を支払うことを望んでいたという解釈がある(田邊太一『幕末外交談』2、平凡社、一九六六年、五五、六頁)。しかし同じく交渉を託された慶篤の東下も同じだけかかつており(三月二五日発、四月二一日着)、このとき慶喜は特にゆっくり帰つたわけではなく、うがちすぎの解釈

と言えよう。

(97) なお熱田で慶喜と会つた堀は五月四日までには大坂に着いていた(『維新稿本』五月三日、九〇)。彼は四月二六日には熱田に着いていた。そして五月一日、在京していた外国奉行池田修理が京都を発ち江戸に向かう(『肥後国事史料』三、八二―四頁)が、この派遣は支払問題の調査のためである(『玉里』二、二六―九頁)。これらを考慮するなら在京幕府は四月末遅くとも五月一日に在京幕府の支払決定を知つたと思われる。

(98) 神奈川奉行の浅野らも以下のように慶喜書簡が支払中止の理由であると語っている。

「私旅中より申遣両度之差留有之に付、三日当朝に至、俄に償金遣す間敷旨、函書頭(小笠原)より兩人(神奈川奉行浅野・山口)迄差留申越候」(五月二四日付関白宛慶喜上申、『慶喜公伝』史料篇一、五三三頁)。

(99) 「筐底録」五月四日(『維新稿本』五月三日、八九、九〇)。この情報、大坂に着いた堀の話の水戸藩士岩間誠之が聞いたものであり、信憑性が高い。

なお『慶喜公伝』史料篇〈史〉一には四月二六日付関白辞表が収録されている(五〇八、九頁)が、これについて後年の慶喜はそれを書いたことを否定し、同伝編者も真物かいなかについて判断を保留している(同書、五〇九、一〇頁)。しかし、この辞表の内容と右の堀への慶喜の談話は内容的に照応しており、本物である可能性が高いのではないだろうか。

(100) 前註(79)

(101) 在京幕府は当然、支払いを在京幕府に報告するが、それは五月二〇

日までに京都に到着した(『孝明紀』四、六三八頁)。この老中報告は、二四日に公卿の間で回覧された老中報告(同書、六三九頁・『中山忠能日記』(史)四、六四七頁)であると思われる。それは、廃棄交渉については、小笠原が横浜に交渉にいつても公使は面会せず当惑と述べていたが、償金支払いについては、小笠原が支払いが不都合なことをあくまで承知しながらも支払ったのは、「よくよく無拋事と御諒察可被下候」、小笠原にも少なからず見込みがあるようなので、詳しくは後便で申し上げる、と弁護し、その納得を求める文章となっていた。在府幕府の姿勢を示すものといえよう。

(102) 四月一日付京都藩邸宛国許伝言(長嶺内蔵太持参、四月一〇日着、『防長回天史』三下、七六・一〇四頁)

(103) 敬親帰国後の三月八日には今後の改革を進めるため国政復古局用掛が設置されていたが、その構成員は田上于平太・中島市郎兵衛・渡辺伊兵衛・兼重謙蔵・長屋又兵衛・後藤勘兵衛であり、兼重以外は有力者といえるものではなかった。

(104) もっとも長州国許は突出した行動であっても、矛盾したものとは思っていない。在京幕府の四月二七日布告は、砲撃を禁止するものであった。砲撃実行後この布告を知った長州側はいまさら変更できないと砲撃を続けることにしたが、その論理付として以下のよう述べている。「攘夷については」先達て幕府よりも布告有之事故、只今に至り幕府より如何様之御達有之候とも、最前布告有之候事に付、絶て御構に不及、是迄通御打払相成可然(『防長回天史』三下、一六〇頁)。つまり今となって四月二七日布告が来ても、幕府からの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つまり打払を合理化する幕命があると長州側はするのである。

ではこの幕命とは何だろうか。打払を命じる幕命など存在していない。それにもかかわらず長州はなぜこのようなことを言うのか、奇妙なことである。これについて考えれば、以下の三月一八日の幕府の打払令への長州の解釈に理由があるように思われる。

「攘夷之詔御奉戴に付、早々拒絶之応接に及び、外夷承服不致節は速に打払候様被仰出候間、一同厚相心得御国辱不相成様可忠勤候」

この打払令の本来の意味は、条約廃棄交渉を行い、外国が納得しないときは打ち払えと命じたもので、廃棄交渉がまだ始められていない段階の打払を命じたものではない。しかし、これは「速に打払」と命じており、「速に」とある以上、外国側の攻撃への反撃ではなく、日本側の積極的な攻撃と解する余地があるのである。そして廃棄交渉はまだ始められていないにせよ、償金問題の交渉はすでに始まっており、それについて開戦不可避と朝廷や幕府は布告していた(二月二八日朝廷達・三月一三日幕府達)。「速に打払」時期がいよいよ迫ってきたと国許は判断したものと思われる。そしてこの考えのもと攘夷期限とされていた四月中旬を期限に積極的打払を決意したのではないだろうか。もしそうであればこの幕命を書いた慶喜の不用意な用語選択が長州国許を誤解させ、四月二日布告につながったことになる。

(105) 五月一七日、長府支藩の家老三吉内蔵介が山口を訪れ家老の益田弾正と砲撃と四月二七日布告について協議し、「只今に至り幕府より如何様之御達有之候とも最前布告有之候事に付、絶て御構に不及、是迄通御打払相成可然」としている(『防長回天史』三下、一五九、六〇頁)。こうしたことが行われることは、この直前に布告が伝わった

ことを示していよう。

なお砲撃は在府幕府の四月二一日廻達にも違反しており、小倉藩はこれを長州の砲撃要請を拒否する理由に挙げていた（五月二四日付長州宛小倉返答、同書、一六二頁）。この廻達は五月一〇日以前に長州国許に着いていた可能性はあると思うが、これに関する史料は、現在のところ見出しえていない。

(106) たとえば京都の有志淡海槐堂は砲撃開始の報に長州藩に五百両を献金した（高橋『幕末維新展』、六七頁）。また六月二九日、坂本龍馬は越前の村田と会談しているが、そこで長州の軽拳を批判する村田に対し、龍馬は、長州の気節は立派でありこれを助けるべし、と論じた（『続再夢紀事』〈史〉二、六二頁）。

(107) 老中の対応は、五月二四日慶喜辞表（『慶喜公伝』史料篇一、五三三〜五三七頁）でははっきりとした反対、五月一四日武田書簡（『孝明紀』四、六一六〜六一〇頁）では、反論はしないが命を奉じないという面従腹背として描かれている。慶喜辞表は後述するように攘夷の不可能性を朝廷に訴える意見書という性格を持っており、これを考慮すると後者の方が実像であったのではないだろうか。

(108) 慶喜の慶篤宛の書簡に以下のものがある（『玉里』二、二七五頁）。「左兵衛之儀、昨夜之召候処、其後小笠原より別紙之通り申越候に付、井上信濃守（清直）を今朝横濱表へ遣し、拒絶之応接致候様申遣候事に御座候。此段急ぎ申上候。耕雲齋方へも可然御咄可被下候、已上、

即時

一橋中納言

水戸中納言貫酬」

傍点の小笠原よりの別紙とは、償金独断支払いを報告した五月九

日付の井上正直宛書簡（同書、二七五、六頁）だろう。この書簡が慶篤のもとに着いたのは、一〇日朝である（五月二五日付関白宛慶篤辞表、『孝明紀』四、六五二頁）。これよりこの書簡は一〇日朝に書かれたものであることが明らかとなる。となると慶喜は遅くとも一〇日朝に償金支払を知ったことになる。

(109) 前註慶喜書簡傍線部。

(110) 償金支払いと慶喜の関係について、六月、小笠原は、慶喜が井上清直を派遣し、償金を速やかに支払い、すぐさま英艦に乗って各国へ使節として行くよう秘密に命じてきたと回顧している（小笠原弁明書、『京都守護職始末』、一一八頁）。この回想は事実だろうか。

前註（108）の慶喜書簡より井上の出発前に慶喜は償金支払いを知っていたことは明らかである。かりにこれ以前、慶喜が井上に秘密支払い命令を伝えていたとしても、実際の出立のさいにはその指示正したはずだろう。また、そのまま英艦に乗り込み各国への使節となれとの指示という話もありに唐突であり現実性がない（外交交渉を行うには委任状など様々な準備が必要である）。そして本当にそのようなことがあったなら、自己の攘夷への熱意を示すものであるゆえ、慶喜は五月二四日の辞表でこれに言及しただろうが、それはなく、ただ、小笠原を横濱から呼び戻した記すのみであり（『孝明紀』四、六五〇頁）、これも事実ではないと思われる。ゆえに小笠原弁明書の慶喜についての回顧は事実とは思われない。

また、慶喜は大正になってからの回顧談で、自分は内心では支払い論者で、帰府後、平岡四郎と中根長十郎を小笠原のもとに派遣し、支払いを指示したと述べている（『昔夢会筆記』、一一八七頁）。こ

の回想は事実だろうか。

『肥後国事史料』三には、一〇日七時(午後四時頃)に平岡・中根が乗り切りで横浜着、小笠原の船におもむきそのまま同船で帰府とある(八二七頁)。到着時間より考えて出発は一〇日と思われる。そうであるなら右の井上への使命と同じで、この日にはもう支払い命令を出す必要はなくなっており、この回想も信用しがたいように思われる。

(111) 管見の限りでは、六月一日以前の朝廷側史料で小笠原の率兵上京にふれたものは見あたらない。

(112) 在府幕府の支払いについての在京幕府への報告については前註(101)でふれたが、これでは委曲は後便で報告するとのみあって、小笠原上京は述べられていない。

(113) 『七年史』(史)一、三一七―三二六頁。また在京水戸藩士鈴木縫も六月一日、小笠原について朝議が行われ、とりあえず彼を糾問することが決定されたとしている(六月二日付武田耕雲齋等宛鈴木縫書簡、『水戸藩史料』下、三八八頁)。

(114) こうした志向は、すぐ後の六月に起きる、外国と薩長交戦を阻止しようとする慶喜の動きに見ることが出来るが、これについては3節で述べる。

(115) ただし上方派兵という考え方自体については、慶喜はこれの一貫した反対者というわけではなかった。このことはI章で見た、前年十一月の彼の二万人率兵登坂計画に明らかであろう。彼が上方派兵に慎重になったのは、この年一月より京都に滞在して京都、西国の政治的雰囲気を知り、武力のみではとても押さえつけられないことを知ったからであろう。

(116) 梅沢の関白への報告は、客観的には中傷に近いものであった。しかしその中で述べられている「長薩へ軍艦差向け」については慶喜にそうした情報が入っていたことはすでに述べた。梅沢報告の内容の一部は実際に起こりえることであると慶喜自身は思っていたのではないだろうか。

(117) 文久三年五月二一日付撰家七人言上(『孝明紀』四、六四〇頁)等。

(118) 当時在京の水戸藩士原市之進の情報(五月二八日付武田耕雲齋宛原書簡、『水戸藩史料』下、三七八、九頁)。

(119) 五月二二日学習院提出、帰府問題についての長州答申(『防長回天史』三下、一四三頁)。

(120) これに着いたのは砲撃開始後の五月一七日頃(同書、一五九頁)。

(121) また穏健尊攘派の池田慶徳は七月以後、京都で必死に親征即行不可を主張し、朝幕の融和を図ろうとしていたが、その彼も、幕府は攘夷命令をこのまま実行しないなら、親征はやむなく、そのとき「幕奸掃攘征討等之儀」の命が下るかも知れず、そのとき自分は進退を窮すると慶喜・慶篤に述べていた(七月二二日付慶喜・慶篤宛慶徳書簡、『池田公伝』二、四〇三―四〇五頁)。

(122) 六月九日に酒井忠氏が陸路、大坂にむけて出発している(『維新史料綱要』)が、兵力を率いていたかは不明。

また勝海舟「幕末日記」の六月二一日の条には、「江戸より、鯉魚門船来る。酒井飛騨(忠毗)、其他役々乗組と云」という情報をのせている。若年寄で小笠原率兵上京にも関与していた強硬派の酒井忠毗がもし本当に登坂していたとすればその影響は大きなものだったろう。

(123) 『七年史』(史)一、三七九、八〇頁。日付は、『慶喜公伝』2、二一

四〇頁および『維新史料綱要』四による。

- (124) もっとも水戸藩の長谷川作兵衛は、この六月一三日付辞表は、幕府より差し出させたものと聞いているとして、(六月末原宛長谷川書簡、『水戸藩史料』下、四一九頁)。しかし「剛情侯」と言われる慶喜が幕府の言いなりにこのような重大な文書を作成するとは考えにくい。さらに、このあと六月二四日に関白に出した辞表(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五六〇、一頁)では、慶喜は痛烈な幕府批判を記しているが、そのいっぽう攘夷問題については一三日付と同様の議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもないことを書くとは考えにくく、これは彼自身の考えであったと見ていいだろう。

- (125) 実際にそのような考えが存在していたことは、『懐往事談』、一一九〜一二二頁、参照。

- (126) なお江戸でこのような波紋をよんだ家茂建言であるが、京都においては、このようなものを出して激派に口実を与えその術中に陥ってしまうという容保の判断で提出されず握りつぶされることになった(『七年史』〈史〉一、三三八〇頁)。三月一八日に在京幕府が出した攘夷令を在府幕府が握りつぶしたことは先に見た(本論、九八頁)が、ここでは江戸の將軍の命を京都の容保が無視したのである。京都の政治的地位が向上するなか、幕府自身の一体性も東西に崩れていきつつあるのである。

- (127) この沙汰書が慶喜転換の理由であることは原口「幕末政局の一考察」も指摘している(二二頁)。

- (128) このことは原口「幕末政局の一考察」、二二頁も指摘している。

- (129) 小栗の派遣については『孝明紀』四、七二一〜七二三頁・『慶喜公

伝』二、二四六頁、参照。

- (130) 松平と板倉・酒井は七月一五日段階で引きこもり中であった(七月二一日付容保宛小栗政寧書簡、「維新階梯雑誌」、『維新稿本』七月一五日、六二六)。

- (131) 板倉は四十歳、水野三一歳、井上三八歳、有馬二六歳。なお引きこもり中の松平は不明だが酒井は三六歳。

文献目録

本稿で言及する文献は以下の通りである。なお、新旧の史蹟協会叢書は、目録には載せず、書名の後に〈史〉をつけて示すことにする。

〈史料〉

・「大日本維新史料稿本」(東京大学史料編纂所蔵) ↓ 『維新稿本』

なおこれの該当箇所の示し方は、それが収録されている日付を示した上で、史料編纂所のホームページ中のデータページ http://www.hi-u-tokyo.ac.jp/cgi-bin/ships/ishi/ishi_login.sh で公開されているコマ番号を書いて示すことにする。

・鳥取県立博物館編『池田慶徳公御伝記』(鳥取県立博物館、一九八七〜一九九二年) ↓ 『池田伝』

・「維新階梯雑誌」(「大日本維新史料稿本」所収)

・「維新史料綱要」(東京大学出版会、一九六六、七年)

・「浦鞠負日記」(『周布政之助伝』所収)

・立教大学文学部日本史研究室編『大久保利通関係文書』(吉川弘文館、

- 一九六五～一九七一年)
- ・「大滝新蔵手録」(『大日本維新史料稿本』所収)
 - ・小笠原老岐守長行編纂会編『小笠原老岐守長行』(一九四二年、土筆社復刻、一九八四年)
 - ・福地桜痴『懷往事談』(一九九四年、東京大学出版会、一九七九年)
 - ・「筐底録」(『大日本維新史料稿本』所収)
 - ・山川浩『京都守護職始末』(マツノ書店復刻、二〇〇四年)
 - ・國分胤之『魚水実録』(旧高粱藩親睦會、一九一一年)
 - ・福本義亮編『久坂玄瑞全集』(一九三四年、マツノ書店復刻、一九九二年)
 - ・『孝明天皇紀』(吉川弘文館、一九六七年) ↓ 『孝明紀』
 - ・芳即正編『小松帯刀伝』(鹿児島県立図書館、一九八〇年)
 - ・「三条実美履歴本伝」(『大日本維新史料稿本』所収)
 - ・「枢密備忘」(『大日本維新史料稿本』所収)
 - ・周布公平監修『周布政之助伝』上下(東京大学出版会、一九七七年) ↓ 『周布伝』
 - ・「世子奉勅東下記」(『史籍雜纂』〈史〉一所収)
 - ・大久保利謙校訂『昔夢会筆記』(平凡社、一九六六年)
 - ・『統徳川実紀』(新訂増補版、吉川弘文館、一九九九年)
 - ・鹿児島県維新史料編さん所『鹿児島県史料 忠義公史料』二(鹿児島県、一九七四年) ↓ 『忠義史料』二
 - ・鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』一・二(鹿児島県、一九九一/一九九二年) ↓ 『玉里』一・二
 - ・「勅使関東下向一件」(『大日本維新史料稿本』所収)
 - ・「手島八助(土佐藩士)日記」(『大日本維新史料稿本』所収)
 - ・洪沢栄一『徳川慶喜公伝』(一九一八年、平凡社、一九六七年) ↓ 『慶喜公伝』
 - ・田邊太一『幕末外交談』2(一九八八年、平凡社、一九六六年)
 - ・勝海舟『幕末日記』(江藤淳編『勝海舟全集』1、講談社、一九七六年)
 - ・『改訂肥後藩国事史料』(一九三一、二年、国書刊行会復刻、一九七三年) ↓ 『肥後国事史料』
 - ・末松謙澄『修訂防長回天史』(マツノ書店復刻、一九九一年) ↓ 『防長回天史』
 - ・宇高浩『真木和泉守』、菊竹金文堂、一九三四年
 - ・「真木和泉日記」(同右書所収)
 - ・「松平家譜」(『大日本維新史料稿本』所収)
 - ・伴五十嗣郎編『松平春嶽末公刊書簡集』(思文閣出版、一九九一年)
 - ・「水戸藩史料」(吉川弘文館、一九一五年)
 - ・「隈山春秋」(『史籍雜纂』〈史〉二所収)
- 〈研究文献〉
- ・石井孝『増訂明治維新の国際的環境』(吉川弘文館、一九七三年)
 - ・家近良樹『幕末政治と倒幕運動』(吉川弘文館、一九九五年)
 - ・梅溪昇『高杉晋作』(吉川弘文館、二〇〇二年)
 - ・大久保利謙『岩倉具視』(中央公論社、一九七三年)
 - ・佐々木克『幕末政治と薩摩』(吉川弘文館、二〇〇四年)
 - ・仙波ひとみ『幕末における議奏の政治的浮上について』(『文化史学』五七号、二〇〇一年)
 - ・高橋秀直『「公議政体派」と薩摩倒幕派』(『京都大学文学部研究紀要』四一号、二〇〇二年)

- ・高橋秀直「王政復古政府論」(『史林』八六卷一号、二〇〇三年)
- ・高橋秀直「文久二年の政治過程」上下(『京都大学文学部研究紀要』四二・四三号、二〇〇三・二〇〇四年)
- ・高橋秀直監修『幕末維新展 長州志士の軌跡』(京都大学付属図書館、二〇〇四年)
- ・田中彰「幕府の尊攘派打倒クーデター計画説について」、『日本歴史』一七二号、一九六二年)
- ・奈良勝司「奉勅攘夷体制下における徳川將軍家の動向」(『日本史研究』五〇七号、二〇〇四年)
- ・萩原延寿『遠い崖』一・二、朝日新聞社、一九九八年
- ・原口清「文久三年八月一八日政変に関する一考察」(明治維新史学会編『幕藩権力と明治維新』、吉川弘文館、一九九二年)
- ・原口清「文久二、三年の朝廷改革」(『名城商学』四一卷別冊、一九九二年)
- ・原口清「参預考」(『名城商学』四五卷一号、一九九五年)
- ・原口清「幕末政局の一考察」(『明治維新史研究』一号、二〇〇四年)
- ・藤田正「慶応元年前後における徳川玄同の政治的位置」(『日本歴史』六五八号、二〇〇三年)
- ・三谷博『明治維新とナショナリズム』(山川出版社、一九九七年)
- ・宮地正人「幕末過渡期国家論」(宮地『天皇制の政治史的研究』、塙書房、一九八一年)
- ・原口清「文久三年八月一八日政変に関する一考察」(明治維新史学会編